

中華人民共和国刑法（日本語訳）

出典：国家税務総局天津市税務局ウェブサイト掲載「中華人民共和国刑法」（刑法修正案（十二）まで反映した統合版）

<https://tianjin.chinatax.gov.cn/11200000000/0300/030004/03000418/20240920152615743.shtml>

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AIを用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんが、自己責任でご利用ください。

訳注：本訳では、原文の「単位」を原則として「法人その他の団体」と訳し、「単位犯罪」は「法人その他の団体による犯罪」と訳した。「単位」は、会社、企業、事業単位、機関（国家機関を含む。）及び団体を含む中国法上の概念であり、法人格の有無を問わない。なお、「事業単位」は中国の公的機関の類型を指す語であるため「事業単位」とした。また、「文物保护单位」は指定文化財の類型を指す語であるため「文化財保護単位」とした。さらに、特定の役割を担う者を指す語（工事監理者、発注者、設計者、施工者、給水事業者など）は、その役割に応じて訳した。

沿革：1979年7月1日第5期全国人民代表大会第2回会議で可決、1997年3月14日第8期全国人民代表大会第5回会議で改正。その後、1998年12月29日の「外貨の詐取購入、外貨逃避及び外貨の不法売買の犯罪の処罰に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」、刑法修正案（1999年）から刑法修正案（十二）（2023年12月29日第14期全国人民代表大会常務委員会第7回会議で可決）まで、及び2009年8月27日の「一部の法律の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」により改正。

第1編 総則（第一编 总则）

第1章 刑法の任務、基本原則及び適用範囲（第一章 刑法的任务、基本原则和适用范围）

第一条

【原文】为了惩罚犯罪，保护人民，根据宪法，结合我国同犯罪作斗争的具体经验及实际情况，制定本法。

【訳文】犯罪を処罰し、人民を保護するため、憲法に基づき、わが国の犯罪との闘争の具体的な経験及び実情を踏まえて、この法律を制定する。

第二条

【原文】中华人民共和国刑法的任务，是用刑罚同一切犯罪行为作斗争，以保卫国家安全，保卫人民民主专政的政权和社会主义制度，保护国有财产和劳动群众集体所有的财产，保护公民私人所有的财产，保护公民的人身权利、民主权利和其他权利，维护社会秩序、经济秩序，保障社会主义建设事业的顺利进行。

【訳文】中華人民共和国刑法の任務は、刑罰をもってあらゆる犯罪行為と闘争し、もって国家の安全を守り、人民民主独裁の政権及び社会主義制度を守り、国有財産及び勤労大衆の集団所有に属する財産を保護し、公民の私的所有に属する財産を保護し、公民の人身の権利、民主的権利その他の権利を保護し、社会秩序及び経済秩序を維持し、社会主義建設事業の円滑な進行を保障することにある。

第三条

【原文】法律明文规定为犯罪行为的，依照法律定罪处刑；法律没有明文规定为犯罪行为的，不得定罪处刑。

【訳文】法律が明文で犯罪行為と定めるものは、法律に従って罪を認定し刑を科する。法律が明文で犯罪行為と定めていないものは、罪を認定し刑を科してはならない。

第四条

【原文】对任何人犯罪，在适用法律上一律平等。不允许任何人有超越法律的特权。

【訳文】いかなる者の犯罪に対しても、法律の適用において一律に平等である。何人にも法律を超越する特権を認めない。

第五条

【原文】刑罚的轻重，应当与犯罪分子所犯罪行和承担的刑事责任相适应。

【訳文】 刑罰の輕重は、犯罪者の犯した罪及び負うべき刑事責任に相応しなければならない。

第六条

【原文】 凡在中华人民共和国领域内犯罪的，除法律有特别规定的以外，都适用本法。

凡在中华人民共和国船舶或者航空器内犯罪的，也适用本法。

犯罪的行为或者结果有一项发生在中华人民共和国领域内的，就认为是在中华人民共和国领域内犯罪。

【訳文】 中華人民共和国の領域内で罪を犯した者には、法律に特別の定めがある場合を除き、すべてこの法律を適用する。

中華人民共和国の船舶又は航空機内で罪を犯した者にも、この法律を適用する。

犯罪の行為又は結果のいずれかが中華人民共和国の領域内で生じたときは、中華人民共和国の領域内で罪を犯したものとみなす。

第七条

【原文】 中华人民共和国公民在中华人民共和国领域外犯本法规定之罪的，适用本法，但是按本法规定的最高刑为三年以下有期徒刑的，可以不予追究。

中华人民共和国国家工作人员和军人在中华人民共和国领域外犯本法规定之罪的，适用本法。

【訳文】 中華人民共和国の公民が中華人民共和国の領域外でこの法律に定める罪を犯したときは、この法律を適用する。ただし、この法律に定める最高刑が3年以下の有期徒刑であるときは、訴追しないことができる。

中華人民共和国の国家業務人員及び軍人が中華人民共和国の領域外でこの法律に定める罪を犯したときは、この法律を適用する。

第八条

【原文】 外国人在中华人民共和国领域外对中华人民共和国国家或者公民犯罪，而按本法规定的最低刑为三年以上有期徒刑的，可以适用本法，但是按照犯罪地的法律不受处罚的除外。

【訳文】 外国人が中華人民共和国の領域外で中華人民共和国の国家又は公民に対して罪を犯し、この法律に定める最低刑が3年以上の有期徒刑であるときは、この法律を適用することができる。ただし、犯罪地の法律によれば処罰されないときは、この限りでない。

第九条

【原文】 对于中华人民共和国缔结或者参加的国际条约所规定的罪行，中华人民共和国在所承担条约义务的范围内行使刑事管辖权的，适用本法。

【訳文】中華人民共和国が締結し又は加入した国際条約に定める罪について、中華人民共和国が負う条約上の義務の範囲内で刑事管轄権を行使するときは、この法律を適用する。

第十条

【原文】凡在中华人民共和国领域外犯罪，依照本法应当负刑事责任的，虽然经过外国审判，仍然可以依照本法追究，但是在外国已经受过刑罚处罚的，可以免除或者减轻处罚。

【訳文】中華人民共和国の領域外で罪を犯し、この法律により刑事責任を負うべき者は、外国で裁判を受けた場合であっても、なおこの法律により訴追することができる。ただし、外国で既に刑罰の執行を受けたときは、処罰を免除し又は減輕することができる。

第十一条

【原文】享有外交特权和豁免权的外国人的刑事责任，通过外交途径解决。

【訳文】外交特権及び免除を享有する外国人の刑事責任は、外交ルートを通じて解決する。

第十二条

【原文】中华人民共和国成立以后本法施行以前的行为，如果当时的法律不认为是犯罪的，适用当时的法律；如果当时的法律认为是犯罪的，依照本法总则第四章第八节的规定应当追诉的，按照当时的法律追究刑事责任，但是如果本法不认为是犯罪或者处刑较轻的，适用本法。本法施行以前，依照当时的法律已经作出的生效判决，继续有效。

【訳文】中華人民共和国成立後この法律の施行前の行為については、当時の法律が犯罪としていなかったときは、当時の法律を適用する。当時の法律が犯罪としていた場合において、この法律の総則第4章第8節の規定により訴追すべきときは、当時の法律に従って刑事責任を追及する。ただし、この法律が犯罪としないとき又は科する刑がより軽いときは、この法律を適用する。

この法律の施行前に当時の法律に従って既に言い渡された確定判決は、引き続き効力を有する。

第2章 犯罪（第二章 犯罪）

第1節 犯罪及び刑事責任（第一节 犯罪和刑事责任）

第十三条

【原文】一切危害国家主权、领土完整和安全，分裂国家、颠覆人民民主专政的政权和推翻社会主义制度，破坏社会秩序和经济秩序，侵犯国有财产或者劳动群众集体所有的财产，侵犯公

民私人所有的财产，侵犯公民的人身权利、民主权利和其他权利，以及其他危害社会的行为，依照法律应当受刑罚处罚的，都是犯罪，但是情节显著轻微危害不大的，不认为是犯罪。

【訳文】国家の主権、領土保全及び安全を害し、国家を分裂させ、人民民主独裁の政権を転覆し及び社会主義制度を覆し、社会秩序及び経済秩序を破壊し、国有財産又は勤労大衆の集団所有に属する財産を侵害し、公民の私的所有に属する財産を侵害し、公民の人身の権利、民主的権利その他の権利を侵害する行為その他社会に危害を及ぼす行為であって、法律により刑罰を科すべきものは、すべて犯罪である。ただし、情状が著しく軽微で危害が大きくないものは、犯罪としない。

第十四条

【原文】明知自己的行为会发生危害社会的结果，并且希望或者放任这种结果发生，因而构成犯罪的，是故意犯罪。

故意犯罪，应当负刑事责任。

【訳文】自己の行為が社会に危害を及ぼす結果を生じさせることを知りながら、その結果の発生を希望し又は放任し、よって犯罪を構成したものは、故意犯罪である。

故意犯罪は、刑事責任を負わなければならない。

第十五条

【原文】应当预见自己的行为可能发生危害社会的结果，因为疏忽大意而没有预见，或者已经预见而轻信能够避免，以致发生这种结果的，是过失犯罪。

过失犯罪，法律有规定的才负刑事责任。

【訳文】自己の行為が社会に危害を及ぼす結果を生じさせる可能性を予見すべきであったのに、不注意により予見しなかったため、又は既に予見していながら回避できると轻信したため、その結果を生じさせたものは、過失犯罪である。

過失犯罪は、法律に定めがある場合に限り刑事責任を負う。

第十六条

【原文】行为在客观上虽然造成了损害结果，但是不是出于故意或者过失，而是由于不能抗拒或者不能预见的原因所引起的，不是犯罪。

【訳文】行為が客観的に損害の結果を生じさせた場合であっても、故意又は過失によるものではなく、抗拒不能又は予見不能の原因によって引き起こされたものは、犯罪ではない。

第十七条

【原文】已满十六周岁的人犯罪，应当负刑事责任。

已满十四周岁不满十六周岁的人，犯故意杀人、故意伤害致人重伤或者死亡、强奸、抢劫、贩卖毒品、放火、爆炸、投放危险物质罪的，应当负刑事责任。

已满十二周岁不满十四周岁的人，犯故意杀人、故意伤害罪，致人死亡或者以特别残忍手段致人重伤造成严重残疾，情节恶劣，经最高人民检察院核准追诉的，应当负刑事责任。

对依照前三款规定追究刑事责任的不满十八周岁的人，应当从轻或者减轻处罚。

因不满十六周岁不予刑事处罚的，责令其父母或者其他监护人加以管教；在必要的时候，依法进行专门矫治教育。

【訳文】満16歳に達した者が罪を犯したときは、刑事責任を負わなければならない。

満14歳に達し満16歳に満たない者が、故意殺人、故意伤害による重傷害若しくは死亡、強姦、強盗、薬物販売、放火、爆発又は危険物質投与の罪を犯したときは、刑事責任を負わなければならない。

満12歳に達し満14歳に満たない者が、故意殺人又は故意伤害の罪を犯し、人を死亡させ、又は特に残忍な手段により人に重傷を負わせて重度の障害を生じさせ、情状が悪質である場合において、最高人民検察院の承認を経て訴追されたときは、刑事責任を負わなければならない。

前3項の規定により刑事責任を追及される満18歳に満たない者については、軽く処罰し又は減輕して処罰しなければならない。

満16歳に満たないため刑事処罰を科さない者については、その父母その他の監護人に命じて指導監督させる。必要があるときは、法により専門的矯正教育を行う。

第十七条之一

【原文】已满七十五周岁的人故意犯罪的，可以从轻或者减轻处罚；过失犯罪的，应当从轻或者减轻处罚。

【訳文】満75歳に達した者が故意に罪を犯したときは、軽く処罰し又は減輕して処罰することができる。過失により罪を犯したときは、軽く処罰し又は減輕して処罰しなければならない。

第十八条

【原文】精神病人在不能辨认或者不能控制自己行为的时候造成危害结果，经法定程序鉴定确认的，不负刑事责任，但是应当责令他的家属或者监护人严加看管和医疗；在必要的时候，由政府强制医疗。

间歇性的精神病人在精神正常的时候犯罪，应当负刑事责任。

尚未完全丧失辨认或者控制自己行为能力的精神病人犯罪的，应当负刑事责任，但是可以从轻或者减轻处罚。

醉酒的人犯罪，应当负刑事责任。

【訳文】精神障害者が自己の行為を弁識し又は制御することができない状態で危害の結果を生じさせ、法定の手続による鑑定で確認されたときは、刑事責任を負わない。ただし、その家族又は監護人に命じて嚴重に監督させ及び治療を受けさせなければならない、必要があるときは、政府が強制医療を行う。

間欠性の精神障害者が精神の正常な時に罪を犯したときは、刑事責任を負わなければならない。

自己の行為を弁識し又は制御する能力を完全には喪失していない精神障害者が罪を犯したときは、刑事責任を負わなければならない。ただし、軽く処罰し又は減輕して処罰することができる。

酩酊者が罪を犯したときは、刑事責任を負わなければならない。

第十九条

【原文】又聾又哑的人或者盲人犯罪，可以从轻、减轻或者免除处罚。

【訳文】聾啞者又は盲人が罪を犯したときは、軽く処罰し、減輕して処罰し、又は処罰を免除することができる。

第二十条

【原文】为了使国家、公共利益、本人或者他人的人身、财产和其他权利免受正在进行的不法侵害，而采取的制止不法侵害的行为，对不法侵害人造成损害的，属于正当防卫，不负刑事责任。

正当防卫明显超过必要限度造成重大损害的，应当负刑事责任，但是应当减轻或者免除处罚。

对正在进行行凶、杀人、抢劫、强奸、绑架以及其他严重危及人身安全的暴力犯罪，采取防卫行为，造成不法侵害人伤亡的，不属于防卫过当，不负刑事责任。

【訳文】国家、公共の利益、本人又は他人の人身、財産その他の権利を現に行われている不法な侵害から免れさせるため、不法な侵害を阻止する行為をとり、不法な侵害者に損害を与えたときは、正当防衛に当たり、刑事責任を負わない。

正当防衛が明らかに必要な限度を超えて重大な損害を生じさせたときは、刑事責任を負わなければならない。ただし、処罰を減輕し又は免除しなければならない。

現に行われている凶行、殺人、強盗、強姦、略取その他人身の安全に重大な危険を及ぼす暴力犯罪に対して防衛行為をとり、不法な侵害者を死傷させたときは、過剰防衛に当たらず、刑事責任を負わない。

第二十一条

【原文】为了使国家、公共利益、本人或者他人的人身、财产和其他权利免受正在发生的危险，不得已采取的紧急避险行为，造成损害的，不负刑事责任。

緊急避險超過必要限度造成不應有的損害的，應當負刑事責任，但是應當減輕或者免除處罰。
第一款中關於避免本人危險的規定，不適用於職務上、業務上負有特定責任的人。

【訳文】 國家、公共の利益、本人又は他人の人身、財産その他の權利を現に生じている危険から免れさせるため、やむを得ずとった緊急避難行為によって損害を生じさせたときは、刑事責任を負わない。

緊急避難が必要な限度を超えて生じさせるべきでない損害を生じさせたときは、刑事責任を負わなければならない。ただし、処罰を減輕し又は免除しなければならない。

第1項中の本人の危険を避けることに関する規定は、職務上又は業務上特定の責任を負う者には適用しない。

第2節 犯罪の予備、未遂及び中止（第二节 犯罪的预备、未遂和中止）

第二十二條

【原文】 为了犯罪，准备工具、制造条件的，是犯罪预备。

对于预备犯，可以比照既遂犯从轻、减轻处罚或者免除处罚。

【訳文】 犯罪のために道具を準備し、条件を作り出すことは、犯罪予備である。

予備犯に対しては、既遂犯に比照して、軽く処罰し、減輕して処罰し、又は処罰を免除することができる。

第二十三條

【原文】 已经着手实行犯罪，由于犯罪分子意志以外的原因而未得逞的，是犯罪未遂。

对于未遂犯，可以比照既遂犯从轻或者减轻处罚。

【訳文】 既に犯罪の実行に着手したが、犯罪者の意思以外の原因により遂げなかったときは、犯罪未遂である。

未遂犯に対しては、既遂犯に比照して、軽く処罰し又は減輕して処罰することができる。

第二十四條

【原文】 在犯罪过程中，自动放弃犯罪或者自动有效地防止犯罪结果发生的，是犯罪中止。

对于中止犯，没有造成损害的，应当免除处罚；造成损害的，应当减轻处罚。

【訳文】 犯罪の過程において、自発的に犯罪を放棄し、又は自発的かつ有効に犯罪結果の発生を防止したときは、犯罪中止である。

中止犯に対しては、損害を生じさせなかったときは、処罰を免除しなければならない。損害を生じさせたときは、処罰を減輕しなければならない。

第3節 共同犯罪（第三节 共同犯罪）

第二十五条

【原文】共同犯罪是指二人以上共同故意犯罪。

二人以上共同过失犯罪，不以共同犯罪论处；应当负刑事责任的，按照他们所犯的罪分别处罚。

【訳文】共同犯罪とは、2人以上が共同して故意に罪を犯すことをいう。

2人以上が共同して過失により罪を犯したときは、共同犯罪として論じない。刑事責任を負うべきときは、それぞれが犯した罪に応じて各別に処罰する。

第二十六条

【原文】组织、领导犯罪集团进行犯罪活动的或者在共同犯罪中起主要作用的，是主犯。

三人以上为共同实施犯罪而组成的较为固定的犯罪组织，是犯罪集团。

对组织、领导犯罪集团的首要分子，按照集团所犯的全部罪行处罚。

对于第三款规定以外的主犯，应当按照其所参与的或者组织、指挥的全部犯罪处罚。

【訳文】犯罪集団を組織し若しくは指導して犯罪活動を行った者又は共同犯罪において主要な役割を果たした者は、主犯である。

3人以上が共同して犯罪を実行するために結成した比較的固定的な犯罪組織は、犯罪集団である。

犯罪集団を組織し又は指導した首謀者に対しては、集団が犯したすべての罪に応じて処罰する。

第3項に定める者以外の主犯に対しては、その者が参加し又は組織し若しくは指揮したすべての犯罪に応じて処罰しなければならない。

第二十七条

【原文】在共同犯罪中起次要或者辅助作用的，是从犯。

对于从犯，应当从轻、减轻处罚或者免除处罚。

【訳文】共同犯罪において副次的又は補助的な役割を果たした者は、従犯である。

従犯に対しては、軽く処罰し、減輕して処罰し、又は処罰を免除しなければならない。

第二十八条

【原文】对于被胁迫参加犯罪的，应当按照他的犯罪情节减轻处罚或者免除处罚。

【訳文】脅迫されて犯罪に加わった者に対しては、その犯罪の情状に応じて、処罰を減輕し又は免除しなければならない。

第二十九条

【原文】教唆他人犯罪的，应当按照他在共同犯罪中所起的作用处罚。教唆不满十八周岁的人犯罪的，应当从重处罚。

如果被教唆的人没有犯被教唆的罪，对于教唆犯，可以从轻或者减轻处罚。

【訳文】他人を教唆して罪を犯させた者は、共同犯罪においてその果たした役割に応じて処罰しなければならない。満18歳に満たない者を教唆して罪を犯させた者は、重く処罰しなければならない。

被教唆者が教唆された罪を犯さなかったときは、教唆犯に対しては、軽く処罰し又は減輕して処罰することができる。

第4節 法人その他の団体による犯罪（第四节 单位犯罪）

第三十条

【原文】公司、企业、事业单位、机关、团体实施的危害社会的行为，法律规定为单位犯罪的，应当负刑事责任。

【訳文】会社、企業、事業単位、機関又は団体が行った社会に危害を及ぼす行為で、法律が法人その他の団体による犯罪と定めるものについては、刑事責任を負わなければならない。

第三十一条

【原文】单位犯罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员判处刑罚。本法分则和其他法律另有规定的，依照规定。

【訳文】法人その他の団体が罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して刑罰を科する。この法律の各則及びその他の法律に別段の定めがあるときは、その定めによる。

第3章 刑罰（第三章 刑罚）

第1節 刑罰の種類（第一节 刑罚的种类）

第三十二条

【原文】刑罚分为主刑和附加刑。

【訳文】刑罰は、主刑及び付加刑とする。

第三十三条

【原文】主刑的种类如下：

（一）管制；

- （二）拘役；
- （三）有期徒刑；
- （四）无期徒刑；
- （五）死刑。

【訳文】主刑の種類は、次のとおりとする。

- （1）管制
- （2）拘役
- （3）有期徒刑
- （4）無期徒刑
- （5）死刑

第三十四条

【原文】附加刑的种类如下：

- （一）罚金；
- （二）剥夺政治权利；
- （三）没收财产。

附加刑也可以独立适用。

【訳文】付加刑の種類は、次のとおりとする。

- （1）罰金
- （2）政治的権利の剥奪
- （3）財産の没収

付加刑は、独立して適用することもできる。

第三十五条

【原文】对于犯罪的外国人，可以独立适用或者附加适用驱逐出境。

【訳文】罪を犯した外国人に対しては、国外追放を独立して又は付加して適用することができる。

第三十六条

【原文】由于犯罪行为而使被害人遭受经济损失的，对犯罪分子除依法给予刑事处罚外，并应根据情况判处赔偿经济损失。

承担民事赔偿责任的犯罪分子，同时被判处罚金，其财产不足以全部支付的，或者被判处没收财产的，应当先承担对被害人的民事赔偿责任。

【訳文】犯罪行為により被害者に経済的損失を被らせたときは、犯罪者に対し、法により刑事処罰を科するほか、状況に応じて経済的損失の賠償を命じなければならない。

民事賠償責任を負う犯罪者が同時に罰金を科され、その財産がすべてを支払うに足りないとき、又は財産の没収を科されたときは、被害者に対する民事賠償責任を先に負担しなければならない。

第三十七条

【原文】对于犯罪情节轻微不需要判处刑罚的，可以免于刑事处罚，但是可以根据案件的不同情况，予以训诫或者责令具结悔过、赔礼道歉、赔偿损失，或者由主管部门予以行政处罚或者行政处分。

【訳文】犯罪の情状が軽微で刑罰を科する必要があるときは、刑事処罰を免除することができる。ただし、事件の個別の状況に応じて、訓戒し、又は誓約書による反省、謝罪若しくは損害賠償を命じ、又は主管部門が行政処罰若しくは行政処分を科することができる。

第三十七条之一

【原文】因利用职业便利实施犯罪，或者实施违背职业要求的特定义务的犯罪被判处刑罚的，人民法院可以根据犯罪情况和预防再犯罪的需要，禁止其自刑罚执行完毕之日或者假释之日起从事相关职业，期限为三年至五年。

被禁止从事相关职业的人违反人民法院依照前款规定作出的决定的，由公安机关依法给予处罚；情节严重的，依照本法第三百一十三条的规定定罪处罚。

其他法律、行政法规对其从事相关职业另有禁止或者限制性规定的，从其规定。

【訳文】職業上の便宜を利用して犯罪を実行し、又は職業上の要請に反する特定の義務違反の犯罪を実行して刑罰を科された者に対し、人民法院は、犯罪の状況及び再犯防止の必要に応じて、刑罰の執行終了の日又は仮釈放の日から関連する職業に従事することを禁止することができる。その期間は、3年から5年までとする。

関連する職業への従事を禁止された者が前項の規定により人民法院がした決定に違反したときは、公安機関が法により処罰する。情状が重いときは、この法律第313条の規定により罪を認定し処罰する。

その他の法律又は行政法規がその者の関連する職業への従事について別に禁止又は制限の規定を設けているときは、その規定による。

第2節 管制（第二节 管制）

第三十八条

【原文】管制的期限，为三个月以上二年以下。

判处管制，可以根据犯罪情况，同时禁止犯罪分子在执行期间从事特定活动，进入特定区域、场所，接触特定的人。

对判处管制的犯罪分子，依法实行社区矫正。

違反第二款规定的禁止令的，由公安机关依照《中华人民共和国治安管理处罚法》的规定处罚。

【訳文】 管制的期間は、3か月以上2年以下とする。

管制を言い渡すときは、犯罪の状況に応じて、同時に、執行期間中、犯罪者が特定の活動に従事し、特定の区域若しくは場所に立ち入り、又は特定の者と接触することを禁止することができる。

管制を言い渡された犯罪者に対しては、法によりコミュニティ矯正を実施する。

第2項に定める禁止令に違反した者は、公安機関が《中华人民共和国治安管理处罚法》の規定により処罰する。

第三十九条

【原文】 被判处管制的犯罪分子，在执行期间，应当遵守下列规定：

- （一）遵守法律、行政法规，服从监督；
- （二）未经执行机关批准，不得行使言论、出版、集会、结社、游行、示威自由的权利；
- （三）按照执行机关规定报告自己的活动情况；
- （四）遵守执行机关关于会客的规定；
- （五）离开所居住的市、县或者迁居，应当报经执行机关批准。

对于被判处管制的犯罪分子，在劳动中应当同工同酬。

【訳文】 管制を言い渡された犯罪者は、執行期間中、次の規定を遵守しなければならない。

- （1）法律及び行政法規を遵守し、監督に服すること。
- （2）執行機関の許可を得ずに、言論、出版、集会、結社、行進及び示威の自由の権利を行使しないこと。
- （3）執行機関の定めるところにより自己の活動状況を報告すること。
- （4）面会に関する執行機関の定めを遵守すること。
- （5）居住する市若しくは県を離れ、又は転居するときは、執行機関に報告して許可を得ること。

管制を言い渡された犯罪者に対しては、労働において同一労働同一賃金としなければならない。

第四十条

【原文】 被判处管制的犯罪分子，管制期满，执行机关应即向本人和其所在单位或者居住地的群众宣布解除管制。

【訳文】 管制を言い渡された犯罪者の管制期間が満了したときは、執行機関は、直ちに本人及びその所属する法人その他の団体又は居住地の大衆に対して管制の解除を宣告しなければならない。

第四十一条

【原文】管制的刑期，从判决执行之日起计算；判决执行以前先行羁押的，羁押一日折抵刑期二日。

【訳文】管制的刑期は、判決の執行の日から起算する。判決の執行前に先に勾留されていたときは、勾留 1 日を刑期 2 日に算入する。

第 3 節 拘役（第三节 拘役）

第四十二条

【原文】拘役的期限，为一个月以上六个月以下。

【訳文】拘役の期間は、1 か月以上 6 か月以下とする。

第四十三条

【原文】被判处拘役的犯罪分子，由公安机关就近执行。

在执行期间，被判处拘役的犯罪分子每月可以回家一天至两天；参加劳动的，可以酌量发给报酬。

【訳文】拘役を言い渡された犯罪者は、公安機関が最寄りの場所で執行する。

執行期間中、拘役を言い渡された犯罪者は、毎月 1 日から 2 日帰宅することができる。労働に参加した者には、適宜報酬を支給することができる。

第四十四条

【原文】拘役的刑期，从判决执行之日起计算；判决执行以前先行羁押的，羁押一日折抵刑期一日。

【訳文】拘役の刑期は、判決の執行の日から起算する。判決の執行前に先に勾留されていたときは、勾留 1 日を刑期 1 日に算入する。

第 4 節 有期徒刑及び無期徒刑（第四节 有期徒刑、无期徒刑）

第四十五条

【原文】有期徒刑的期限，除本法第五十条、第六十九条规定外，为六个月以上十五年以下。

【訳文】有期徒刑の期間は、この法律第 50 条及び第 69 条に定める場合を除き、6 か月以上 15 年以下とする。

第四十六条

【原文】被判处有期徒刑、无期徒刑的犯罪分子，在监狱或者其他执行场所执行；凡有劳动能力的，都应当参加劳动，接受教育和改造。

【訳文】有期懲役又は無期懲役を言い渡された犯罪者は、監獄その他の執行場所において刑を執行する。労働能力を有する者は、すべて労働に参加し、教育及び改造を受けなければならない。

第四十七条

【原文】有期徒刑的刑期，从判决执行之日起计算；判决执行以前先行羁押的，羁押一日折抵刑期一日。

【訳文】有期懲役の刑期は、判決の執行の日から起算する。判決の執行前に先に勾留されていたときは、勾留 1 日を刑期 1 日に算入する。

第 5 節 死刑（第五节 死刑）

第四十八条

【原文】死刑只适用于罪行极其严重的犯罪分子。对于应当判处死刑的犯罪分子，如果不是必须立即执行的，可以判处死刑同时宣告缓期二年执行。

死刑除依法由最高人民法院判决的以外，都应当报请最高人民法院核准。死刑缓期执行的，可以由高级人民法院判决或者核准。

【訳文】死刑は、罪状が極めて重大な犯罪者に限り適用する。死刑を言い渡すべき犯罪者について、直ちに執行することを要しないときは、死刑を言い渡すと同時に 2 年間の執行猶予を宣告することができる。

死刑は、法により最高人民法院が判決するものを除き、すべて最高人民法院に報告して承認を求めなければならない。死刑の執行猶予は、高級人民法院が判決し又は承認することができる。

第四十九条

【原文】犯罪的时候不满十八周岁的人和审判的时候怀孕的妇女，不适用死刑。

审判的时候已满七十五周岁的人，不适用死刑，但以特别残忍手段致人死亡的除外。

【訳文】犯罪の時に満 18 歳に満たない者及び裁判の時に妊娠している女性には、死刑を適用しない。

裁判の時に満 75 歳に達している者には、死刑を適用しない。ただし、特に残忍な手段により人を死亡させたときは、この限りでない。

第五十条

【原文】判处死刑缓期执行的，在死刑缓期执行期间，如果没有故意犯罪，二年期满以后，减为无期徒刑；如果确有重大立功表现，二年期满以后，减为二十五年有期徒刑；如果故意犯罪，情节恶劣的，报请最高人民法院核准后执行死刑；对于故意犯罪未执行死刑的，死刑缓期执行的期间重新计算，并报最高人民法院备案。

对被判处死刑缓期执行的累犯以及因故意杀人、强奸、抢劫、绑架、放火、爆炸、投放危险物质或者有组织的暴力性犯罪被判处死刑缓期执行的犯罪分子，人民法院根据犯罪情节等情况可以同时决定对其限制减刑。

【訳文】死刑の執行猶予を言い渡された者が、死刑の執行猶予期間中に故意に罪を犯さなかったときは、2年の期間満了後、無期懲役に減刑する。確かに重大な功績を立てたときは、2年の期間満了後、25年の有期懲役に減刑する。故意に罪を犯し、情状が悪質であるときは、最高人民法院に報告して承認を得た後、死刑を執行する。故意に罪を犯したが死刑を執行しなかったときは、死刑の執行猶予期間を改めて計算し、最高人民法院に報告して記録にとどめる。

死刑の執行猶予を言い渡された累犯者並びに故意殺人、強姦、強盗、略取、放火、爆発、危険物質投与又は組織的な暴力的犯罪により死刑の執行猶予を言い渡された犯罪者に対しては、人民法院は、犯罪の情状等に応じて、同時に減刑の制限を決定することができる。

第五十一条

【原文】死刑缓期执行的期间，从判决确定之日起计算。死刑缓期执行减为有期徒刑的刑期，从死刑缓期执行期满之日起计算。

【訳文】死刑の執行猶予の期間は、判決確定の日から起算する。死刑の執行猶予から有期懲役に減刑された場合の刑期は、死刑の執行猶予期間満了の日から起算する。

第6節 罰金（第六节 罚金）

第五十二条

【原文】判处罚金，应当根据犯罪情节决定罚金数额。

【訳文】罰金を科するときは、犯罪の情状に応じて罰金の額を決定しなければならない。

第五十三条

【原文】罚金在判决指定的期限内一次或者分期缴纳。期满不缴纳的，强制缴纳。对于不能全部缴纳罚金的，人民法院在任何时候发现被执行人有可以执行的财产，应当随时追缴。

由于遭遇不能抗拒的灾祸等原因缴纳确实有困难的，经人民法院裁定，可以延期缴纳、酌情减少或者免除。

【訳文】 罰金は、判決で指定された期限内に一括で又は分割して納付する。期限が満了しても納付しないときは、強制的に納付させる。罰金の全額を納付することができない者については、人民法院は、被執行者に執行可能な財産があることを発見したときは、いつでも追徴しなければならない。

抗拒することのできない災禍に遭遇したこと等の原因により納付が確かに困難であるときは、人民法院の裁定を経て、納付を延期し、情状を酌んで減額し、又は免除することができる。

第7節 政治的権利の剥奪（第七节 剥夺政治权利）

第五十四条

【原文】 剥夺政治权利是剥夺下列权利：

- （一）选举权和被选举权；
- （二）言论、出版、集会、结社、游行、示威自由的权利；
- （三）担任国家机关职务的权利；
- （四）担任国有公司、企业、事业单位和人民团体领导职务的权利。

【訳文】 政治的権利の剥奪とは、次に掲げる権利を剥奪することをいう。

- （1）選挙権及び被選挙権
- （2）言論、出版、集会、結社、行進及び示威の自由の権利
- （3）国家機関の職務に就く権利
- （4）国有の会社、企業、事業単位及び人民団体の指導的職務に就く権利

第五十五条

【原文】 剥夺政治权利的期限，除本法第五十七条规定外，为一年以上五年以下。

判处管制附加剥夺政治权利的，剥夺政治权利的期限与管制的期限相等，同时执行。

【訳文】 政治的権利の剥奪の期間は、この法律第57条に定める場合を除き、1年以上5年以下とする。

管制に付加して政治的権利の剥奪を言い渡すときは、政治的権利の剥奪の期間は管制的期間と等しいものとし、同時に執行する。

第五十六条

【原文】 对于危害国家安全的犯罪分子应当附加剥夺政治权利；对于故意杀人、强奸、放火、爆炸、投毒、抢劫等严重破坏社会秩序的犯罪分子，可以附加剥夺政治权利。

独立适用剥夺政治权利的，依照本法分则的规定。

【訳文】 国家の安全に危害を及ぼした犯罪者に対しては、付加して政治的権利を剥奪しなければならない。故意殺人、強姦、放火、爆発、毒物投与、強盗等、社会秩序を重大に破壊した犯罪者に対しては、付加して政治的権利を剥奪することができる。
政治的権利の剥奪を独立して適用するときは、この法律の各則の規定による。

第五十七条

【原文】 对于被判处死刑、无期徒刑的犯罪分子，应当剥夺政治权利终身。
在死刑缓期执行减为有期徒刑或者无期徒刑减为有期徒刑的时候，应当把附加剥夺政治权利的期限改为三年以上十年以下。

【訳文】 死刑又は無期懲役を言い渡された犯罪者に対しては、政治的権利を終身剥奪しなければならない。
死刑の執行猶予から有期懲役に減刑し、又は無期懲役から有期懲役に減刑するときは、付加された政治的権利の剥奪の期間を3年以上10年以下に改めなければならない。

第五十八条

【原文】 附加剥夺政治权利的刑期，从徒刑、拘役执行完毕之日或者从假释之日起计算；剥夺政治权利的效力当然施用于主刑执行期间。

被剥夺政治权利的犯罪分子，在执行期间，应当遵守法律、行政法规和国务院公安部门有关监督管理的规定，服从监督；不得行使本法第五十四条规定的各项权利。

【訳文】 付加された政治的権利の剥奪の刑期は、懲役若しくは拘役の執行終了の日又は仮釈放の日から起算する。政治的権利の剥奪の効力は、当然に主刑の執行期間中にも及ぶ。
政治的権利を剥奪された犯罪者は、執行期間中、法律、行政法規及び国务院公安部門の監督管理に関する規定を遵守し、監督に服さなければならず、この法律第54条に定める各権利を行使してはならない。

第8節 財産の没収（第八节 没收财产）

第五十九条

【原文】 没收财产是没收犯罪分子个人所有财产的一部或者全部。没收全部财产的，应当对犯罪分子个人及其扶养的家属保留必需的生活费用。

在判处没收财产的时候，不得没收属于犯罪分子家属所有或者应有的财产。

【訳文】 財産の没収とは、犯罪者個人の所有する財産の一部又は全部を没収することをいう。財産の全部を没収するときは、犯罪者個人及びその扶養する家族のために必要な生活費を留保しなければならない。

財産の没収を言い渡すときは、犯罪者の家族が所有し又は有すべき財産を没収してはならない。

第六十条

【原文】没收财产以前犯罪分子所负的正当债务，需要以没收的财产偿还的，经债权人请求，应当偿还。

【訳文】財産の没収前に犯罪者が負っていた正当な債務で、没収した財産をもって弁済する必要があるものは、債権者の請求により、弁済しなければならない。

第4章 刑罰の具体的運用（第四章 刑罰的具体运用）

第1節 量刑（第一节 量刑）

第六十一条

【原文】对于犯罪分子决定刑罚的时候，应当根据犯罪的事实、犯罪的性质、情节和对于社会的危害程度，依照本法的有关规定判处。

【訳文】犯罪者に対して刑罰を決定するときは、犯罪の事実、犯罪の性質、情状及び社会に対する危害の程度に基づき、この法律の関係規定に従って言い渡さなければならない。

第六十二条

【原文】犯罪分子具有本法规定的从重处罚、从轻处罚情节的，应当在法定刑的限度以内判处刑罚。

【訳文】犯罪者にこの法律に定める重く処罰する情状又は軽く処罰する情状があるときは、法定刑の限度内で刑罰を言い渡さなければならない。

第六十三条

【原文】犯罪分子具有本法规定的减轻处罚情节的，应当在法定刑以下判处刑罚；本法规定有数个量刑幅度的，应当在法定量刑幅度的下一个量刑幅度内判处刑罚。

犯罪分子虽然不具有本法规定的减轻处罚情节，但是根据案件的特殊情况，经最高人民法院核准，也可以在法定刑以下判处刑罚。

【訳文】犯罪者にこの法律に定める減軽して処罰する情状があるときは、法定刑を下回って刑罰を言い渡さなければならない。この法律に数個の量刑の幅が定められているときは、法定の量刑の幅の一段下の量刑の幅の範囲内で刑罰を言い渡さなければならない。

犯罪者にこの法律に定める減軽して処罰する情状がない場合であっても、事件の特殊な事情により、最高人民法院の承認を経て、法定刑を下回って刑罰を言い渡すことができる。

第六十四条

【原文】犯罪分子违法所得的一切财物，应当予以追缴或者责令退赔；对被害人的合法财产，应当及时返还；违禁品和供犯罪所用的本人财物，应当予以没收。没收的财物和罚金，一律上缴国库，不得挪用和自行处理。

【訳文】犯罪者が違法に取得した一切の財物は、追徴し又は返還若しくは賠償を命じなければならない。被害者の合法的な財産は、速やかに返還しなければならない。禁制品及び犯罪の用に供した本人の財物は、没収しなければならない。没収した財物及び罰金は、一律に国庫に納付し、流用し又は自ら処分してはならない。

第2節 累犯（第二节 累犯）

第六十五条

【原文】被判处有期徒刑以上刑罚的犯罪分子，刑罚执行完毕或者赦免以后，在五年以内再犯应当判处有期徒刑以上刑罚之罪的，是累犯，应当从重处罚，但是过失犯罪和不满十八周岁的人犯罪的除外。

前款规定的期限，对于被假释的犯罪分子，从假释期满之日起计算。

【訳文】有期懲役以上の刑罰を言い渡された犯罪者が、刑罰の執行を終了し又は赦免を受けた後5年以内に再び有期懲役以上の刑罰を言い渡すべき罪を犯したときは、累犯であり、重く処罰しなければならない。ただし、過失犯罪及び満18歳に満たない者の犯罪は、この限りでない。

前項に定める期間は、仮釈放された犯罪者については、仮釈放の期間満了の日から起算する。

第六十六条

【原文】危害国家安全犯罪、恐怖活动犯罪、黑社会性质的组织犯罪的犯罪分子，在刑罚执行完毕或者赦免以后，在任何时候再犯上述任一类罪的，都以累犯论处。

【訳文】国家の安全に危害を及ぼす犯罪、テロ活動犯罪又は黒社会的性質を有する組織の犯罪の犯罪者が、刑罰の執行を終了し又は赦免を受けた後、いつであっても再び上記のいずれかの類の罪を犯したときは、すべて累犯として論ずる。

第3節 自首及び功績（第三节 自首和立功）

第六十七条

【原文】犯罪以后自动投案，如实供述自己的罪行的，是自首。对于自首的犯罪分子，可以从轻或者减轻处罚。其中，犯罪较轻的，可以免除处罚。

被采取强制措施的犯罪嫌疑人、被告人和正在服刑的罪犯，如实供述司法机关还未掌握的本人其他罪行的，以自首论。

犯罪嫌疑人虽不具有前两款规定的自首情节，但是如实供述自己罪行的，可以从轻处罚；因其如实供述自己罪行，避免特别严重后果发生的，可以减轻处罚。

【訳文】罪を犯した後、自ら出頭し、自己の罪を事実のとおり供述したときは、自首である。自首した犯罪者に対しては、軽く処罰し又は減輕して処罰することができる。そのうち、犯罪が比較的軽いものについては、処罰を免除することができる。

強制措置をとられた被疑者、被告人及び現に服役中の受刑者が、司法機関がまだ把握していない本人の他の罪を事実のとおり供述したときは、自首として論ずる。

被疑者が前2項に定める自首の情状を有しない場合であっても、自己の罪を事実のとおり供述したときは、軽く処罰することができる。自己の罪を事実のとおり供述したことにより特に重大な結果の発生を回避したときは、減輕して処罰することができる。

第六十八条

【原文】犯罪分子有揭发他人犯罪行为，查证属实的，或者提供重要线索，从而得以侦破其他案件等立功表现的，可以从轻或者减轻处罚；有重大立功表现的，可以减轻或者免除处罚。

【訳文】犯罪者が他人の犯罪行為を告発し、調査により事実と確認されたとき、又は重要な手掛かりを提供し、それにより他の事件を解決することができたとき等の功績があるときは、軽く処罰し又は減輕して処罰することができる。重大な功績があるときは、処罰を減輕し又は免除することができる。

第4節 併合罪の処罰（第四节 数罪并罚）

第六十九条

【原文】判决宣告以前一人犯数罪的，除判处死刑和无期徒刑的以外，应当在总和刑期以下、数刑中最高刑期以上，酌情决定执行的刑期，但是管制最高不能超过三年，拘役最高不能超过一年，有期徒刑总和刑期不满三十五年的，最高不能超过二十年，总和刑期在三十五年以上的，最高不能超过二十五年。

数罪中有判处有期徒刑和拘役的，执行有期徒刑。数罪中有判处有期徒刑和管制，或者拘役和管制的，有期徒刑、拘役执行完毕后，管制仍须执行。

数罪中有判处附加刑的，附加刑仍须执行，其中附加刑种类相同的，合并执行，种类不同的，分别执行。

【訳文】判決の宣告前に1人が数罪を犯したときは、死刑及び無期懲役を言い渡す場合を除き、合計刑期以下、数刑中の最も長い刑期以上の範囲で、情状を酌んで執行する刑期を決定しなければならない。ただし、管制は最高3年を、拘役は最高1年を超えることができず、

有期懲役の合計刑期が35年に満たないときは最高20年を、合計刑期が35年以上のときは最高25年を超えることができない。

数罪のうちに有期懲役と拘役を言い渡されたものがあるときは、有期懲役を執行する。数罪のうちに有期懲役と管制、又は拘役と管制を言い渡されたものがあるときは、有期懲役又は拘役の執行終了後、なお管制を執行しなければならない。

数罪のうちに付加刑を言い渡されたものがあるときは、付加刑はなお執行しなければならず、そのうち付加刑の種類が同じものは合併して執行し、種類が異なるものはそれぞれ執行する。

第七十条

【原文】判決宣告以后，刑罚执行完毕以前，发现被判刑的犯罪分子在判决宣告以前还有其他罪没有判决的，应当对新发现的罪作出判决，把前后两个判决所判处的刑罚，依照本法第六十九条的规定，决定执行的刑罚。已经执行的刑期，应当计算在新判决决定的刑期以内。

【訳文】判決の宣告後、刑罰の執行終了前に、刑を言い渡された犯罪者に判決の宣告前に犯した他の罪で判決を受けていないものがあることが発見されたときは、新たに発見された罪について判決し、前後2つの判決で言い渡された刑罰について、この法律第69条の規定により、執行する刑罰を決定しなければならない。既に執行した刑期は、新たな判決で決定した刑期に算入しなければならない。

第七十一条

【原文】判决宣告以后，刑罚执行完毕以前，被判刑的犯罪分子又犯罪的，应当对新犯的罪作出判决，把前罪没有执行的刑罚和后罪所判处的刑罚，依照本法第六十九条的规定，决定执行的刑罚。

【訳文】判決の宣告後、刑罰の執行終了前に、刑を言い渡された犯罪者が更に罪を犯したときは、新たに犯した罪について判決し、前の罪の未執行の刑罰と後の罪について言い渡された刑罰について、この法律第69条の規定により、執行する刑罰を決定しなければならない。

第5節 執行猶予（第五节 缓刑）

第七十二条

【原文】对于被判处拘役、三年以下有期徒刑的犯罪分子，同时符合下列条件的，可以宣告缓刑，对其中不满十八周岁的人、怀孕的妇女和已满七十五周岁的人，应当宣告缓刑：

- （一）犯罪情节较轻；
- （二）有悔罪表现；
- （三）没有再犯罪的危险；

（四）宣告缓刑对所居住社区没有重大不良影响。

宣告缓刑，可以根据犯罪情况，同时禁止犯罪分子在缓刑考验期限内从事特定活动，进入特定区域、场所，接触特定的人。

被宣告缓刑的犯罪分子，如果被判处附加刑，附加刑仍须执行。

【訳文】 拘役又は3年以下の有期懲役を言い渡された犯罪者で、次に掲げる要件をすべて満たすものに対しては、執行猶予を宣告することができる。そのうち満18歳に満たない者、妊娠している女性及び満75歳に達した者に対しては、執行猶予を宣告しなければならない。

（1）犯罪の情状が比較的軽いこと。

（2）悔悟の態度を示していること。

（3）再犯のおそれがないこと。

（4）執行猶予の宣告が居住するコミュニティに重大な悪影響を及ぼさないこと。

執行猶予を宣告するときは、犯罪の状況に応じて、同時に、執行猶予の考査期間内に犯罪者が特定の活動に従事し、特定の区域若しくは場所に立ち入り、又は特定の者と接触することを禁止することができる。

執行猶予を宣告された犯罪者が付加刑を言い渡されているときは、付加刑はなお執行しなければならない。

第七十三条

【原文】 拘役的缓刑考验期限为原判刑期以上一年以下，但是不能少于二个月。

有期徒刑的缓刑考验期限为原判刑期以上五年以下，但是不能少于一年。

缓刑考验期限，从判决确定之日起计算。

【訳文】 拘役の執行猶予の考査期間は、原判決の刑期以上1年以下とする。ただし、2か月を下回ることはできない。

有期懲役の執行猶予の考査期間は、原判決の刑期以上5年以下とする。ただし、1年を下回ることはできない。

執行猶予の考査期間は、判決確定の日から起算する。

第七十四条

【原文】 对于累犯和犯罪集团的首要分子，不适用缓刑。

【訳文】 累犯者及び犯罪集団の首謀者に対しては、執行猶予を適用しない。

第七十五条

【原文】 被宣告缓刑的犯罪分子，应当遵守下列规定：

（一）遵守法律、行政法规，服从监督；

- （二）按照考察机关的规定报告自己的活动情况；
- （三）遵守考察机关关于会客的规定；
- （四）离开所居住的市、县或者迁居，应当报经考察机关批准。

【訳文】執行猶予を宣告された犯罪者は、次の規定を遵守しなければならない。

- （1）法律及び行政法規を遵守し、監督に服すること。
- （2）考查機関の定めるところにより自己の活動状況を報告すること。
- （3）面会に関する考查機関の定めを遵守すること。
- （4）居住する市若しくは県を離れ、又は転居するときは、考查機関に報告して許可を得ること。

第七十六条

【原文】对宣告缓刑的犯罪分子，在缓刑考验期限内，依法实行社区矫正，如果没有本法第七十七条规定的情形，缓刑考验期满，原判的刑罚就不再执行，并公开予以宣告。

【訳文】執行猶予を宣告された犯罪者に対しては、執行猶予の考查期間内、法によりコミュニティ矯正を実施し、この法律第 77 条に定める事情がなければ、執行猶予の考查期間満了により原判決の刑罰はもはや執行せず、その旨を公開で宣告する。

第七十七条

【原文】被宣告缓刑的犯罪分子，在缓刑考验期限内犯新罪或者发现判决宣告以前还有其他罪没有判决的，应当撤销缓刑，对新犯的罪或者新发现的罪作出判决，把前罪和后罪所判处的刑罚，依照本法第六十九条的规定，决定执行的刑罚。

被宣告缓刑的犯罪分子，在缓刑考验期限内，违反法律、行政法规或者国务院有关部门关于缓刑的监督管理规定，或者违反人民法院判决中的禁止令，情节严重的，应当撤销缓刑，执行原判刑罚。

【訳文】執行猶予を宣告された犯罪者が、執行猶予の考查期間内に新たな罪を犯し、又は判決の宣告前に犯した他の罪で判決を受けていないものがあることが発見されたときは、執行猶予を取り消し、新たに犯した罪又は新たに発見された罪について判決し、前の罪と後の罪について言い渡された刑罰について、この法律第 69 条の規定により、執行する刑罰を決定しなければならない。

執行猶予を宣告された犯罪者が、執行猶予の考查期間内に、法律、行政法規若しくは執行猶予に関する国务院の関係部門の監督管理の規定に違反し、又は人民法院の判決中の禁止令に違反し、情状が重いときは、執行猶予を取り消し、原判決の刑罰を執行しなければならない。

第 6 節 減刑（第六节 减刑）

第七十八条

【原文】被判处管制、拘役、有期徒刑、无期徒刑的犯罪分子，在执行期间，如果认真遵守监规，接受教育改造，确有悔改表现的，或者有立功表现的，可以减刑；有下列重大立功表现之一的，应当减刑：

- （一）阻止他人重大犯罪活动的；
- （二）检举监狱内外重大犯罪活动，经查证属实的；
- （三）有发明创造或者重大技术革新的；
- （四）在日常生产、生活中舍己救人的；
- （五）在抗御自然灾害或者排除重大事故中，有突出表现的；
- （六）对国家和社会有其他重大贡献的。

减刑以后实际执行的刑期不能少于下列期限：

- （一）判处管制、拘役、有期徒刑的，不能少于原判刑期的二分之一；
- （二）判处无期徒刑的，不能少于十三年；
- （三）人民法院依照本法第五十条第二款规定限制减刑的死刑缓期执行的犯罪分子，缓期执行期满后依法减为无期徒刑的，不能少于二十五年，缓期执行期满后依法减为二十五年有期徒刑的，不能少于二十年。

【訳文】管制、拘役、有期懲役又は無期懲役を言い渡された犯罪者が、執行期間中、監獄の規則を誠実に遵守し、教育改造を受け、確かに悔悟の態度を示したとき、又は功績を立てたときは、減刑することができる。次に掲げる重大な功績のいずれかがあるときは、減刑しなければならない。

- （1）他人の重大な犯罪活動を阻止したとき。
- （2）監獄の内外の重大な犯罪活動を検挙し、調査により事実と確認されたとき。
- （3）発明創造又は重大な技術革新をしたとき。
- （4）日常の生産又は生活において自らを犠牲にして人を救ったとき。
- （5）自然災害への対処又は重大事故の排除において、際立った働きをしたとき。
- （6）国家及び社会にその他の重大な貢献をしたとき。

減刑後に実際に執行される刑期は、次に掲げる期間を下回ることができない。

- （1）管制、拘役又は有期懲役を言い渡された者は、原判決の刑期の 2 分の 1
- （2）無期懲役を言い渡された者は、13 年
- （3）人民法院がこの法律第 50 条第 2 項の規定により減刑を制限した死刑の執行猶予の犯罪者について、執行猶予期間満了後に法により無期懲役に減刑されたときは 25 年、執行猶予期間満了後に法により 25 年の有期懲役に減刑されたときは 20 年

第七十九条

【原文】对于犯罪分子的减刑，由执行机关向中级以上人民法院提出减刑建议书。人民法院应当组成合议庭进行审理，对确有悔改或者立功事实的，裁定予以减刑。非经法定程序不得减刑。

【訳文】犯罪者の減刑は、執行機関が中級以上の人民法院に減刑建議書を提出する。人民法院は、合議体を構成して審理し、確かに悔悟又は功績の事実があるものについては、減刑する旨の裁定をしなければならない。法定の手続を経なければ、減刑することはできない。

第八十条

【原文】无期徒刑减为有期徒刑的刑期，从裁定减刑之日起计算。

【訳文】無期懲役から有期懲役に減刑された場合の刑期は、減刑の裁定の日から起算する。

第7節 仮釈放（第七节 假释）

第八十一条

【原文】被判处有期徒刑的犯罪分子，执行原判刑期二分之一以上，被判处无期徒刑的犯罪分子，实际执行十三年以上，如果认真遵守监规，接受教育改造，确有悔改表现，没有再犯罪的危险的，可以假释。如果有特殊情况，经最高人民法院核准，可以不受上述执行刑期的限制。对累犯以及因故意杀人、强奸、抢劫、绑架、放火、爆炸、投放危险物质或者有组织的暴力性犯罪被判处十年以上有期徒刑、无期徒刑的犯罪分子，不得假释。对犯罪分子决定假释时，应当考虑其假释后对所居住社区的影响。

【訳文】有期懲役を言い渡された犯罪者が原判決の刑期の2分の1以上の執行を受け、又は無期懲役を言い渡された犯罪者が実際に13年以上の執行を受け、監獄の規則を誠実に遵守し、教育改造を受け、確かに悔悟の態度を示し、再犯のおそれがないときは、仮釈放することができる。特殊な事情があるときは、最高人民法院の承認を経て、上記の執行刑期の制限を受けないことができる。

累犯者並びに故意殺人、強姦、強盗、略取、放火、爆発、危険物質投与又は組織的な暴力的犯罪により10年以上の有期懲役又は無期懲役を言い渡された犯罪者に対しては、仮釈放することができない。

犯罪者の仮釈放を決定するときは、仮釈放後に居住するコミュニティに対する影響を考慮しなければならない。

第八十二条

【原文】对于犯罪分子的假释，依照本法第七十九条规定的程序进行。非经法定程序不得假释。

【訳文】犯罪者の仮釈放は、この法律第79条に定める手続に従って行う。法定の手続を経なければ、仮釈放することはできない。

第八十三条

【原文】有期徒刑的假释考验期限，为没有执行完毕的刑期；无期徒刑的假释考验期限为十年。

假释考验期限，从假释之日起计算。

【訳文】有期懲役の仮釈放の考査期間は、執行を終了していない残刑期間とする。無期懲役の仮釈放の考査期間は、10年とする。

仮釈放の考査期間は、仮釈放の日から起算する。

第八十四条

【原文】被宣告假释的犯罪分子，应当遵守下列规定：

- （一）遵守法律、行政法规，服从监督；
- （二）按照监督机关的规定报告自己的活动情况；
- （三）遵守监督机关关于会客的规定；
- （四）离开所居住的市、县或者迁居，应当报经监督机关批准。

【訳文】仮釈放を宣告された犯罪者は、次の規定を遵守しなければならない。

- （1）法律及び行政法規を遵守し、監督に服すること。
- （2）監督機関の定めるところにより自己の活動状況を報告すること。
- （3）面会に関する監督機関の定めを遵守すること。
- （4）居住する市若しくは県を離れ、又は転居するときは、監督機関に報告して許可を得ること。

第八十五条

【原文】对假释的犯罪分子，在假释考验期限内，依法实行社区矫正，如果没有本法第八十六条规定的情形，假释考验期满，就认为原判刑罚已经执行完毕，并公开予以宣告。

【訳文】仮釈放された犯罪者に対しては、仮釈放の考査期間内、法によりコミュニティ矯正を実施し、この法律第86条に定める事情がなければ、仮釈放の考査期間満了により原判決の刑罰の執行を終了したものとみなし、その旨を公開で宣告する。

第八十六条

【原文】被假释的犯罪分子，在假释考验期限内犯新罪，应当撤销假释，依照本法第七十一条的规定实行数罪并罚。

在假释考验期限内，发现被假释的犯罪分子在判决宣告以前还有其他罪没有判决的，应当撤销假释，依照本法第七十条的规定实行数罪并罚。

被假释的犯罪分子，在假释考验期限内，有违反法律、行政法规或者国务院有关部门关于假释的监督管理规定的行为，尚未构成新的犯罪的，应当依照法定程序撤销假释，收监执行未执行完毕的刑罚。

【訳文】仮釈放された犯罪者が仮釈放の考察期間内に新たな罪を犯したときは、仮釈放を取り消し、この法律第 71 条の規定により併合罪の処罰を行わなければならない。

仮釈放の考察期間内に、仮釈放された犯罪者に判決の宣告前に犯した他の罪で判決を受けていないものがあることが発見されたときは、仮釈放を取り消し、この法律第 70 条の規定により併合罪の処罰を行わなければならない。

仮釈放された犯罪者が、仮釈放の考察期間内に、法律、行政法規又は仮釈放に関する国务院の関係部門の監督管理の規定に違反する行為をし、まだ新たな犯罪を構成しないときは、法定の手続に従って仮釈放を取り消し、収監して未執行の刑罚を執行しなければならない。

第 8 節 時効（第八节 时效）

第八十七条

【原文】犯罪经过下列期限不再追诉：

- （一）法定最高刑为不满五年有期徒刑的，经过五年；
- （二）法定最高刑为五年以上不满十年有期徒刑的，经过十年；
- （三）法定最高刑为十年以上有期徒刑的，经过十五年；
- （四）法定最高刑为无期徒刑、死刑的，经过二十年。如果二十年以后认为必须追诉的，须报请最高人民检察院核准。

【訳文】犯罪は、次に掲げる期間を経過したときは、もはや訴追しない。

- （1）法定最高刑が 5 年未満の有期徒刑であるものは、5 年
- （2）法定最高刑が 5 年以上 10 年未満の有期徒刑であるものは、10 年
- （3）法定最高刑が 10 年以上の有期徒刑であるものは、15 年
- （4）法定最高刑が無期懲役又は死刑であるものは、20 年。20 年経過後に訴追が必要であると認めるときは、最高人民検察院に報告して承認を得なければならない。

第八十八条

【原文】在人民检察院、公安机关、国家安全机关立案侦查或者在人民法院受理案件以后，逃避侦查或者审判的，不受追诉期限的限制。

被害人在追诉期限内提出控告，人民法院、人民检察院、公安机关应当立案而不予立案的，不受追诉期限的限制。

【訳文】人民検察院、公安機関若しくは国家安全機関が立件して捜査し、又は人民法院が事件を受理した後に、捜査又は裁判を逃れたときは、訴追期間の制限を受けない。
被害者が訴追期間内に告訴した場合において、人民法院、人民検察院又は公安機関が立件すべきであるのに立件しなかったときは、訴追期間の制限を受けない。

第八十九条

【原文】追诉期限从犯罪之日起计算；犯罪行为有连续或者继续状态的，从犯罪行为终了之日起计算。

在追诉期限以内又犯罪的，前罪追诉的期限从犯后罪之日起计算。

【訳文】訴追期間は、犯罪の日から起算する。犯罪行為が連続し又は継続する状態にあるときは、犯罪行為の終了の日から起算する。

訴追期間内に更に罪を犯したときは、前の罪の訴追期間は、後の罪を犯した日から起算する。

第5章 その他の規定（第五章 其他规定）

第九十条

【原文】民族自治地方不能全部适用本法规定的，可以由自治区或者省的人民代表大会根据当地民族的政治、经济、文化的特点和本法规定的基本原则，制定变通或者补充的规定，报请全国人民代表大会常务委员会批准施行。

【訳文】民族自治地方においてこの法律の規定の全部を適用することができないときは、自治区又は省の人民代表大会は、当該地方の民族の政治、経済及び文化の特徴並びにこの法律に定める基本原則に基づき、変通的又は補充的な規定を制定し、全国人民代表大会常務委員会に報告して承認を得た上で施行することができる。

第九十一条

【原文】本法所称公共财产，是指下列财产：

- （一）国有财产；
- （二）劳动群众集体所有的财产；
- （三）用于扶贫和其他公益事业的社会捐助或者专项基金的财产。

在国家机关、国有公司、企业、集体企业和人民团体管理、使用或者运输中的私人财产，以公共财产论。

【訳文】この法律において公共財産とは、次に掲げる財産をいう。

- （1）国有財産
- （2）勤労大衆の集団所有に属する財産

（3）貧困扶助その他の公益事業に用いる社会からの寄付又は特定基金の財産
国家機関、国有の会社、企業、集団企業及び人民団体が管理し、使用し又は運送している私人の財産は、公共財産として論ずる。

第九十二条

【原文】本法所称公民私人所有的财产，是指下列财产：

- （一）公民的合法收入、储蓄、房屋和其他生活资料；
- （二）依法归个人、家庭所有的生产资料；
- （三）个体户和私营企业的合法财产；
- （四）依法归个人所有的股份、股票、债券和其他财产。

【訳文】この法律において公民の私的所有に属する財産とは、次に掲げる財産をいう。

- （1）公民の合法的な収入、貯蓄、家屋その他の生活資料
- （2）法により個人又は家庭の所有に属する生産手段
- （3）個人事業者及び私営企業の合法的な財産
- （4）法により個人の所有に属する持分、株式、債券その他の財産

第九十三条

【原文】本法所称国家工作人员，是指国家机关中从事公务的人员。

国有公司、企业、事业单位、人民团体中从事公务的人员和国家机关、国有公司、企业、事业单位委派到非国有公司、企业、事业单位、社会团体从事公务的人员，以及其他依照法律从事公务的人员，以国家工作人员论。

【訳文】この法律において国家業務人員とは、国家機関において公務に従事する者をいう。
国有の会社、企業、事業単位及び人民団体において公務に従事する者、国家機関、国有の会社、企業又は事業単位から非国有の会社、企業、事業単位又は社会団体に派遣されて公務に従事する者並びにその他法律に従って公務に従事する者は、国家業務人員として論ずる。

第九十四条

【原文】本法所称司法工作人员，是指有侦查、检察、审判、监管职责的工作人员。

【訳文】この法律において司法業務人員とは、捜査、検察、裁判又は監督管理の職責を有する者をいう。

第九十五条

【原文】本法所称重伤，是指有下列情形之一的伤害：

- （一）使人肢体残废或者毁人容貌的；
- （二）使人丧失听觉、视觉或者其他器官机能的；

（三）其他对于人身健康有重大伤害的。

【訳文】 この法律において重傷とは、次のいずれかに該当する傷害をいう。

- （1）人の肢体に障害を生じさせ、又は人の容貌を損なうもの
- （2）人の聴覚、視覚その他の器官の機能を喪失させるもの
- （3）その他人身の健康に重大な傷害を与えるもの

第九十六条

【原文】 本法所称违反国家规定，是指违反全国人民代表大会及其常务委员会制定的法律和决定，国务院制定的行政法规、规定的行政措施、发布的决定和命令。

【訳文】 この法律において国家の規定に違反するとは、全国人民代表大会及びその常務委員会が制定した法律及び決定並びに国务院が制定した行政法規、定めた行政措置及び発布した決定及び命令に違反することをいう。

第九十七条

【原文】 本法所称首要分子，是指在犯罪集团或者聚众犯罪中起组织、策划、指挥作用的犯罪分子。

【訳文】 この法律において首謀者とは、犯罪集団又は集団犯罪において組織、計画又は指揮の役割を果たした犯罪者をいう。

第九十八条

【原文】 本法所称告诉才处理，是指被害人告诉才处理。如果被害人因受强制、威吓无法告诉的，人民检察院和被害人的近亲属也可以告诉。

【訳文】 この法律において告訴があって初めて処理するとは、被害者の告訴があって初めて処理することをいう。被害者が強制又は威迫を受けて告訴することができないときは、人民検察院及び被害者の近親者も告訴することができる。

第九十九条

【原文】 本法所称以上、以下、以内，包括本数。

【訳文】 この法律において以上、以下及び以内というときは、その数を含む。

第一百条

【原文】 依法受过刑事处罚的人，在入伍、就业的时候，应当如实向有关单位报告自己曾受过刑事处罚，不得隐瞒。

犯罪的时候不满十八周岁被判处五年有期徒刑以下刑罚的人，免除前款规定的报告义务。

【訳文】法により刑事処罰を受けたことのある者は、入隊し又は就職するときは、関係する法人その他の団体に対し、自己が刑事処罰を受けたことがある旨を事実のとおり報告しなければならない。これを隠してはならない。

犯罪の時に満18歳に満たず、5年の有期懲役以下の刑罰を言い渡された者は、前項に定める報告義務を免除する。

第一百零一条

【原文】本法总则适用于其他有刑罚规定的法律，但是其他法律有特别规定的除外。

【訳文】この法律の総則は、刑罰の規定を有するその他の法律に適用する。ただし、その他の法律に特別の規定があるときは、この限りでない。

第2編 各則（第二编 分则）

第1章 国家の安全に危害を及ぼす罪（第一章 危害国家安全罪）

第一百零二条

【原文】勾结外国，危害中华人民共和国的主权、领土完整和安全的，处无期徒刑或者十年以上有期徒刑。

与境外机构、组织、个人相勾结，犯前款罪的，依照前款的规定处罚。

【訳文】外国と結託し、中華人民共和国の主権、領土保全及び安全に危害を及ぼした者は、無期懲役又は10年以上の有期懲役に処する。

境外の機構、組織又は個人と結託して前項の罪を犯した者は、前項の規定により処罰する。

第一百零三条

【原文】组织、策划、实施分裂国家、破坏国家统一的，对首要分子或者罪行重大的，处无期徒刑或者十年以上有期徒刑；对积极参加的，处三年以上十年以下有期徒刑；对其他参加的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利。

煽动分裂国家、破坏国家统一的，处五年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利；首要分子或者罪行重大的，处五年以上有期徒刑。

【訳文】国家の分裂又は国家統一の破壊を組織し、計画し又は実行した者は、首謀者又は罪状の重大な者については、無期懲役又は10年以上の有期懲役に処し、積極的に参加した者については、3年以上10年以下の有期懲役に処し、その他の参加者については、3年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

国家の分裂又は国家統一の破壊を扇動した者は、5年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。首謀者又は罪状の重大な者は、5年以上の有期懲役に処する。

第一百零四条

【原文】组织、策划、实施武装叛乱或者武装暴乱的，对首要分子或者罪行重大的，处无期徒刑或者十年以上有期徒刑；对积极参加的，处三年以上十年以下有期徒刑；对其他参加的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利。

策动、胁迫、勾引、收买国家机关工作人员、武装部队人员、人民警察、民兵进行武装叛乱或者武装暴乱的，依照前款的规定从重处罚。

【訳文】武装反乱又は武装暴動を組織し、計画し又は実行した者は、首謀者又は罪状の重大な者については、無期懲役又は10年以上の有期懲役に処し、積極的に参加した者については、3年以上10年以下の有期懲役に処し、その他の参加者については、3年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

国家機関業務人員、武装部隊の要員、人民警察又は民兵を策動し、脅迫し、誘惑し又は買収して武装反乱又は武装暴動を行わせた者は、前項の規定により重く処罰する。

第一百零五条

【原文】组织、策划、实施颠覆国家政权、推翻社会主义制度的，对首要分子或者罪行重大的，处无期徒刑或者十年以上有期徒刑；对积极参加的，处三年以上十年以下有期徒刑；对其他参加的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利。

以造谣、诽谤或者其他方式煽动颠覆国家政权、推翻社会主义制度的，处五年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利；首要分子或者罪行重大的，处五年以上有期徒刑。

【訳文】国家政権の転覆又は社会主義制度の打倒を組織し、計画し又は実行した者は、首謀者又は罪状の重大な者については、無期懲役又は10年以上の有期懲役に処し、積極的に参加した者については、3年以上10年以下の有期懲役に処し、その他の参加者については、3年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

デマの流布、誹謗その他の方法により国家政権の転覆又は社会主義制度の打倒を扇動した者は、5年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。首謀者又は罪状の重大な者は、5年以上の有期懲役に処する。

第一百零六条

【原文】与境外机构、组织、个人相勾结，实施本章第一百零三条、第一百零四条、第一百零五条规定之罪的，依照各该条的规定从重处罚。

【訳文】境外の機構、組織又は個人と結託して、この章の第103条、第104条又は第105条に定める罪を実行した者は、それぞれ当該条の規定により重く処罰する。

第一百零七条

【原文】 境内外机构、组织或者个人资助实施本章第一百零二条、第一百零三条、第一百零四条、第一百零五条规定之罪的，对直接责任人员，处五年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利；情节严重的，处五年以上有期徒刑。

【訳文】 境内外の機構、組織又は個人がこの章の第102条、第103条、第104条又は第105条に定める罪の実行に資金を援助したときは、直接責任者は、5年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。情状が重いときは、5年以上の有期徒刑に処する。

第一百零八条

【原文】 投敌叛变的，处三年以上十年以下有期徒刑；情节严重或者带领武装部队人员、人民警察、民兵投敌叛变的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑。

【訳文】 敵に投降し寝返った者は、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。情状が重いとき、又は武装部隊の要員、人民警察若しくは民兵を率いて敵に投降し寝返ったときは、10年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処する。

第一百零九条

【原文】 国家机关工作人员在履行公务期间，擅离岗位，叛逃境外或者在境外叛逃的，处五年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利；情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑。掌握国家秘密的国家工作人员叛逃境外或者在境外叛逃的，依照前款的规定从重处罚。

【訳文】 国家機関業務人員が公務の遂行中に、無断で持ち場を離れ、境外へ逃亡して寝返り、又は境外で逃亡して寝返ったときは、5年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。情状が重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。
国家秘密を掌握する国家業務人員が境外へ逃亡して寝返り、又は境外で逃亡して寝返ったときは、前項の規定により重く処罰する。

第一百一十条

【原文】 有下列间谍行为之一，危害国家安全的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑；情节较轻的，处三年以上十年以下有期徒刑：

- （一）参加间谍组织或者接受间谍组织及其代理人的任务的；
- （二）为敌人指示轰击目标的。

【訳文】 次に掲げるスパイ行為のいずれかを行い、国家の安全に危害を及ぼした者は、10年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処する。情状が比較的軽いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。

- （1）スパイ組織に参加し、又はスパイ組織若しくはその代理人の任務を引き受けること。
- （2）敵のために砲爆撃の目標を指示すること。

第一百一十一条

【原文】为境外的机构、组织、人员窃取、刺探、收买、非法提供国家秘密或者情报的，处五年以上十年以下有期徒刑；情节特别严重的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑；情节较轻的，处五年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利。

【訳文】 境外の機構、組織又は人員のために、国家秘密又は情報を窃取し、探知し、買収し、又は不法に提供した者は、5 年以上 10 年以下の有期徒刑に処する。情状が特に重いときは、10 年以上の有期徒刑又は無期懲役に処し、情状が比較的軽いときは、5 年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

第一百一十二条

【原文】战时供给敌人武器装备、军用物资资敌的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑；情节较轻的，处三年以上十年以下有期徒刑。

【訳文】 戦時において敵に武器装備又は軍用物資を供給して敵を利した者は、10 年以上の有期徒刑又は無期懲役に処する。情状が比較的軽いときは、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処する。

第一百一十三条

【原文】本章上述危害国家安全罪行中，除第一百零三条第二款、第一百零五条、第一百零七条、第一百零九条外，对国家和人民危害特别严重、情节特别恶劣的，可以判处死刑。犯本章之罪的，可以并处没收财产。

【訳文】 この章の上記の国家の安全に危害を及ぼす罪のうち、第 103 条第 2 項、第 105 条、第 107 条及び第 109 条を除くものについて、国家及び人民に対する危害が特に重大で、情状が特に悪質であるときは、死刑を言い渡すことができる。

この章の罪を犯した者には、財産の没収を併科することができる。

第 2 章 公共の安全に危害を及ぼす罪（第二章 危害公共安全罪）

第一百一十四条

【原文】放火、决水、爆炸以及投放毒害性、放射性、传染病病原体等物质或者以其他危险方法危害公共安全，尚未造成严重后果的，处三年以上十年以下有期徒刑。

【訳文】 放火、決水若しくは爆発をし、毒性物質、放射性物質、伝染病病原体等の物質を投与し、又はその他の危険な方法により公共の安全に危害を及ぼし、まだ重大な結果を生じさせていない者は、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処する。

第一百一十五条

【原文】放火、決水、爆炸以及投放毒害性、放射性、传染病病原体等物质或者以其他危险方法致人重伤、死亡或者使公私财产遭受重大损失的，处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑。

过失犯前款罪的，处三年以上七年以下有期徒刑；情节较轻的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】放火、決水若しくは爆発をし、毒性物質、放射性物質、伝染病病原体等の物質を投与し、又はその他の危険な方法により、人に重傷を負わせ若しくは死亡させ、又は公私の財産に重大な損失を被らせた者は、10年以上の有期懲役、無期懲役又は死刑に処する。

過失により前項の罪を犯した者は、3年以上7年以下の有期懲役に処する。情状が比較的軽いときは、3年以下の有期懲役又は拘役に処する。

第一百一十六条

【原文】破坏火车、汽车、电车、船只、航空器，足以使火车、汽车、电车、船只、航空器发生倾覆、毁坏危险，尚未造成严重后果的，处三年以上十年以下有期徒刑。

【訳文】汽車、自動車、電車、船舶又は航空機を破壊し、これらを転覆させ又は損壊させる危険を生じさせるに足りるものであって、まだ重大な結果を生じさせていない者は、3年以上10年以下の有期懲役に処する。

第一百一十七条

【原文】破坏轨道、桥梁、隧道、公路、机场、航道、灯塔、标志或者进行其他破坏活动，足以使火车、汽车、电车、船只、航空器发生倾覆、毁坏危险，尚未造成严重后果的，处三年以上十年以下有期徒刑。

【訳文】軌道、橋梁、トンネル、道路、空港、航路、灯台若しくは標識を破壊し、又はその他の破壊活動を行い、汽車、自動車、電車、船舶又は航空機を転覆させ又は損壊させる危険を生じさせるに足りるものであって、まだ重大な結果を生じさせていない者は、3年以上10年以下の有期懲役に処する。

第一百一十八条

【原文】破坏电力、燃气或者其他易燃易爆设备，危害公共安全，尚未造成严重后果的，处三年以上十年以下有期徒刑。

【訳文】電力、ガスその他の引火性若しくは爆発性の設備を破壊し、公共の安全に危害を及ぼし、まだ重大な結果を生じさせていない者は、3年以上10年以下の有期懲役に処する。

第一百一十九条

【原文】破坏交通工具、交通设施、电力设备、燃气设备、易燃易爆设备，造成严重后果的，处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑。

过失犯前款罪的，处三年以上七年以下有期徒刑；情节较轻的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】交通機関、交通施設、電力設備、ガス設備又は引火性若しくは爆発性の設備を破壊し、重大な結果を生じさせた者は、10年以上の有期懲役、無期懲役又は死刑に処する。過失により前項の罪を犯した者は、3年以上7年以下の有期懲役に処する。情状が比較的軽いときは、3年以下の有期懲役又は拘役に処する。

第一百二十条

【原文】组织、领导恐怖活动组织的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处没收财产；积极参加的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；其他参加的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利，可以并处罚金。

犯前款罪并实施杀人、爆炸、绑架等犯罪的，依照数罪并罚的规定处罚。

【訳文】テロ活動組織を組織し又は指導した者は、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、財産の没収を併科する。積極的に参加した者は、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。その他の参加者は、3年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処し、罰金を併科することができる。

前項の罪を犯し、かつ、殺人、爆発、略取等の犯罪を実行した者は、併合罪の処罰の規定により処罰する。

第一百二十条之一

【原文】资助恐怖活动组织、实施恐怖活动的个人的，或者资助恐怖活动培训的，处五年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利，并处罚金；情节严重的，处五年以上有期徒刑，并处罚金或者没收财产。

为恐怖活动组织、实施恐怖活动或者恐怖活动培训招募、运送人员的，依照前款的规定处罚。单位犯前两款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照第一款的规定处罚。

【訳文】テロ活動組織若しくはテロ活動を実行する個人に資金を援助し、又はテロ活動の訓練に資金を援助した者は、5年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、5年以上の有期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

テロ活動組織、テロ活動の実行又はテロ活動の訓練のために人員を募集し又は輸送した者は、前項の規定により処罰する。

法人その他の団体が前2項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を第1項の規定により処罰する。

第一百二十条之二

【原文】有下列情形之一的，处五年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利，并处罚金；情节严重的，处五年以上有期徒刑，并处罚金或者没收财产：

- （一）为实施恐怖活动准备凶器、危险物品或者其他工具的；
- （二）组织恐怖活动培训或者积极参加恐怖活动培训的；
- （三）为实施恐怖活动与境外恐怖活动组织或者人员联络的；
- （四）为实施恐怖活动进行策划或者其他准备的。

有前款行为，同时构成其他犯罪的，依照处罚较重的规定定罪处罚。

【訳文】次のいずれかに該当する者は、5年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、5年以上の有期徒刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

- （1）テロ活動を実行するために凶器、危険物品その他の道具を準備したとき。
- （2）テロ活動の訓練を組織し、又はテロ活動の訓練に積極的に参加したとき。
- （3）テロ活動を実行するために境外のテロ活動組織又は人員と連絡したとき。
- （4）テロ活動を実行するために計画その他の準備をしたとき。

前項の行為をし、同時にその他の犯罪を構成するときは、処罰のより重い規定により罪を認定し処罰する。

第一百二十条之三

【原文】以制作、散发宣扬恐怖主义、极端主义的图书、音频视频资料或者其他物品，或者通过讲授、发布信息等方式宣扬恐怖主义、极端主义的，或者煽动实施恐怖活动的，处五年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利，并处罚金；情节严重的，处五年以上有期徒刑，并处罚金或者没收财产。

【訳文】テロリズム若しくは過激主義を宣伝する図書、音声映像資料その他の物品を作成し若しくは頒布し、若しくは講義、情報の発信等の方法によりテロリズム若しくは過激主義を宣伝し、又はテロ活動の実行を扇動した者は、5年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、5年以上の有期徒刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

第一百二十条之四

【原文】利用极端主义煽动、胁迫群众破坏国家法律确立的婚姻、司法、教育、社会管理等制度实施的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金；情节特别严重的，处七年以上有期徒刑，并处罚金或者没收财产。

【訳文】過激主義を利用して、大衆を扇動し又は脅迫して、国家の法律が確立した婚姻、司法、教育、社会管理等の制度の実施を破壊させた者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。情状が特に重いときは、7年以上の有期徒刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

第一百二十条之五

【原文】以暴力、胁迫等方式强制他人在公共场所穿着、佩戴宣扬恐怖主义、极端主义服饰、标志的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金。

【訳文】暴力、脅迫等の方法により、他人に公共の場所においてテロリズム又は過激主義を宣伝する服飾又は標章を着用させ又は身に付けさせることを強制した者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。

第一百二十条之六

【原文】明知是宣扬恐怖主义、极端主义的图书、音频视频资料或者其他物品而非法持有，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金。

【訳文】テロリズム又は過激主義を宣伝する図書、音声映像資料その他の物品であることを知らながら不法に所持し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。

第一百二十一条

【原文】以暴力、胁迫或者其他方法劫持航空器的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑；致人重伤、死亡或者使航空器遭受严重破坏的，处死刑。

【訳文】暴力、脅迫その他の方法により航空機を乗っ取った者は、10年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処する。人に重傷を負わせ若しくは死亡させ、又は航空機に重大な損壊を被らせたときは、死刑に処する。

第一百二十二条

【原文】以暴力、胁迫或者其他方法劫持船只、汽车的，处五年以上十年以下有期徒刑；造成严重后果的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑。

【訳文】暴力、脅迫その他の方法により船舶又は自動車に乗っ取った者は、5年以上10年以下の有期懲役に処する。重大な結果を生じさせたときは、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処する。

第一百二十三条

【原文】对飞行中的航空器上的人员使用暴力，危及飞行安全，尚未造成严重后果的，处五年以下有期徒刑或者拘役；造成严重后果的，处五年以上有期徒刑。

【訳文】飛行中の航空機内の人員に対して暴力を用い、飛行の安全を危うくし、まだ重大な結果を生じさせていない者は、5年以下の有期懲役又は拘役に処する。重大な結果を生じさせたときは、5年以上の有期懲役に処する。

第一百二十四条

【原文】破坏广播电视设施、公用电信设施，危害公共安全的，处三年以上七年以下有期徒刑；造成严重后果的，处七年以上有期徒刑。

过失犯前款罪的，处三年以上七年以下有期徒刑；情节较轻的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】放送テレビ施設又は公用電気通信施設を破壊し、公共の安全に危害を及ぼした者は、3年以上7年以下の有期懲役に処する。重大な結果を生じさせたときは、7年以上の有期懲役に処する。

過失により前項の罪を犯した者は、3年以上7年以下の有期懲役に処する。情状が比較的軽いときは、3年以下の有期懲役又は拘役に処する。

第一百二十五条

【原文】非法制造、买卖、运输、邮寄、储存枪支、弹药、爆炸物的，处三年以上十年以下有期徒刑；情节严重的，处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑。

非法制造、买卖、运输、储存毒害性、放射性、传染病病原体等物质，危害公共安全的，依照前款的规定处罚。

单位犯前两款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照第一款的规定处罚。

【訳文】銃器、弾薬又は爆発物を不法に製造し、売買し、輸送し、郵送し又は貯蔵した者は、3年以上10年以下の有期懲役に処する。情状が重いときは、10年以上の有期懲役、無期懲役又は死刑に処する。

毒性物質、放射性物質、伝染病病原体等の物質を不法に製造し、売買し、輸送し又は貯蔵し、公共の安全に危害を及ぼした者は、前項の規定により処罰する。

法人その他の団体が前2項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を第1項の規定により処罰する。

第一百二十六条

【原文】依法被指定、确定的枪支制造企业、销售企业，违反枪支管理规定，有下列行为之一的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处五年以下有期徒刑；情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑；情节特别严重的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑：

- （一）以非法销售为目的，超过限额或者不按照规定的品种制造、配售枪支的；
- （二）以非法销售为目的，制造无号、重号、假号的枪支的；
- （三）非法销售枪支或者在境内销售为出口制造的枪支的。

【訳文】法により指定され又は確定された銃器製造企業又は販売企業が、銃器管理規定に違反し、次に掲げる行為のいずれかをしたときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、5年以下の有期徒刑に処する。情状が重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、情状が特に重いときは、10年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処する。

- （1）不法販売を目的として、限度額を超え、又は定められた品種によらずに銃器を製造し又は配給販売すること。
- （2）不法販売を目的として、番号のない、番号が重複した又は偽の番号の銃器を製造すること。
- （3）銃器を不法に販売し、又は輸出用に製造した銃器を境内で販売すること。

第一百二十七条

【原文】盗窃、抢夺枪支、弹药、爆炸物的，或者盗窃、抢夺毒害性、放射性、传染病病原体等物质，危害公共安全的，处三年以上十年以下有期徒刑；情节严重的，处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑。

抢劫枪支、弹药、爆炸物的，或者抢劫毒害性、放射性、传染病病原体等物质，危害公共安全的，或者盗窃、抢夺国家机关、军警人员、民兵的枪支、弹药、爆炸物的，处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑。

【訳文】銃器、弾薬若しくは爆発物を窃取し若しくはひったくり、又は毒性物質、放射性物質、伝染病病原体等の物質を窃取し若しくはひったくり、公共の安全に危害を及ぼした者は、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。情状が重いときは、10年以上の有期徒刑、無期徒刑又は死刑に処する。

銃器、弾薬若しくは爆発物を強取し、毒性物質、放射性物質、伝染病病原体等の物質を強取して公共の安全に危害を及ぼし、又は国家機関、軍人、警察官若しくは民兵の銃器、弾薬若

しくは爆発物を窃取し若しくはひったくった者は、10年以上の有期懲役、無期懲役又は死刑に処する。

第一百二十八条

【原文】违反枪支管理规定，非法持有、私藏枪支、弹药的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑。

依法配备公务用枪的人员，非法出租、出借枪支的，依照前款的规定处罚。

依法配置枪支的人员，非法出租、出借枪支，造成严重后果的，依照第一款的规定处罚。

单位犯第二款、第三款罪的，对单位处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照第一款的规定处罚。

【訳文】銃器管理規定に違反し、銃器又は弾薬を不法に所持し又は隠匿した者は、3年以下の有期懲役、拘役又は管制に処する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期懲役に処する。

法により公務用の銃器を配備された者が、銃器を不法に賃貸し又は貸与したときは、前項の規定により処罰する。

法により銃器を配置された者が、銃器を不法に賃貸し又は貸与し、重大な結果を生じさせたときは、第1項の規定により処罰する。

法人その他の団体が第2項又は第3項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を第1項の規定により処罰する。

第一百二十九条

【原文】依法配备公务用枪的人员，丢失枪支不及时报告，造成严重后果的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】法により公務用の銃器を配備された者が、銃器を紛失して速やかに報告せず、重大な結果を生じさせたときは、3年以下の有期懲役又は拘役に処する。

第一百三十条

【原文】非法携带枪支、弹药、管制刀具或者爆炸性、易燃性、放射性、毒害性、腐蚀性物品，进入公共场所或者公共交通工具，危及公共安全，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制。

【訳文】銃器、弾薬、規制刃物又は爆発性、引火性、放射性、毒性若しくは腐食性の物品を不法に携帯して公共の場所又は公共交通機関に立ち入り、公共の安全を危うくし、情状が重い者は、3年以下の有期懲役、拘役又は管制に処する。

第一百三十一条

【原文】航空人员违反规章制度，致使发生重大飞行事故，造成严重后果的，处三年以下有期徒刑或者拘役；造成飞机坠毁或者人员死亡的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】航空従事者が規則制度に違反し、重大な飛行事故を発生させ、重大な結果を生じさせたときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。航空機を墜落させ又は人を死亡させたときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第一百三十二条

【原文】铁路职工违反规章制度，致使发生铁路运营安全事故，造成严重后果的，处三年以下有期徒刑或者拘役；造成特别严重后果的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】鉄道職員が規則制度に違反し、鉄道運営の安全事故を発生させ、重大な結果を生じさせたときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。特に重大な結果を生じさせたときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第一百三十三条

【原文】违反交通运输管理法规，因而发生重大事故，致人重伤、死亡或者使公私财产遭受重大损失的，处三年以下有期徒刑或者拘役；交通运输肇事后逃逸或者有其他特别恶劣情节的，处三年以上七年以下有期徒刑；因逃逸致人死亡的，处七年以上有期徒刑。

【訳文】交通運輸管理法規に違反し、よって重大な事故を発生させ、人に重傷を負わせ若しくは死亡させ、又は公私の財産に重大な損失を被らせた者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。交通運輸事故を起こした後に逃走し、又はその他の特に悪質な情状があるときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。逃走により人を死亡させたときは、7年以上の有期徒刑に処する。

第一百三十三条之一

【原文】在道路上驾驶机动车，有下列情形之一的，处拘役，并处罚金：

- （一）追逐竞驶，情节恶劣的；
- （二）醉酒驾驶机动车的；
- （三）从事校车业务或者旅客运输，严重超过额定乘员载客，或者严重超过规定时速行驶的；
- （四）违反危险化学品安全管理规定运输危险化学品，危及公共安全的。

机动车所有人、管理人对前款第三项、第四项行为负有直接责任的，依照前款的规定处罚。

有前两款行为，同时构成其他犯罪的，依照处罚较重的规定定罪处罚。

【訳文】道路において自動車を運転し、次のいずれかに該当する者は、拘役に処し、罰金を併科する。

- （1）競走運転をし、情状が悪質であるとき。

（2）酒に酔って自動車を運転したとき。

（3）スクールバス業務又は旅客運送に従事し、定員を著しく超えて乗客を乗せ、又は規定の速度を著しく超えて走行したとき。

（4）危険化学品の安全管理規定に違反して危険化学品を運送し、公共の安全を危うくしたとき。

自動車の所有者又は管理者が前項第3号又は第4号の行為について直接責任を負うときは、前項の規定により処罰する。

前2項の行為をし、同時にその他の犯罪を構成するときは、処罰のより重い規定により罪を認定し処罰する。

第一百三十三條之二

【原文】对行驶中的公共交通工具的驾驶人员使用暴力或者抢控驾驶操纵装置，干扰公共交通工具正常行驶，危及公共安全的，处一年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金。前款规定的驾驶人员在行驶的公共交通工具上擅离职守，与他人互殴或者殴打他人，危及公共安全的，依照前款的规定处罚。

有前两款行为，同时构成其他犯罪的，依照处罚较重的规定定罪处罚。

【訳文】走行中の公共交通機関の運転者に対して暴力を用い、又は運転操縦装置を奪い取り、公共交通機関の正常な走行を妨げ、公共の安全を危うくした者は、1年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。

前項に定める運転者が走行中の公共交通機関において無断で職務を離れ、他人と殴り合い又は他人を殴打し、公共の安全を危うくしたときは、前項の規定により処罰する。

前2項の行為をし、同時にその他の犯罪を構成するときは、処罰のより重い規定により罪を認定し処罰する。

第一百三十四条

【原文】在生产、作业中违反有关安全管理的规定，因而发生重大伤亡事故或者造成其他严重后果的，处三年以下有期徒刑或者拘役；情节特别恶劣的，处三年以上七年以下有期徒刑。强令他人违章冒险作业，或者明知存在重大事故隐患而不排除，仍冒险组织作业，因而发生重大伤亡事故或者造成其他严重后果的，处五年以下有期徒刑或者拘役；情节特别恶劣的，处五年以上有期徒刑。

【訳文】生産又は作業において安全管理に関する規定に違反し、よって重大な死傷事故を発生させ、又はその他の重大な結果を生じさせた者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が特に悪質であるときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

他人に規則に違反して危険を冒す作業を強要し、又は重大な事故の潜在的危険が存在することを知りながらこれを除去せず、なお危険を冒して作業を組織し、よって重大な死傷事故を

発生させ、又はその他の重大な結果を生じさせた者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が特に悪質であるときは、5年以上の有期徒刑に処する。

第一百三十四条之一

【原文】在生产、作业中违反有关安全管理的规定，有下列情形之一，具有发生重大伤亡事故或者其他严重后果的现实危险的，处一年以下有期徒刑、拘役或者管制：

- （一）关闭、破坏直接关系生产安全的监控、报警、防护、救生设备、设施，或者篡改、隐瞒、销毁其相关数据、信息的；
- （二）因存在重大事故隐患被依法责令停产停业、停止施工、停止使用有关设备、设施、场所或者立即采取排除危险的整改措施，而拒不执行的；
- （三）涉及安全生产的事项未经依法批准或者许可，擅自从事矿山开采、金属冶炼、建筑施工，以及危险物品生产、经营、储存等高度危险的生产作业活动的。

【訳文】生産又は作業において安全管理に関する規定に違反し、次のいずれかに該当し、重大な死傷事故その他の重大な結果が発生する現実の危険を有する者は、1年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。

- （1）生産の安全に直接関係する監視、警報、防護若しくは救命の設備若しくは施設を停止し若しくは破壊し、又はその関連するデータ若しくは情報を改ざんし、隠匿し若しくは廃棄したとき。
- （2）重大な事故の潜在的危険が存在するため、法により生産若しくは営業の停止、施工の停止、関連する設備、施設若しくは場所の使用停止又は危険を除去するための直ちの改善措置を命じられたにもかかわらず、これを拒んで実行しないとき。
- （3）安全生産に関わる事項について法による承認又は許可を得ずに、無断で鉱山採掘、金属製錬、建築施工、危険物品の生産、経営、貯蔵等の高度に危険な生産作業活動に従事したとき。

第一百三十五条

【原文】安全生产设施或者安全生产条件不符合国家规定，因而发生重大伤亡事故或者造成其他严重后果的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处三年以上有期徒刑或者拘役；情节特别恶劣的，处三年以上七年以上有期徒刑。

【訳文】安全生産施設又は安全生産条件が国家の規定に適合せず、よって重大な死傷事故が発生させ、又はその他の重大な結果を生じさせたときは、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が特に悪質であるときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第一百三十五条之一

【原文】举办大型群众性活动违反安全管理规定，因而发生重大伤亡事故或者造成其他严重后果的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处三年以下有期徒刑或者拘役；情节特别恶劣的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】大規模な大衆的活動を開催するに当たり安全管理規定に違反し、よって重大な死傷事故を発生させ、又はその他の重大な結果を生じさせたときは、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が特に悪質であるときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第一百三十六条

【原文】违反爆炸性、易燃性、放射性、毒害性、腐蚀性物品的管理规定，在生产、储存、运输、使用中发生重大事故，造成严重后果的，处三年以下有期徒刑或者拘役；后果特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】爆発性、引火性、放射性、毒性又は腐食性の物品の管理規定に違反し、生産、貯蔵、運送又は使用において重大な事故を発生させ、重大な結果を生じさせた者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。結果が特に重大であるときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第一百三十七条

【原文】建设单位、设计单位、施工单位、工程监理单位违反国家规定，降低工程质量标准，造成重大安全事故的，对直接责任人员，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；后果特别严重的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。

【訳文】発注者、設計者、施工者又は工事監理者が国家の規定に違反し、工事の品質基準を引き下げ、重大な安全事故を生じさせたときは、直接責任者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。結果が特に重大であるときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第一百三十八条

【原文】明知校舍或者教育教学设施有危险，而不采取措施或者不及时报告，致使发生重大伤亡事故的，对直接责任人员，处三年以下有期徒刑或者拘役；后果特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】校舎又は教育教学施設に危険があることを知りながら、措置をとらず、又は速やかに報告せず、重大な死傷事故を発生させたときは、直接責任者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。結果が特に重大であるときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第一百三十九条

【原文】违反消防管理法规，经消防监督机构通知采取改正措施而拒绝执行，造成严重后果的，对直接责任人员，处三年以下有期徒刑或者拘役；后果特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】消防管理法規に違反し、消防監督機構からは正措置をとるよう通知を受けたのにこれを拒んで実行せず、重大な結果を生じさせたときは、直接責任者は、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。結果が特に重大であるときは、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処する。

第一百三十九条之一

【原文】在安全事故发生后，负有报告职责的人员不报或者谎报事故情况，贻误事故抢救，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役；情节特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】安全事故の発生後、報告の職責を負う者が事故の状況を報告せず又は虚偽の報告をし、事故の救助を遅らせ、情状が重いときは、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が特に重いときは、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処する。

第 3 章 社会主義市場經濟秩序を破壊する罪（第三章 破坏社会主义市场经济秩序罪）

第 1 節 偽造・粗悪商品を生産し販売する罪（第一节 生产、销售伪劣商品罪）

第一百四十条

【原文】生产者、销售者在产品中掺杂、掺假，以假充真，以次充好或者以不合格产品冒充合格产品，销售金额五万元以上不满二十万元的，处二年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处销售金额百分之五十以上二倍以下罚金；销售金额二十万元以上不满五十万元的，处二年以上七年以下有期徒刑，并处销售金额百分之五十以上二倍以下罚金；销售金额五十万元以上不满二百万元的，处七年以上有期徒刑，并处销售金额百分之五十以上二倍以下罚金；销售金额二百万元以上的，处十五年有期徒刑或者无期徒刑，并处销售金额百分之五十以上二倍以下罚金或者没收财产。

【訳文】生産者又は販売者が、製品に混ぜ物をし若しくは偽物を混入し、偽物を本物と偽り、粗悪品を良品と偽り、又は不合格品を合格品と偽り、販売金額が 5 万元以上 20 万元未満であるときは、2 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、販売金額の 50 パーセント以上 2 倍以下の罰金を併科し又は単科する。販売金額が 20 万元以上 50 万元未満であるときは、2 年以上 7 年以下の有期徒刑に処し、販売金額の 50 パーセント以上 2 倍以下の罰金を併科する。販売金額が 50 万元以上 200 万元未満であるときは、7 年以上の有期徒刑に処し、販売金額の 50 パーセント以上 2 倍以下の罰金を併科する。販売金額が 200 万元以上であるとき

は、15 年の有期懲役又は無期懲役に処し、販売金額の 50 パーセント以上 2 倍以下の罰金又は財産の没収を併科する。

第一百四十一条

【原文】生产、销售假药的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；对人体健康造成严重危害或者有其他严重情节的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；致人死亡或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑，并处罚金或者没收财产。

药品使用单位的人员明知是假药而提供给他人使用的，依照前款的规定处罚。

【訳文】偽薬を生産し又は販売した者は、3 年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。人体の健康に重大な危害を与え、又はその他の重い情状があるときは、3 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。人を死亡させ、又はその他の特に重い情状があるときは、10 年以上の有期懲役、無期懲役又は死刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

医薬品を使用する法人その他の団体の職員が偽薬であることを知りながら他人に提供して使用させたときは、前項の規定により処罰する。

第一百四十二条

【原文】生产、销售劣药，对人体健康造成严重危害的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；后果特别严重的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金或者没收财产。

药品使用单位的人员明知是劣药而提供给他人使用的，依照前款的规定处罚。

【訳文】劣悪薬を生産し又は販売し、人体の健康に重大な危害を与えた者は、3 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。結果が特に重大であるときは、10 年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

医薬品を使用する法人その他の団体の職員が劣悪薬であることを知りながら他人に提供して使用させたときは、前項の規定により処罰する。

第一百四十二条之一

【原文】违反药品管理法规，有下列情形之一，足以严重危害人体健康的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金；对人体健康造成严重危害或者有其他严重情节的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金：

- （一）生产、销售国务院药品监督管理部门禁止使用的药品的；
- （二）未取得药品相关批准证明文件生产、进口药品或者明知是上述药品而销售的；
- （三）药品申请注册中提供虚假的证明、数据、资料、样品或者采取其他欺骗手段的；
- （四）编造生产、检验记录的。

有前款行为，同时又构成本法第一百四十一条、第一百四十二条规定之罪或者其他犯罪的，依照处罚较重的规定定罪处罚。

【訳文】医薬品管理法に違反し、次のいずれかに該当し、人体の健康に重大な危害を与えるに足りるときは、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。人体の健康に重大な危害を与え、又はその他の重い情状があるときは、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

(1) 国务院の医薬品監督管理部門が使用を禁止した医薬品を生産し又は販売したとき。

(2) 医薬品の関連する承認証明文書を取得せずに医薬品を生産し若しくは輸入し、又は上記の医薬品であることを知りながら販売したとき。

(3) 医薬品の登録申請において虚偽の証明、データ、資料若しくはサンプルを提供し、又はその他の欺瞞手段をとったとき。

(4) 生産又は検査の記録を捏造したとき。

前項の行為をし、同時にこの法律第 141 条若しくは第 142 条に定める罪又はその他の犯罪を構成するときは、処罰のより重い規定により罪を認定し処罰する。

第一百四十三条

【原文】生产、销售不符合食品安全标准的食品，足以造成严重食物中毒事故或者其他严重食源性疾病的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；对人体健康造成严重危害或者有其他严重情节的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金；后果特别严重的，处七年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金或者没收财产。

【訳文】食品安全基準に適合しない食品を生産し又は販売し、重大な食中毒事故その他の重大な食品由来疾患を生じさせるに足りるときは、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。人体の健康に重大な危害を与え、又はその他の重い情状があるときは、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。結果が特に重大であるときは、7 年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

第一百四十四条

【原文】在生产、销售的食品中掺入有毒、有害的非食品原料的，或者销售明知掺有有毒、有害的非食品原料的食品的，处五年以下有期徒刑，并处罚金；对人体健康造成严重危害或者有其他严重情节的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；致人死亡或者有其他特别严重情节的，依照本法第一百四十一条的规定处罚。

【訳文】生産し若しくは販売する食品に有毒若しくは有害な非食品原料を混入し、又は有毒若しくは有害な非食品原料が混入されていることを知りながら食品を販売した者は、5 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。人体の健康に重大な危害を与え、又はその他の重い情状があるときは、5 年以上 10 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。人を死亡させ、又はその他の特に重い情状があるときは、この法律第 141 条の規定により処罰する。

第一百四十五条

【原文】生产不符合保障人体健康的国家标准、行业标准的医疗器械、医用卫生材料，或者销售明知是不符合保障人体健康的国家标准、行业标准的医疗器械、医用卫生材料，足以严重危害人体健康的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处销售金额百分之五十以上二倍以下罚金；对人体健康造成严重危害的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处销售金额百分之五十以上二倍以下罚金；后果特别严重的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处销售金额百分之五十以上二倍以下罚金或者没收财产。

【訳文】人体の健康を保障する国家基準若しくは業界基準に適合しない医療機器若しくは医療用衛生材料を生産し、又はこれらの基準に適合しない医療機器若しくは医療用衛生材料であることを知りながら販売し、人体の健康に重大な危害を与えるに足りるときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、販売金額の50パーセント以上2倍以下の罰金を併科する。人体の健康に重大な危害を与えたときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、販売金額の50パーセント以上2倍以下の罰金を併科する。結果が特に重大であるときは、10年以上の有期徒刑又は無期懲役に処し、販売金額の50パーセント以上2倍以下の罰金又は財産の没収を併科する。

第一百四十六条

【原文】生产不符合保障人身、财产安全的国家标准、行业标准的电器、压力容器、易燃易爆产品或者其他不符合保障人身、财产安全的国家标准、行业标准的產品，或者销售明知是以上不符合保障人身、财产安全的国家标准、行业标准的產品，造成严重后果的，处五年以下有期徒刑，并处销售金额百分之五十以上二倍以下罚金；后果特别严重的，处五年以上有期徒刑，并处销售金额百分之五十以上二倍以下罚金。

【訳文】人身若しくは財産の安全を保障する国家基準若しくは業界基準に適合しない電気器具、压力容器、引火性若しくは爆発性の製品その他の当該基準に適合しない製品を生産し、又は上記の当該基準に適合しない製品であることを知りながら販売し、重大な結果を生じさせたときは、5年以下の有期徒刑に処し、販売金額の50パーセント以上2倍以下の罰金を併科する。結果が特に重大であるときは、5年以上の有期徒刑に処し、販売金額の50パーセント以上2倍以下の罰金を併科する。

第一百四十七条

【原文】生产假农药、假兽药、假化肥，销售明知是假的或者失去使用效能的农药、兽药、化肥、种子，或者生产者、销售者以不合格的农药、兽药、化肥、种子冒充合格的农药、兽药、化肥、种子，使生产遭受较大损失的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处销售金额百分之五十以上二倍以下罚金；使生产遭受重大损失的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处

销售金额百分之五十以上二倍以下罚金；使生产遭受特别重大损失的，处七年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处销售金额百分之五十以上二倍以下罚金或者没收财产。

【訳文】偽の農薬、動物用医薬品若しくは化学肥料を生産し、偽物若しくは使用効能を失ったものであることを知りながら農薬、動物用医薬品、化学肥料若しくは種子を販売し、又は生産者若しくは販売者が不合格の農薬、動物用医薬品、化学肥料若しくは種子を合格品と偽り、生産に比較的大きな損失を被らせたときは、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、販売金額の 50 パーセント以上 2 倍以下の罰金を併科し又は単科する。生産に重大な損失を被らせたときは、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処し、販売金額の 50 パーセント以上 2 倍以下の罰金を併科する。生産に特に重大な損失を被らせたときは、7 年以上の有期徒刑又は無期懲役に処し、販売金額の 50 パーセント以上 2 倍以下の罰金又は財産の没収を併科する。

第一百四十八条

【原文】生产不符合卫生标准的化妆品，或者销售明知是不符合卫生标准的化妆品，造成严重后果的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处销售金额百分之五十以上二倍以下罚金。

【訳文】衛生基準に適合しない化粧品を生産し、又は衛生基準に適合しない化粧品であることを知りながら販売し、重大な結果を生じさせたときは、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、販売金額の 50 パーセント以上 2 倍以下の罰金を併科し又は単科する。

第一百四十九条

【原文】生产、销售本节第一百四十一条至第一百四十八条所列产品，不构成各该条规定的犯罪，但是销售金额在五万元以上的，依照本节第一百四十条的规定定罪处罚。

生产、销售本节第一百四十一条至第一百四十八条所列产品，构成各该条规定的犯罪，同时又构成本节第一百四十条规定之罪的，依照处罚较重的规定定罪处罚。

【訳文】この節の第 141 条から第 148 条までに掲げる製品を生産し又は販売し、当該各条に定める犯罪を構成しないが、販売金額が 5 万元以上であるときは、この節の第 140 条の規定により罪を認定し処罰する。

この節の第 141 条から第 148 条までに掲げる製品を生産し又は販売し、当該各条に定める犯罪を構成し、同時にこの節の第 140 条に定める罪をも構成するときは、処罰のより重い規定により罪を認定し処罰する。

第一百五十条

【原文】单位犯本节第一百四十条至第一百四十八条规定之罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照各该条的规定处罚。

【訳文】法人その他の団体がこの節の第140条から第148条までに定める罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を当該各条の規定により処罰する。

第2節 密輸の罪（第二节 走私罪）

第一百五十一条

【原文】走私武器、弹药、核材料或者伪造的货币的，处七年以上有期徒刑，并处罚金或者没收财产；情节特别严重的，处无期徒刑，并处没收财产；情节较轻的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

走私国家禁止出口的文物、黄金、白银和其他贵重金属或者国家禁止进出口的珍贵动物及其制品的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；情节特别严重的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处没收财产；情节较轻的，处五年以下有期徒刑，并处罚金。

走私珍稀植物及其制品等国家禁止进出口的其他货物、物品的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金；情节严重的，处五年以上有期徒刑，并处罚金。

单位犯本条规定之罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照本条各款的规定处罚。

【訳文】武器、弾薬、核物質又は偽造通貨を密輸した者は、7年以上の有期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。情状が特に重いときは、無期懲役に処し、財産の没収を併科する。情状が比較的軽いときは、3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

国家が輸出を禁止する文化財、金、銀その他の貴金属又は国家が輸出入を禁止する貴重動物若しくはその製品を密輸した者は、5年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。情状が特に重いときは、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、財産の没収を併科する。情状が比較的軽いときは、5年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

希少植物若しくはその製品等、国家が輸出入を禁止するその他の貨物又は物品を密輸した者は、5年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が重いときは、5年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する。

法人その他の団体がこの条に定める罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者をこの条の各項の規定により処罰する。

第一百五十二条

【原文】以牟利或者传播为目的，走私淫秽的影片、录像带、录音带、图片、书刊或者其他淫秽物品的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；情节严重的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金或者没收财产；情节较轻的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金。

逃避海关监管将境外固体废物、液态废物和气态废物运输进境，情节严重的，处五年以下有期徒刑，并处或者单处罚金；情节特别严重的，处五年以上有期徒刑，并处罚金。

单位犯前两款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前两款的规定处罚。

【訳文】営利又は頒布を目的として、わいせつな映画フィルム、ビデオテープ、録音テープ、図画、書籍雑誌その他のわいせつ物品を密輸した者は、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、10 年以上の有期徒刑又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。情状が比較的軽いときは、3 年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。

税関の監督管理を逃れて境外の固体廃棄物、液体廃棄物及び気体廃棄物を境内に運び入れ、情状が重い者は、5 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が特に重いときは、5 年以上の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

法人その他の団体が前 2 項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前 2 項の規定により処罰する。

第一百五十三条

【原文】走私本法第一百五十一条、第一百五十二条、第三百四十七条规定以外的货物、物品的，根据情节轻重，分别依照下列规定处罚：

（一）走私货物、物品偷逃应缴税额较大或者一年内曾因走私被给予二次行政处罚后又走私的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处偷逃应缴税额一倍以上五倍以下罚金。

（二）走私货物、物品偷逃应缴税额巨大或者有其他严重情节的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处偷逃应缴税额一倍以上五倍以下罚金。

（三）走私货物、物品偷逃应缴税额特别巨大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处偷逃应缴税额一倍以上五倍以下罚金或者没收财产。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处三年以下有期徒刑或者拘役；情节严重的，处三年以上十年以下有期徒刑；情节特别严重的，处十年以上有期徒刑。

对多次走私未经处理的，按照累计走私货物、物品的偷逃应缴税额处罚。

【訳文】この法律第 151 条、第 152 条及び第 347 条に定めるもの以外の貨物又は物品を密輸した者は、情状の軽重に応じ、それぞれ次の規定により処罰する。

（1）密輸した貨物又は物品について逃れた納付すべき税額が比較的大きいとき、又は 1 年以内に密輸により 2 回行政処罰を受けた後に更に密輸したときは、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、逃れた納付すべき税額の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を併科する。

（2）密輸した貨物又は物品について逃れた納付すべき税額が巨額であるとき、又はその他の重い情状があるときは、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処し、逃れた納付すべき税額の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を併科する。

（3）密輸した貨物又は物品について逃れた納付すべき税額が特に巨額であるとき、又はその他の特に重い情状があるときは、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、逃れた納付すべき税額の1倍以上5倍以下の罰金又は財産の没収を併科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、3年以下の有期懲役又は拘役に処する。情状が重いときは、3年以上10年以下の有期懲役に処し、情状が特に重いときは、10年以上の有期懲役に処する。

多数回密輸して処理を受けていないときは、累計した密輸の貨物又は物品について逃れた納付すべき税額により処罰する。

第一百五十四条

【原文】下列走私行为，根据本节规定构成犯罪的，依照本法第一百五十三条的规定定罪处罚：

（一）未经海关许可并且未补缴应缴税额，擅自将批准进口的来料加工、来件装配、补偿贸易的原材料、零件、制成品、设备等保税货物，在境内销售牟利的；

（二）未经海关许可并且未补缴应缴税额，擅自将特定减税、免税进口的货物、物品，在境内销售牟利的。

【訳文】次に掲げる密輸行為で、この節の規定により犯罪を構成するものは、この法律第153条の規定により罪を認定し処罰する。

（1）税関の許可を得ず、かつ、納付すべき税額を追納せずに、輸入を承認された委託加工、部品組立て若しくは補償貿易の原材料、部品、完成品、設備等の保税貨物を無断で境内において販売して利益を図ること。

（2）税関の許可を得ず、かつ、納付すべき税額を追納せずに、特定の減税又は免税により輸入した貨物又は物品を無断で境内において販売して利益を図ること。

第一百五十五条

【原文】下列行为，以走私罪论处，依照本节的有关规定处罚：

（一）直接向走私人非法收购国家禁止进口物品的，或者直接向走私人非法收购走私进口的其他货物、物品，数额较大的；

（二）在内海、领海、界河、界湖运输、收购、贩卖国家禁止进出口物品的，或者运输、收购、贩卖国家限制进出口货物、物品，数额较大，没有合法证明的。

【訳文】次に掲げる行為は、密輸罪として論じ、この節の関係規定により処罰する。

（1）密輸者から国家が輸入を禁止する物品を直接不法に買い受け、又は密輸者から密輸入されたその他の貨物若しくは物品を直接不法に買い受け、その額が比較的大きいとき。

（2）内海、領海、境界河川又は境界湖沼において、国家が輸出入を禁止する物品を運送し、買い受け若しくは転売し、又は国家が輸出入を制限する貨物若しくは物品を運送し、買い受け若しくは転売し、その額が比較的大きく、合法的な証明がないとき。

第一百五十六条

【原文】与走私罪犯通谋，为其提供贷款、资金、账号、发票、证明，或者为其提供运输、保管、邮寄或者其他方便的，以走私罪的共犯论处。

【訳文】密輸の犯罪者と通謀し、これに貸付金、資金、口座番号、インボイス若しくは証明を提供し、又は運送、保管、郵送その他の便宜を提供した者は、密輸罪の共犯として論ずる。

第一百五十七条

【原文】武装掩护走私的，依照本法第一百五十一条第一款的规定从重处罚。

以暴力、威胁方法抗拒缉私的，以走私罪和本法第二百七十七条规定的阻碍国家机关工作人员依法执行职务罪，依照数罪并罚的规定处罚。

【訳文】武装して密輸を援護した者は、この法律第 151 条第 1 項の規定により重く処罰する。

暴力又は威嚇の方法により密輸の取締りに抵抗した者は、密輸罪及びこの法律第 277 条に定める国家機関業務人員の法に基づく職務執行妨害罪として、併合罪の処罰の規定により処罰する。

第 3 節 会社・企業の管理秩序を妨害する罪（第三节 妨害对公司、企业的管理秩序罪）

第一百五十八条

【原文】申请公司登记使用虚假证明文件或者采取其他欺诈手段虚报注册资本，欺骗公司登记主管部门，取得公司登记，虚报注册资本数额巨大、后果严重或者有其他严重情节的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处虚报注册资本金额百分之一以上百分之五以下罚金。单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处三年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】会社登記を申請するに当たり虚偽の証明文書を使用し、又はその他の詐欺的手段をとって登録資本を虚偽申告し、会社登記主管部門を欺いて会社登記を取得し、虚偽申告した登録資本の額が巨額で、結果が重大であり、又はその他の重い情状があるときは、3 年以下の有期懲役又は拘役に処し、虚偽申告した登録資本の金額の 1 パーセント以上 5 パーセント以下の罰金を併科し又は単科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第一百五十九条

【原文】公司发起人、股东违反公司法的规定未交付货币、实物或者未转移财产权，虚假出资，或者在公司成立后又抽逃其出资，数额巨大、后果严重或者有其他严重情节的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处虚假出资金额或者抽逃出资金额百分之二以上百分之十以下罚金。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处五年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】会社の発起人又は株主が、会社法の規定に違反して金銭若しくは現物を交付せず、若しくは財産権を移転せずに虚偽の出資をし、又は会社成立後にその出資を不正に引き揚げ、その額が巨額で、結果が重大であり、又はその他の重い情状があるときは、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、虚偽出資額又は引き揚げた出資額の2パーセント以上10パーセント以下の罰金を併科し又は単科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第一百六十条

【原文】在招股说明书、认股书、公司、企业债券募集办法等发行文件中隐瞒重要事实或者编造重大虚假内容，发行股票或者公司、企业债券、存托凭证或者国务院依法认定的其他证券，数额巨大、后果严重或者有其他严重情节的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金；数额特别巨大、后果特别严重或者有其他特别严重情节的，处五年以上有期徒刑，并处罚金。

控股股东、实际控制人组织、指使实施前款行为的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处非法募集资金金额百分之二十以上一倍以下罚金；数额特别巨大、后果特别严重或者有其他特别严重情节的，处五年以上有期徒刑，并处非法募集资金金额百分之二十以上一倍以下罚金。

单位犯前两款罪的，对单位判处非法募集资金金额百分之二十以上一倍以下罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照第一款的规定处罚。

【訳文】目論見書、株式引受書、会社・企業債券の募集要領等の発行文書において重要な事実を隠蔽し、又は重大な虚偽の内容を捏造して、株式若しくは会社・企業債券、預託証券又は国務院が法により認定するその他の証券を発行し、その額が巨額で、結果が重大であり、又はその他の重い情状があるときは、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又

は単科する。額が特に巨額で、結果が特に重大であり、又はその他の特に重い情状があるときは、5年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する。

支配株主又は実質的支配者が前項の行為の実行を組織し又は指図したときは、5年以下の有期懲役又は拘役に処し、不法に募集した資金の金額の20パーセント以上1倍以下の罰金を併科し又は単科する。額が特に巨額で、結果が特に重大であり、又はその他の特に重い情状があるときは、5年以上の有期懲役に処し、不法に募集した資金の金額の20パーセント以上1倍以下の罰金を併科する。

法人その他の団体が前2項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して不法に募集した資金の金額の20パーセント以上1倍以下の罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を第1項の規定により処罰する。

第一百六十一条

【原文】 依法负有信息披露义务的公司、企业向股东和社会公众提供虚假的或者隐瞒重要事实的财务会计报告，或者对依法应当披露的其他重要信息不按照规定披露，严重损害股东或者其他利益，或者有其他严重情节的，对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金；情节特别严重的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。

前款规定的公司、企业的控股股东、实际控制人实施或者组织、指使实施前款行为的，或者隐瞒相关事项导致前款规定的情形发生的，依照前款的规定处罚。

犯前款罪的控股股东、实际控制人是单位的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照第一款的规定处罚。

【訳文】 法により情報開示義務を負う会社又は企業が、株主及び社会公衆に対して虚偽の又は重要な事実を隠蔽した財務会計報告を提供し、又は法により開示すべきその他の重要な情報を規定どおりに開示せず、株主その他の者の利益を著しく害し、又はその他の重い情状があるときは、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、5年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が特に重いときは、5年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

前項に定める会社又は企業の支配株主若しくは実質的支配者が前項の行為を実行し若しくはその実行を組織し若しくは指図し、又は関連事項を隠蔽して前項に定める事態を生じさせたときは、前項の規定により処罰する。

前項の罪を犯した支配株主又は実質的支配者が法人その他の団体であるときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を第1項の規定により処罰する。

第一百六十二条

【原文】公司、企业进行清算时，隐匿财产，对资产负债表或者财产清单作虚伪记载或者在未清偿债务前分配公司、企业财产，严重损害债权人或者其他入利益的，对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处二万元以上二十万元以下罚金。

【訳文】会社又は企業が清算を行うに当たり、財産を隠匿し、貸借対照表若しくは財産目録に虚偽の記載をし、又は債務の弁済前に会社若しくは企業の財産を分配し、債権者その他の者の利益を著しく害したときは、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科し又は単科する。

第一百六十二条之一

【原文】隐匿或者故意销毁依法应当保存的会计凭证、会计帐簿、财务会计报告，情节严重的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处二万元以上二十万元以下罚金。单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】法により保存すべき会計証憑、会計帳簿又は財務会計報告を隠匿し又は故意に廃棄し、情状が重い者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科し又は単科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第一百六十二条之二

【原文】公司、企业通过隐匿财产、承担虚构的债务或者以其他方法转移、处分财产，实施虚假破产，严重损害债权人或者其他入利益的，对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处二万元以上二十万元以下罚金。

【訳文】会社又は企業が、財産を隠匿し、架空の債務を負担し、又はその他の方法により財産を移転し若しくは処分して、偽装破産を実行し、債権者その他の者の利益を著しく害したときは、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科し又は単科する。

第一百六十三条

【原文】公司、企业或者其他单位的工作人员，利用职务上的便利，索取他人财物或者非法收受他人财物，为他人谋取利益，数额较大的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；数额巨大或者有其他严重情节的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；数额特别巨大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金。

公司、企业或者其他单位的工作人员在经济往来中，利用职务上的便利，违反国家规定，收受各种名义的回扣、手续费，归个人所有的，依照前款的规定处罚。

国有公司、企业或者其他国有单位中从事公务的人员和国有公司、企业或者其他国有单位委派到非国有公司、企业以及其他单位从事公务的人员有前两款行为的，依照本法第三百八十五条、第三百八十六条的规定定罪处罚。

【訳文】会社、企業その他の法人その他の団体の職員が、職務上の便宜を利用して、他人に財物を要求し又は他人の財物を不法に收受し、他人のために利益を図り、その額が比較的大きいときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。額が特に巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、10年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処し、罰金を併科する。

会社、企業その他の法人その他の団体の職員が、経済取引において、職務上の便宜を利用して、国家の規定に違反して、各種の名目によるリベート又は手数料を收受し、個人の所有に帰属させたときは、前項の規定により処罰する。

国有の会社、企業その他の国有の法人その他の団体において公務に従事する者及び国有の会社、企業その他の国有の法人その他の団体から非国有の会社、企業その他の法人その他の団体に派遣されて公務に従事する者が前2項の行為をしたときは、この法律第385条及び第386条の規定により罪を認定し処罰する。

第一百六十四条

【原文】为谋取不正当利益，给予公司、企业或者其他单位的工作人员以财物，数额较大的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；数额巨大的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。

为谋取不正当商业利益，给予外国公职人员或者国际公共组织官员以财物的，依照前款的规定处罚。

单位犯前两款罪的，对单位并处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照第一款的规定处罚。

行贿人在被追诉前主动交待行贿行为的，可以减轻处罚或者免除处罚。

【訳文】不正な利益を図るため、会社、企業その他の法人その他の団体の職員に財物を供与し、その額が比較的大きい者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。額が巨額であるときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

不正な商業上の利益を図るため、外国公務員又は公的国際機関の職員に財物を供与した者は、前項の規定により処罰する。

法人その他の団体が前2項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を第1項の規定により処罰する。

贈賄者が訴追される前に自ら贈賄行為を供述したときは、処罰を減輕し又は免除することができる。

第一百六十五条

【原文】国有公司、企业的董事、监事、高级管理人员，利用职务便利，自己经营或者为他人经营与其所任职公司、企业同类的营业，获取非法利益，数额巨大的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金；数额特别巨大的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。其他公司、企业的董事、监事、高级管理人员违反法律、行政法规规定，实施前款行为，致使公司、企业利益遭受重大损失的，依照前款的规定处罚。

【訳文】国有の会社又は企業の取締役、監査役又は高級管理職が、職務上の便宜を利用して、自ら経営し又は他人のために経営してその在職する会社又は企業と同種の営業を行い、不法な利益を得て、その額が巨額であるときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。額が特に巨額であるときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

その他の会社又は企業の取締役、監査役又は高級管理職が法律又は行政法規の規定に違反して前項の行為を実行し、会社又は企業の利益に重大な損失を被らせたときは、前項の規定により処罰する。

第一百六十六条

【原文】国有公司、企业、事业单位的工作人员，利用职务便利，有下列情形之一，致使国家利益遭受重大损失的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金；致使国家利益遭受特别重大损失的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金：

（一）将本单位的盈利业务交由自己的亲友进行经营的；

（二）以明显高于市场的价格从自己的亲友经营管理的单位采购商品、接受服务或者以明显低于市场的价格向自己的亲友经营管理的单位销售商品、提供服务的；

（三）从自己的亲友经营管理的单位采购、接受不合格商品、服务的。

其他公司、企业的工作人员违反法律、行政法规规定，实施前款行为，致使公司、企业利益遭受重大损失的，依照前款的规定处罚。

【訳文】国有の会社、企業又は事業単位の職員が、職務上の便宜を利用して、次のいずれかに該当し、国家の利益に重大な損失を被らせたときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。国家の利益に特に重大な損失を被らせたときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

（1）自己の法人その他の団体の利益の上がる業務を自己の親族又は友人に経営させたとき。

（2）市場価格より明らかに高い価格で自己の親族若しくは友人が経営管理する法人その他の団体から商品を購入し若しくはサービスを受け、又は市場価格より明らかに低い価格で自

己の親族若しくは友人が経営管理する法人その他の団体に商品を販売し若しくはサービスを提供したとき。

（3）自己の親族又は友人が経営管理する法人その他の団体から不合格の商品又はサービスを購入し又は受け入れたとき。

その他の会社又は企業の職員が法律又は行政法規の規定に違反して前項の行為を実行し、会社又は企業の利益に重大な損失を被らせたときは、前項の規定により処罰する。

第一百六十七条

【原文】国有公司、企业、事业单位直接负责的主管人员，在签订、履行合同过程中，因严重不负责任被诈骗，致使国家利益遭受重大损失的，处三年以下有期徒刑或者拘役；致使国家利益遭受特别重大损失的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】国有の会社、企業又は事業単位の直接責任を負う主管者が、契約の締結又は履行の過程において、著しい無責任により詐欺に遭い、国家の利益に重大な損失を被らせたときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。国家の利益に特に重大な損失を被らせたときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第一百六十八条

【原文】国有公司、企业的工作人员，由于严重不负责任或者滥用职权，造成国有公司、企业破产或者严重损失，致使国家利益遭受重大损失的，处三年以下有期徒刑或者拘役；致使国家利益遭受特别重大损失的，处三年以上七年以下有期徒刑。

国有事业单位的工作人员有前款行为，致使国家利益遭受重大损失的，依照前款的规定处罚。

国有公司、企业、事业单位的工作人员，徇私舞弊，犯前两款罪的，依照第一款的规定从重处罚。

【訳文】国有の会社又は企業の職員が、著しい無責任又は職権の濫用により、国有の会社又は企業を破産させ又はこれに重大な損失を生じさせ、国家の利益に重大な損失を被らせたときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。国家の利益に特に重大な損失を被らせたときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

国有事業単位の職員が前項の行為をし、国家の利益に重大な損失を被らせたときは、前項の規定により処罰する。

国有の会社、企業又は事業単位の職員が、私情にとらわれて不正を行い、前2項の罪を犯したときは、第1項の規定により重く処罰する。

第一百六十九条

【原文】国有公司、企业或者其上级主管部门直接负责的主管人员，徇私舞弊，将国有资产低价折股或者低价出售，致使国家利益遭受重大损失的，处三年以下有期徒刑或者拘役；致使国家利益遭受特别重大损失的，处三年以上七年以下有期徒刑。

其他公司、企业直接负责的主管人员，徇私舞弊，将公司、企业资产低价折股或者低价出售，致使公司、企业利益遭受重大损失的，依照前款的规定处罚。

【訳文】国有の会社若しくは企業又はその上級主管部門の直接責任を負う主管者が、私情にとらわれて不正を行い、国有資産を低い価額で株式に換算し又は低価で売却し、国家の利益に重大な損失を被らせたときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。国家の利益に特に重大な損失を被らせたときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

その他の会社又は企業の直接責任を負う主管者が、私情にとらわれて不正を行い、会社又は企業の資産を低い価額で株式に換算し又は低価で売却し、会社又は企業の利益に重大な損失を被らせたときは、前項の規定により処罰する。

第一百六十九条之一

【原文】上市公司的董事、监事、高级管理人员违背对公司的忠实义务，利用职务便利，操纵上市公司从事下列行为之一，致使上市公司利益遭受重大损失的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金；致使上市公司利益遭受特别重大损失的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金：

- （一）无偿向其他单位或者个人提供资金、商品、服务或者其他资产的；
- （二）以明显不公平的条件，提供或者接受资金、商品、服务或者其他资产的；
- （三）向明显不具有清偿能力的单位或者个人提供资金、商品、服务或者其他资产的；
- （四）为明显不具有清偿能力的单位或者个人提供担保，或者无正当理由为其他单位或者个人提供担保的；
- （五）无正当理由放弃债权、承担债务的；
- （六）采用其他方式损害上市公司利益的。

上市公司的控股股东或者实际控制人，指使上市公司董事、监事、高级管理人员实施前款行为的，依照前款的规定处罚。

犯前款罪的上市公司的控股股东或者实际控制人是单位的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照第一款的规定处罚。

【訳文】上場会社の取締役、監査役又は高級管理職が、会社に対する忠実義務に違反し、職務上の便宜を利用して、上場会社を操って次に掲げる行為のいずれかを行わせ、上場会社の利益に重大な損失を被らせたときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。上場会社の利益に特に重大な損失を被らせたときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

(1) 他の法人その他の団体又は個人に無償で資金、商品、サービスその他の資産を提供すること。

(2) 明らかに不公平な条件で資金、商品、サービスその他の資産を提供し又は受け入れること。

(3) 明らかに弁済能力を有しない法人その他の団体又は個人に資金、商品、サービスその他の資産を提供すること。

(4) 明らかに弁済能力を有しない法人その他の団体若しくは個人のために担保を提供し、又は正当な理由なく他の法人その他の団体若しくは個人のために担保を提供すること。

(5) 正当な理由なく債権を放棄し、又は債務を負担すること。

(6) その他の方法により上場会社の利益を害すること。

上場会社の支配株主又は実質的支配者が上場会社の取締役、監査役又は高級管理職に指図して前項の行為を実行させたときは、前項の規定により処罰する。

前項の罪を犯した上場会社の支配株主又は実質的支配者が法人その他の団体であるときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を第1項の規定により処罰する。

第4節 金融管理秩序を破壊する罪（第四节 破坏金融管理秩序罪）

第一百七十条

【原文】 伪造货币的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；有下列情形之一的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金或者没收财产：

- (一) 伪造货币集团的首要分子；
- (二) 伪造货币数额特别巨大的；
- (三) 有其他特别严重情节的。

【訳文】 通貨を偽造した者は、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。次のいずれかに該当するときは、10年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

- (1) 通貨偽造集団の首謀者
- (2) 偽造した通貨の額が特に巨額であるとき。
- (3) その他の特に重い情状があるとき。

第一百七十一条

【原文】 出售、购买伪造的货币或者明知是伪造的货币而运输，数额较大的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处二万元以上二十万元以下罚金；数额巨大的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金；数额特别巨大的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金或者没收财产。

銀行或者其他金融机构的工作人员购买伪造的货币或者利用职务上的便利，以伪造的货币换取货币的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处二万元以上二十万元以下罚金；数额巨大或者有其他严重情节的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处二万元以上二十万元以下罚金或者没收财产；情节较轻的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处一万元以上十万元以下罚金。

伪造货币并出售或者运输伪造的货币的，依照本法 第一百七十条的规定定罪从重处罚。

【訳文】偽造通貨を売却し若しくは購入し、又は偽造通貨であることを知りながら運送し、その額が比較的大きい者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。額が巨額であるときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、5万元以上50万元以下の罰金を併科する。額が特に巨額であるときは、10年以上の有期徒刑又は無期懲役に処し、5万元以上50万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

銀行その他の金融機関の職員が偽造通貨を購入し、又は職務上の便宜を利用して偽造通貨を通貨と交換したときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、10年以上の有期徒刑又は無期懲役に処し、2万元以上20万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。情状が比較的軽いときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、1万元以上10万元以下の罰金を併科し又は単科する。

通貨を偽造し、かつ、偽造通貨を売却し又は運送した者は、この法律第170条の規定により罪を認定し重く処罰する。

第一百七十二条

【原文】明知是伪造的货币而持有、使用，数额较大的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处一万元以上十万元以下罚金；数额巨大的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处二万元以上二十万元以下罚金；数额特别巨大的，处十年以上有期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金或者没收财产。

【訳文】偽造通貨であることを知りながら所持し又は使用し、その額が比較的大きい者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、1万元以上10万元以下の罰金を併科し又は単科する。額が巨額であるときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。額が特に巨額であるときは、10年以上の有期徒刑に処し、5万元以上50万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

第一百七十三条

【原文】变造货币，数额较大的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处一万元以上十万元以下罚金；数额巨大的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处二万元以上二十万元以下罚金。

【訳文】通貨を変造し、その額が比較的大きい者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、1万元以上10万元以下の罰金を併科し又は単科する。額が巨額であるときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。

第一百七十四条

【原文】未经国家有关主管部门批准，擅自设立商业银行、证券交易所、期货交易所、证券公司、期货经纪公司、保险公司或者其他金融机构的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处二万元以上二十万元以下罚金；情节严重的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金。

伪造、变造、转让商业银行、证券交易所、期货交易所、证券公司、期货经纪公司、保险公司或者其他金融机构的经营许可证或者批准文件的，依照前款的规定处罚。

单位犯前两款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照第一款的规定处罚。

【訳文】国家の関係主管部門の承認を得ずに、無断で商業銀行、証券取引所、先物取引所、証券会社、先物仲介会社、保険会社その他の金融機関を設立した者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科し又は単科する。情状が重いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、5万元以上50万元以下の罰金を併科する。

商業銀行、証券取引所、先物取引所、証券会社、先物仲介会社、保険会社その他の金融機関の営業許可証又は承認文書を偽造し、変造し又は譲渡した者は、前項の規定により処罰する。

法人その他の団体が前2項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を第1項の規定により処罰する。

第一百七十五条

【原文】以转贷牟利为目的，套取金融机构信贷资金高利转贷他人，违法所得数额较大的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处违法所得一倍以上五倍以下罚金；数额巨大的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处违法所得一倍以上五倍以下罚金。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处三年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】転貸して利益を図ることを目的として、金融機関の信用貸付資金を引き出して他人に高利で転貸し、違法所得の額が比較的大きい者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を併科する。額が巨額であるときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を併科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第一百七十五条之一

【原文】以欺骗手段取得银行或者其他金融机构贷款、票据承兑、信用证、保函等，给银行或者其他金融机构造成重大损失的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金；给银行或者其他金融机构造成特别重大损失或者有其他特别严重情节的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】欺瞞的手段により銀行その他の金融機関の貸付、手形引受、信用状、保証状等を得し、銀行その他の金融機関に重大な損失を与えた者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。銀行その他の金融機関に特に重大な損失を与え、又はその他の特に重い情状があるときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第一百七十六条

【原文】非法吸收公众存款或者变相吸收公众存款，扰乱金融秩序的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金；数额巨大或者有其他严重情节的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；数额特别巨大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑，并处罚金。单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

有前两款行为，在提起公诉前积极退赃退赔，减少损害结果发生的，可以从轻或者减轻处罚。

【訳文】公衆から預金を不法に受け入れ、又は形を変えて公衆から預金を受け入れ、金融秩序を攪乱した者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。額が特に巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、10年以上の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

前2項の行為をした者が、公訴の提起前に積極的に不正利得を返還し又は損害を賠償し、損害結果の発生を減少させたときは、軽く処罰し又は減輕して処罰することができる。

第一百七十七条

【原文】有下列情形之一，伪造、变造金融票证的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处二万元以上二十万元以下罚金；情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处五万元

以上五十万元以下罚金；情节特别严重的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处五十万元以上五十万元以下罚金或者没收财产：

- （一）伪造、变造汇票、本票、支票的；
- （二）伪造、变造委托收款凭证、汇款凭证、银行存单等其他银行结算凭证的；
- （三）伪造、变造信用证或者附随的单据、文件的；
- （四）伪造信用卡的。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】 次のいずれかに該当し、金融証券を偽造し又は変造した者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科し又は単科する。情状が重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、5万元以上50万元以下の罰金を併科する。情状が特に重いときは、10年以上の有期徒刑又は無期懲役に処し、5万元以上50万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

- （1）為替手形、約束手形又は小切手を偽造し又は変造したとき。
- （2）取立委任証書、送金証書、銀行預金証書等その他の銀行決済証書を偽造し又は変造したとき。
- （3）信用状又はこれに付随する書類若しくは文書を偽造し又は変造したとき。
- （4）クレジットカードを偽造したとき。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第一百七十七条之一

【原文】 有下列情形之一的，妨害信用卡管理的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处一万元以上十万元以下罚金；数量巨大或者有其他严重情节的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处二万元以上二十万元以下罚金：

- （一）明知是伪造的信用卡而持有、运输的，或者明知是伪造的空白信用卡而持有、运输，数量较大的；
- （二）非法持有他人信用卡，数量较大的；
- （三）使用虚假的身份证明骗领信用卡的；
- （四）出售、购买、为他人提供伪造的信用卡或者以虚假的身份证明骗领的信用卡的。

窃取、收买或者非法提供他人信用卡信息资料的，依照前款规定处罚。

银行或者其他金融机构的工作人员利用职务上的便利，犯第二款罪的，从重处罚。

【訳文】 次のいずれかに該当し、クレジットカードの管理を妨害した者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、1万元以上10万元以下の罰金を併科し又は単科する。数量が巨大であり、又はその他の重い情状があるときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。

（1）偽造されたクレジットカードであることを知りながら所持し若しくは運送し、又は偽造された白地のクレジットカードであることを知りながら所持し若しくは運送し、その数量が比較的大きいとき。

（2）他人のクレジットカードを不法に所持し、その数量が比較的大きいとき。

（3）虚偽の身分証明を使用してクレジットカードを詐取したとき。

（4）偽造されたクレジットカード又は虚偽の身分証明により詐取されたクレジットカードを売却し、購入し、又は他人に提供したとき。

他人のクレジットカード情報資料を窃取し、買収し又は不法に提供した者は、前項の規定により処罰する。

銀行その他の金融機関の職員が職務上の便宜を利用して第2項の罪を犯したときは、重く処罰する。

第一百七十八条

【原文】 偽造、変造国庫券或者国家发行的其他有价证券，数额较大的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处二万元以上二十万元以下罚金；数额巨大的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金；数额特别巨大的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金或者没收财产。

偽造、変造股票或者公司、企业债券，数额较大的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处一万元以上十万元以下罚金；数额巨大的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处二万元以上二十万元以下罚金。

单位犯前两款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前两款的规定处罚。

【訳文】 国庫券その他国家が発行する有価証券を偽造し又は変造し、その額が比較的大きい者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科し又は単科する。額が巨額であるときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、5万元以上50万元以下の罰金を併科する。額が特に巨額であるときは、10年以上の有期徒刑又は無期懲役に処し、5万元以上50万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

株券又は会社・企業債券を偽造し又は変造し、その額が比較的大きい者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、1万元以上10万元以下の罰金を併科し又は単科する。額が巨額であるときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。

法人その他の団体が前2項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前2項の規定により処罰する。

第一百七十九条

【原文】未经国家有关主管部门批准，擅自发行股票或者公司、企业债券，数额巨大、后果严重或者有其他严重情节的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处非法募集资金金额百分之十以上百分之五十以下罚金。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处五年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】国家の関係主管部門の承認を得ずに、無断で株式又は会社・企業債券を発行し、その額が巨額で、結果が重大であり、又はその他の重い情状がある者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、不法に募集した資金の金額の1パーセント以上5パーセント以下の罰金を併科し又は単科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第一百八十条

【原文】证券、期货交易内幕信息的知情人员或者非法获取证券、期货交易内幕信息的人员，在涉及证券的发行，证券、期货交易或者其他对证券、期货交易价格有重大影响的信息尚未公开前，买入或者卖出该证券，或者从事与该内幕信息有关的期货交易，或者泄露该信息，或者明示、暗示他人从事上述交易活动，情节严重的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处违法所得一倍以上五倍以下罚金；情节特别严重的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处违法所得一倍以上五倍以下罚金。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处五年以下有期徒刑或者拘役。

内幕信息、知情人员的范围，依照法律、行政法规的规定确定。

证券交易所、期货交易所、证券公司、期货经纪公司、基金管理公司、商业银行、保险公司等金融机构的从业人员以及有关监管部门或者行业协会的工作人员，利用因职务便利获取的内幕信息以外的其他未公开的信息，违反规定，从事与该信息相关的证券、期货交易活动，或者明示、暗示他人从事相关交易活动，情节严重的，依照第一款的规定处罚。

【訳文】証券又は先物取引の内部情報を知る者又は証券若しくは先物取引の内部情報を不法に取得した者が、証券の発行、証券若しくは先物の取引その他証券若しくは先物の取引価格に重大な影響を及ぼす情報がまだ公開される前に、当該証券を買い付け若しくは売り付け、当該内部情報に関係する先物取引を行い、当該情報を漏洩し、又は他人に明示若しくは暗示して上記の取引活動を行わせ、情状が重いときは、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を併科し又は単科する。情状が特に重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を併科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

内部情報及びこれを知る者の範囲は、法律及び行政法規の規定により確定する。

証券取引所、先物取引所、証券会社、先物仲介会社、ファンド管理会社、商業銀行、保険会社等の金融機関の従業者及び関係監督管理部門又は業界協会の職員が、職務上の便宜により取得した内部情報以外のその他の未公開情報を利用し、規定に違反して、当該情報に係る証券若しくは先物の取引活動を行い、又は他人に明示若しくは暗示して関係する取引活動を行わせ、情状が重いときは、第1項の規定により処罰する。

第一百八十一条

【原文】 编造并且传播影响证券、期货交易的虚假信息，扰乱证券、期货交易市场，造成严重后果的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处一万元以上十万元以下罚金。

证券交易所、期货交易所、证券公司、期货经纪公司的从业人员，证券业协会、期货业协会或者证券期货监督管理部门的工作人员，故意提供虚假信息或者伪造、变造、销毁交易记录，诱骗投资者买卖证券、期货合约，造成严重后果的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处一万元以上十万元以下罚金；情节特别恶劣的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处二万元以上二十万元以下罚金。

单位犯前两款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处五年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】 証券又は先物の取引に影響を及ぼす虚偽の情報を捏造し、かつ、流布し、証券又は先物の取引市場を攪乱し、重大な結果を生じさせた者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、1万元以上10万元以下の罰金を併科し又は単科する。

証券取引所、先物取引所、証券会社若しくは先物仲介会社の従業者又は証券業協会、先物業協会若しくは証券先物監督管理部門の職員が、故意に虚偽の情報を提供し、又は取引記録を偽造し、変造し若しくは廃棄して、投資者を誘惑し欺いて証券又は先物契約を売買させ、重大な結果を生じさせたときは、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、1万元以上10万元以下の罰金を併科し又は単科する。情状が特に悪質であるときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。

法人その他の団体が前2項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第一百八十二条

【原文】有下列情形之一，操纵证券、期货市场，影响证券、期货交易价格或者证券、期货交易量，情节严重的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金；情节特别严重的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金：

（一）单独或者合谋，集中资金优势、持股或者持仓优势或者利用信息优势联合或者连续买卖的；

（二）与他人串通，以事先约定的时间、价格和方式相互进行证券、期货交易的；

（三）在自己实际控制的账户之间进行证券交易，或者以自己为交易对象，自买自卖期货合约的；

（四）不以成交为目的，频繁或者大量申报买入、卖出证券、期货合约并撤销申报的；

（五）利用虚假或者不确定的重大信息，诱导投资者进行证券、期货交易的；

（六）对证券、证券发行人、期货交易标的公开作出评价、预测或者投资建议，同时进行反向证券交易或者相关期货交易的；

（七）以其他方法操纵证券、期货市场的。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】次のいずれかに該当し、証券又は先物の市場を操作し、証券若しくは先物の取引価格又は証券若しくは先物の取引量に影響を及ぼし、情状が重い者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が特に重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

（1）単独で又は共謀して、資金の優位、持株若しくは建玉の優位を集中し、又は情報の優位を利用して、連合して又は連続して売買したとき。

（2）他人と通謀し、事前に約定した時間、価格及び方法で相互に証券又は先物の取引を行ったとき。

（3）自己が実質的に支配する口座の間で証券取引を行い、又は自己を取引の相手方として先物契約を自ら売買したとき。

（4）約定を目的とせずに、頻繁に又は大量に証券若しくは先物契約の買付け又は売付けの注文を出し、かつ、その注文を取り消したとき。

（5）虚偽の又は不確実な重大情報を利用して、投資者を証券又は先物の取引に誘導したとき。

（6）証券、証券の発行者又は先物取引の対象について公に評価、予測又は投資助言をし、同時に反対方向の証券取引又は関連する先物取引を行ったとき。

（7）その他の方法により証券又は先物の市場を操作したとき。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第一百八十三条

【原文】保险公司的工作人员利用职务上的便利，故意编造未曾发生的保险事故进行虚假理赔，骗取保险金归自己所有的，依照本法第二百七十一条的规定定罪处罚。

国有保险公司工作人员和国有保险公司委派到非国有保险公司从事公务的人员有前款行为的，依照本法第三百八十二条、第三百八十三条的规定定罪处罚。

【訳文】保険会社の職員が職務上の便宜を利用して、発生していない保険事故を故意に捏造して虚偽の保険金支払を行い、保険金を詐取して自己の所有に帰属させたときは、この法律第 271 条の規定により罪を認定し処罰する。

国有保険会社の職員及び国有保険会社から非国有保険会社に派遣されて公務に従事する者が前項の行為をしたときは、この法律第 382 条及び第 383 条の規定により罪を認定し処罰する。

第一百八十四条

【原文】银行或者其他金融机构的工作人员在金融业务活动中索取他人财物或者非法收受他人财物，为他人谋取利益的，或者违反国家规定，收受各种名义的回扣、手续费，归个人所有的，依照本法第一百六十三条的规定定罪处罚。

国有金融机构工作人员和国有金融机构委派到非国有金融机构从事公务的人员有前款行为的，依照本法第三百八十五条、第三百八十六条的规定定罪处罚。

【訳文】銀行その他の金融機関の職員が、金融業務活動において他人に財物を要求し若しくは他人の財物を不法に収受し、他人のために利益を図り、又は国家の規定に違反して各種の名目によるリベート若しくは手数料を収受して個人の所有に帰属させたときは、この法律第 163 条の規定により罪を認定し処罰する。

国有金融機関の職員及び国有金融機関から非国有金融機関に派遣されて公務に従事する者が前項の行為をしたときは、この法律第 385 条及び第 386 条の規定により罪を認定し処罰する。

第一百八十五条

【原文】商业银行、证券交易所、期货交易所、证券公司、期货经纪公司、保险公司或者其他金融机构的工作人员利用职务上的便利，挪用本单位或者客户资金的，依照本法第二百七十二条的规定定罪处罚。

国有商业银行、证券交易所、期货交易所、证券公司、期货经纪公司、保险公司或者其他国有金融机构的工作人员和国有商业银行、证券交易所、期货交易所、证券公司、期货经纪公司、保险公司或者其他国有金融机构委派到前款规定中的非国有机构从事公务的人员有前款行为的，依照本法第三百八十四条的规定定罪处罚。

【訳文】商業銀行、証券取引所、先物取引所、証券会社、先物仲介会社、保険会社その他の金融機関の職員が、職務上の便宜を利用して、自己の法人その他の団体又は顧客の資金を流用したときは、この法律第272条の規定により罪を認定し処罰する。

国有の商業銀行、証券取引所、先物取引所、証券会社、先物仲介会社、保険会社その他の国有金融機関の職員及びこれらの国有金融機関から前項に定める非国有機関に派遣されて公務に従事する者が前項の行為をしたときは、この法律第384条の規定により罪を認定し処罰する。

第一百八十五条之一

【原文】商业银行、证券交易所、期货交易所、证券公司、期货经纪公司、保险公司或者其他金融机构，违背受托义务，擅自运用客户资金或者其他委托、信托的财产，情节严重的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处三万元以上三十万元以下罚金；情节特别严重的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金。

社会保障基金管理机构、住房公积金管理机构等公众资金管理机构，以及保险公司、保险资产管理公司、证券投资基金管理公司，违反国家规定运用资金的，对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】商業銀行、証券取引所、先物取引所、証券会社、先物仲介会社、保険会社その他の金融機関が、受託義務に違反して、無断で顧客の資金その他の委託され又は信託された財産を運用し、情状が重いときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、3万元以上30万元以下の罰金を併科する。情状が特に重いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、5万元以上50万元以下の罰金を併科する。

社会保障基金管理机构、住宅積立金管理机构等の公衆資金管理机构並びに保険会社、保険資産管理会社及び証券投資信託管理会社が国家の規定に違反して資金を運用したときは、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第一百八十六条

【原文】银行或者其他金融机构的工作人员违反国家规定发放贷款，数额巨大或者造成重大损失的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处一万元以上十万元以下罚金；数额特别巨大或者造成特别重大损失的，处五年以上有期徒刑，并处二万元以上二十万元以下罚金。

银行或者其他金融机构的工作人员违反国家规定，向关系人发放贷款的，依照前款的规定从重处罚。

单位犯前两款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前两款的规定处罚。

关系人的范围，依照《中华人民共和国商业银行法》和有关金融法规确定。

【訳文】銀行その他の金融機関の職員が国家の規定に違反して貸付を行い、その額が巨額であり、又は重大な損失を生じさせたときは、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、1万元以上10万元以下の罰金を併科する。額が特に巨額であり、又は特に重大な損失を生じさせたときは、5年以上の有期徒刑に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。

銀行その他の金融機関の職員が国家の規定に違反して関係者に貸付を行ったときは、前項の規定により重く処罰する。

法人その他の団体が前2項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前2項の規定により処罰する。

関係者の範囲は、《中華人民共和国商業銀行法》及び関係金融法規により確定する。

第一百八十七条

【原文】银行或者其他金融机构的工作人员吸收客户资金不入帐，数额巨大或者造成重大损失的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处二万元以上二十万元以下罚金；数额特别巨大或者造成特别重大损失的，处五年以上有期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】銀行その他の金融機関の職員が顧客の資金を受け入れて帳簿に記入せず、その額が巨額であり、又は重大な損失を生じさせたときは、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。額が特に巨額であり、又は特に重大な損失を生じさせたときは、5年以上の有期徒刑に処し、5万元以上50万元以下の罰金を併科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第一百八十八条

【原文】银行或者其他金融机构的工作人员违反规定，为他人出具信用证或者其他保函、票据、存单、资信证明，情节严重的，处五年以下有期徒刑或者拘役；情节特别严重的，处五年以上有期徒刑。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】銀行その他の金融機関の職員が規定に違反して、他人のために信用状その他の保証状、手形、預金証書又は资信証明を発行し、情状が重いときは、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が特に重いときは、5年以上の有期徒刑に処する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第一百八十九条

【原文】 银行或者其他金融机构的工作人员在票据业务中，对违反票据法规定的票据予以承兑、付款或者保证，造成重大损失的，处五年以下有期徒刑或者拘役；造成特别重大损失的，处五年以上有期徒刑。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】 銀行その他の金融機関の職員が手形業務において、手形法の規定に違反する手形について引受け、支払又は保証をし、重大な損失を生じさせたときは、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。特に重大な損失を生じさせたときは、5年以上の有期徒刑に処する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第一百九十条

【原文】 公司、企业或者其他单位，违反国家规定，擅自将外汇存放境外，或者将境内的外汇非法转移到境外，数额较大的，对单位判处逃汇数额百分之五以上百分之三十以下罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处五年以下有期徒刑或者拘役；数额巨大或者有其他严重情节的，对单位判处逃汇数额百分之五以上百分之三十以下罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处五年以上有期徒刑。

【訳文】 会社、企業その他の法人その他の団体が、国家の規定に違反して、無断で外貨を境外に預け、又は境内の外貨を不法に境外に移転し、その額が比較的大きいときは、法人その他の団体に対して逃避させた外貨の額の5パーセント以上30パーセント以下の罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、法人その他の団体に対して逃避させた外貨の額の5パーセント以上30パーセント以下の罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、5年以上の有期徒刑に処する。

第一百九十一条

【原文】 为掩饰、隐瞒毒品犯罪、黑社会性质的组织犯罪、恐怖活动犯罪、走私犯罪、贪污贿赂犯罪、破坏金融管理秩序犯罪、金融诈骗犯罪的所得及其产生的收益的来源和性质，有下列行为之一的，没收实施以上犯罪的所得及其产生的收益，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金；情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金：

- （一）提供资金账户的；
- （二）将财产转换为现金、金融票据、有价证券的；
- （三）通过转账或者其他支付结算方式转移资金的；
- （四）跨境转移资产的；
- （五）以其他方法掩饰、隐瞒犯罪所得及其收益的来源和性质的。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】薬物犯罪、黒社会的性質を有する組織の犯罪、テロ活動犯罪、密輸犯罪、汚職・賄賂犯罪、金融管理秩序を破壊する犯罪又は金融詐欺犯罪の所得及びそれから生じた収益の出所及び性質を隠蔽し又は秘匿するため、次に掲げる行為のいずれかをした者は、上記の犯罪の実行による所得及びそれから生じた収益を没収し、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

- (1) 資金口座を提供すること。
- (2) 財産を現金、金融手形又は有価証券に換えること。
- (3) 振替その他の支払決済の方法により資金を移転すること。
- (4) 国境を越えて資産を移転すること。
- (5) その他の方法により犯罪所得及びその収益の出所及び性質を隠蔽し又は秘匿すること。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第5節 金融詐欺の罪（第五节 金融诈骗罪）

第一百九十二条

【原文】以非法占有为目的，使用诈骗方法非法集资，数额较大的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金；数额巨大或者有其他严重情节的，处七年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金或者没收财产。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】不法に占有することを目的として、詐欺の方法を用いて資金を不法に集め、その額が比較的大きい者は、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、7年以上の有期徒刑又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第一百九十三条

【原文】有下列情形之一的，以非法占有为目的，诈骗银行或者其他金融机构的贷款，数额较大的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处二万元以上二十万元以下罚金；数额巨大或者有其他严重情节的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金；数额特别巨

大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金或者没收财产：

- （一）编造引进资金、项目等虚假理由的；
- （二）使用虚假的经济合同的；
- （三）使用虚假的证明文件的；
- （四）使用虚假的产权证明作担保或者超出抵押物价值重复担保的；
- （五）以其他方法诈骗贷款的。

【訳文】 次のいずれかに該当し、不法に占有することを目的として、銀行その他の金融機関の貸付金を詐取し、その額が比較的大きい者は、5 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、2 万元以上 20 万元以下の罰金を併科する。額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、5 年以上 10 年以下の有期徒刑に処し、5 万元以上 50 万元以下の罰金を併科する。額が特に巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、10 年以上の有期徒刑又は無期懲役に処し、5 万元以上 50 万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

- （1）資金の導入、プロジェクト等の虚偽の理由を捏造したとき。
- （2）虚偽の経済契約を使用したとき。
- （3）虚偽の証明文書を使用したとき。
- （4）虚偽の財産権証明を担保とし、又は抵当物の価値を超えて重複して担保としたとき。
- （5）その他の方法により貸付金を詐取したとき。

第一百九十四条

【原文】 有下列情形之一，进行金融票据诈骗活动，数额较大的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处二万元以上二十万元以下罚金；数额巨大或者有其他严重情节的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金；数额特别巨大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金或者没收财产：

- （一）明知是伪造、变造的汇票、本票、支票而使用的；
- （二）明知是作废的汇票、本票、支票而使用的；
- （三）冒用他人的汇票、本票、支票的；
- （四）签发空头支票或者与其预留印鉴不符的支票，骗取财物的；
- （五）汇票、本票的出票人签发无资金保证的汇票、本票或者在出票时作虚假记载，骗取财物的。

使用伪造、变造的委托收款凭证、汇款凭证、银行存单等其他银行结算凭证的，依照前款的规定处罚。

【訳文】 次のいずれかに該当し、金融手形詐欺活動を行い、その額が比較的大きい者は、5 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、2 万元以上 20 万元以下の罰金を併科する。額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、5 年以上 10 年以下の有期徒刑に処し、5 万元以上 50 万元以下の罰金を併科する。額が特に巨額であり、又はその他の特に重い情状がある

ときは、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、5万元以上50万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

（1）偽造され又は変造された為替手形、約束手形又は小切手であることを知りながら使用したとき。

（2）無効となった為替手形、約束手形又は小切手であることを知りながら使用したとき。

（3）他人の為替手形、約束手形又は小切手を冒用したとき。

（4）不渡りとなる小切手又は届出印鑑と一致しない小切手を振り出し、財物を詐取したとき。

（5）為替手形又は約束手形の振出人が資金の裏付けのない為替手形若しくは約束手形を振り出し、又は振出しの際に虚偽の記載をして、財物を詐取したとき。

偽造され又は変造された取立委任証書、送金証書、銀行預金証書等その他の銀行決済証書を使用した者は、前項の規定により処罰する。

第一百九十五条

【原文】有下列情形之一，进行信用证诈骗活动的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处二万元以上二十万元以下罚金；数额巨大或者有其他严重情节的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金；数额特别巨大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金或者没收财产：

（一）使用伪造、变造的信用证或者附随的单据、文件的；

（二）使用作废的信用证的；

（三）骗取信用证的；

（四）以其他方法进行信用证诈骗活动的。

【訳文】次のいずれかに該当し、信用状詐欺活動を行った者は、5年以下の有期懲役又は拘役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、5年以上10年以下の有期懲役に処し、5万元以上50万元以下の罰金を併科する。額が特に巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、5万元以上50万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

（1）偽造され若しくは変造された信用状又はこれに付随する書類若しくは文書を使用したとき。

（2）無効となった信用状を使用したとき。

（3）信用状を詐取したとき。

（4）その他の方法により信用状詐欺活動を行ったとき。

第一百九十六条

【原文】有下列情形之一，进行信用卡诈骗活动，数额较大的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处二万元以上二十万元以下罚金；数额巨大或者有其他严重情节的，处五年以上十年以

下有期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金；数额特别巨大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金或者没收财产：

- （一）使用伪造的信用卡，或者使用以虚假的身份证明骗领的信用卡的；
- （二）使用作废的信用卡的；
- （三）冒用他人信用卡的；
- （四）恶意透支的。

前款所称恶意透支，是指持卡人以非法占有为目的，超过规定限额或者规定期限透支，并且经发卡银行催收后仍不归还的行为。

盗窃信用卡并使用的，依照本法第二百六十四条的规定定罪处罚。

【訳文】 次のいずれかに該当し、クレジットカード詐欺活動を行い、その額が比較的大きい者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、5万元以上50万元以下の罰金を併科する。額が特に巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、10年以上の有期徒刑又は無期懲役に処し、5万元以上50万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

- （1）偽造されたクレジットカード又は虚偽の身分証明により詐取したクレジットカードを使用したとき。
- （2）無効となったクレジットカードを使用したとき。
- （3）他人のクレジットカードを冒用したとき。
- （4）悪意の過剰与信利用をしたとき。

前項にいう悪意の過剰与信利用とは、カード保有者が不法に占有することを目的として、所定の限度額又は所定の期限を超えて与信を利用し、かつ、カード発行銀行の督促を受けた後もなお返済しない行為をいう。

クレジットカードを窃取して使用した者は、この法律第264条の規定により罪を認定し処罰する。

第一百九十七条

【原文】 使用伪造、变造的国库券或者国家发行的其他有价证券，进行诈骗活动，数额较大的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处二万元以上二十万元以下罚金；数额巨大或者有其他严重情节的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金；数额特别巨大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金或者没收财产。

【訳文】 偽造され又は変造された国庫券その他国家が発行する有価証券を使用して詐欺活動を行い、その額が比較的大きい者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、5万元以上50万元以下の罰金を併科する。額が特に巨額であ

り、又はその他の特に重い情状があるときは、10 年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、5 万元以上 50 万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

第一百九十八条

【原文】有下列情形之一，进行保险诈骗活动，数额较大的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处一万元以上十万元以下罚金；数额巨大或者有其他严重情节的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处二万元以上二十万元以下罚金；数额特别巨大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑，并处二万元以上二十万元以下罚金或者没收财产：

（一）投保人故意虚构保险标的，骗取保险金的；

（二）投保人、被保险人或者受益人对发生的保险事故编造虚假的原因或者夸大损失的程度，骗取保险金的；

（三）投保人、被保险人或者受益人编造未曾发生的保险事故，骗取保险金的；

（四）投保人、被保险人故意造成财产损失的保险事故，骗取保险金的；

（五）投保人、受益人故意造成被保险人死亡、伤残或者疾病，骗取保险金的。

有前款第四项、第五项所列行为，同时构成其他犯罪的，依照数罪并罚的规定处罚。

单位犯第一款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处五年以下有期徒刑或者拘役；数额巨大或者有其他严重情节的，处五年以上十年以下有期徒刑；数额特别巨大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑。

保险事故的鉴定人、证明人、财产评估人故意提供虚假的证明文件，为他人诈骗提供条件的，以保险诈骗的共犯论处。

【訳文】次のいずれかに該当し、保険詐欺活動を行い、その額が比較的大きい者は、5 年以下の有期懲役又は拘役に処し、1 万元以上 10 万元以下の罰金を併科する。額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、5 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、2 万元以上 20 万元以下の罰金を併科する。額が特に巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、10 年以上の有期懲役に処し、2 万元以上 20 万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

（1）保険契約者が故意に保険の目的を偽り、保険金を詐取したとき。

（2）保険契約者、被保険者又は受益者が、発生した保険事故について虚偽の原因を捏造し又は損失の程度を誇張し、保険金を詐取したとき。

（3）保険契約者、被保険者又は受益者が、発生していない保険事故を捏造し、保険金を詐取したとき。

（4）保険契約者又は被保険者が故意に財産損失の保険事故を生じさせ、保険金を詐取したとき。

（5）保険契約者又は受益者が故意に被保険者を死亡させ、負傷させ若しくは障害を負わせ、又は疾病にかからせ、保険金を詐取したとき。

前項第4号又は第5号に掲げる行為をし、同時にその他の犯罪を構成するときは、併合罪の処罰の規定により処罰する。

法人その他の団体が第1項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、5年以下の有期懲役又は拘役に処する。額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、5年以上10年以下の有期懲役に処し、額が特に巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、10年以上の有期懲役に処する。

保険事故の鑑定人、証明人又は財産評価人が故意に虚偽の証明文書を提供し、他人の詐欺のために条件を提供したときは、保険詐欺の共犯として論ずる。

第一百九十九条

【原文】（删去）

【訳文】（削除）

第二百条

【原文】单位犯本节第一百九十四条、第一百九十五条规定之罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处五年以下有期徒刑或者拘役，可以并处罚金；数额巨大或者有其他严重情节的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；数额特别巨大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金。

【訳文】法人その他の団体がこの節の第194条又は第195条に定める罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、5年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科することができる。額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、5年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。額が特に巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金を併科する。

第6節 租税の徴収管理に危害を及ぼす罪（第六节 危害税收征管罪）

第二百零一条

【原文】纳税人采取欺骗、隐瞒手段进行虚假纳税申报或者不申报，逃避缴纳税款数额较大并且占应纳税额百分之十以上的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；数额巨大并且占应纳税额百分之三十以上的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

扣缴义务人采取前款所列手段，不缴或者少缴已扣、已收税款，数额较大的，依照前款的规定处罚。

对多次实施前两款行为，未经处理的，按照累计数额计算。

有第一款行为，经税务机关依法下达追缴通知后，补缴应纳税款，缴纳滞纳金，已受行政处罚的，不予追究刑事责任；但是，五年内因逃避缴纳税款受过刑事处罚或者被税务机关给予二次以上行政处罚的除外。

【訳文】納税者が欺瞞又は隠蔽の手段をとって虚偽の納税申告をし又は申告をせず、納付を免れた税額が比較的大きく、かつ、納付すべき税額の 10 パーセント以上を占めるときは、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。額が巨額であり、かつ、納付すべき税額の 30 パーセント以上を占めるときは、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

源泉徴収義務者が前項に掲げる手段をとって、既に源泉徴収し又は徴収した税額を納付せず又は過少に納付し、その額が比較的大きいときは、前項の規定により処罰する。

前 2 項の行為を多数回実行し、処理を受けていないときは、累計額により計算する。

第 1 項の行為をした者が、税務機関から法により追徴通知を受けた後、納付すべき税額を追納し、延滞金を納付し、既に行政処罰を受けたときは、刑事責任を追及しない。ただし、5 年以内に納税回避により刑事処罰を受け、又は税務機関から 2 回以上の行政処罰を受けたことがあるときは、この限りでない。

第二百零二条

【原文】以暴力、威胁方法拒不缴纳税款的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处拒缴税款一倍以上五倍以下罚金；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处拒缴税款一倍以上五倍以下罚金。

【訳文】暴力又は威嚇の方法により納税を拒んだ者は、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、納付を拒んだ税額の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を併科する。情状が重いときは、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処し、納付を拒んだ税額の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を併科する。

第二百零三条

【原文】纳税人欠缴应纳税款，采取转移或者隐匿财产的手段，致使税务机关无法追缴欠缴的税款，数额在一万元以上不满十万元的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处欠缴税款一倍以上五倍以下罚金；数额在十万元以上的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处欠缴税款一倍以上五倍以下罚金。

【訳文】納税者が納付すべき税額を滞納し、財産を移転し又は隠匿する手段をとって、税務機関が滞納税額を追徴することができないようにし、その額が 1 万元以上 10 万元未満であるときは、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、滞納税額の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を併科し又は単科する。額が 10 万元以上であるときは、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処し、滞納税額の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を併科する。

第二百零四条

【原文】以假报出口或者其他欺骗手段，骗取国家出口退税款，数额较大的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处骗取税款一倍以上五倍以下罚金；数额巨大或者有其他严重情节的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处骗取税款一倍以上五倍以下罚金；数额特别巨大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处骗取税款一倍以上五倍以下罚金或者没收财产。

纳税人缴纳税款后，采取前款规定的欺骗方法，骗取所缴纳的税款的，依照本法第二百零一条的规定定罪处罚；骗取税款超过所缴纳的税款部分，依照前款的规定处罚。

【訳文】虚偽の輸出申告その他の欺瞞的手段により国家の輸出還付税額を詐取し、その額が比較的大きい者は、5 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、詐取した税額の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を併科する。額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、5 年以上 10 年以下の有期徒刑に処し、詐取した税額の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を併科する。額が特に巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、10 年以上の有期徒刑又は無期懲役に処し、詐取した税額の 1 倍以上 5 倍以下の罰金又は財産の没収を併科する。

納税者が税金を納付した後、前項に定める欺瞞的方法をとって、納付した税額を詐取したときは、この法律第 201 条の規定により罪を認定し処罰する。詐取した税額が納付した税額を超える部分については、前項の規定により処罰する。

第二百零五条

【原文】虚开增值税专用发票或者虚开用于骗取出口退税、抵扣税款的其他发票的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处二万元以上二十万元以下罚金；虚开的税款数额较大或者有其他严重情节的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金；虚开的税款数额巨大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金或者没收财产。

单位犯本条规定之罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处三年以下有期徒刑或者拘役；虚开的税款数额较大或者有其他严重情节的，处三年以上十年以下有期徒刑；虚开的税款数额巨大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑。

虚开增值税专用发票或者虚开用于骗取出口退税、抵扣税款的其他发票，是指为他人虚开、为自己虚开、让他人為自己虚开、介绍他人虚开行为之一的。

【訳文】増値税専用インボイスを虚偽発行し、又は輸出還付税の詐取若しくは税額控除に用いるその他のインボイスを虚偽発行した者は、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、2 万元以上 20 万元以下の罰金を併科する。虚偽発行した税額が比較的大きく、又はその他の重い情状があるときは、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処し、5 万元以上 50 万元以下の罰金を併科する。虚偽発行した税額が巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、10

年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、5 万元以上 50 万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

法人その他の団体がこの条に定める罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、3 年以下の有期懲役又は拘役に処する。虚偽発行した税額が比較的大きく、又はその他の重い情状があるときは、3 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、虚偽発行した税額が巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、10 年以上の有期懲役又は無期懲役に処する。

増値税専用インボイスを虚偽発行し、又は輸出還付税の詐取若しくは税額控除に用いるその他のインボイスを虚偽発行するとは、他人のために虚偽発行し、自己のために虚偽発行し、他人に自己のために虚偽発行させ、又は他人の虚偽発行を仲介する行為のいずれかを行うことをいう。

第二百零五条之一

【原文】虚开本法第二百零五条规定以外的其他发票，情节严重的，处二年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金；情节特别严重的，处二年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】この法律第 205 条に定めるもの以外のその他のインボイスを虚偽発行し、情状が重い者は、2 年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。情状が特に重いときは、2 年以上 7 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第二百零六条

【原文】伪造或者出售伪造的增值税专用发票的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处二万元以上二十万元以下罚金；数量较大或者有其他严重情节的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金；数量巨大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金或者没收财产。

单位犯本条规定之罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制；数量较大或者有其他严重情节的，处三年以上十年以下有期徒刑；数量巨大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑。

【訳文】増値税専用インボイスを偽造し、又は偽造された増値税専用インボイスを売却した者は、3 年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、2 万元以上 20 万元以下の罰金を併科する。数量が比較的大きく、又はその他の重い情状があるときは、3 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、5 万元以上 50 万元以下の罰金を併科する。数量が巨大であり、又はその他の

特に重い情状があるときは、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、5万元以上50万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

法人その他の団体がこの条に定める罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、3年以下の有期懲役、拘役又は管制に処する。数量が比較的大きく、又はその他の重い情状があるときは、3年以上10年以下の有期懲役に処し、数量が巨大であり、又はその他の特に重い情状があるときは、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処する。

第二百零七条

【原文】 非法出售增值税专用发票的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处二万元以上二十万元以下罚金；数量较大的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金；数量巨大的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金或者没收财产。

【訳文】 増値税専用インボイスを不法に売却した者は、3年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。数量が比較的大きいときは、3年以上10年以下の有期懲役に処し、5万元以上50万元以下の罰金を併科する。数量が巨大であるときは、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、5万元以上50万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

第二百零八条

【原文】 非法购买增值税专用发票或者购买伪造的增值税专用发票的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处二万元以上二十万元以下罚金。

非法购买增值税专用发票或者购买伪造的增值税专用发票又虚开或者出售的，分别依照本法第二百零五条、第二百零六条、第二百零七条的规定定罪处罚。

【訳文】 増値税専用インボイスを不法に購入し、又は偽造された増値税専用インボイスを購入した者は、5年以下の有期懲役又は拘役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科し又は単科する。

増値税専用インボイスを不法に購入し、又は偽造された増値税専用インボイスを購入し、更にこれを虚偽発行し又は売却した者は、それぞれこの法律第205条、第206条又は第207条の規定により罪を認定し処罰する。

第二百零九条

【原文】 伪造、擅自制造或者出售伪造、擅自制造的可以用于骗取出口退税、抵扣税款的其他发票的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处二万元以上二十万元以下罚金；数量巨大

的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金；数量特别巨大的，处七年以上有期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金或者没收财产。

伪造、擅自制造或者出售伪造、擅自制造的前款规定以外的其他发票的，处二年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处一万元以上五万元以下罚金；情节严重的，处二年以上七年以下有期徒刑，并处五万元以上五十万元以下罚金。

非法出售可以用于骗取出口退税、抵扣税款的其他发票的，依照第一款的规定处罚。

非法出售第三款规定以外的其他发票的，依照第二款的规定处罚。

【訳文】輸出還付税の詐取又は税額控除に用いることができるその他のインボイスを偽造し若しくは無断で製造し、又は偽造され若しくは無断で製造されたこれらのインボイスを売却した者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。数量が巨大であるときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、5万元以上50万元以下の罰金を併科する。数量が特に巨大であるときは、7年以上の有期徒刑に処し、5万元以上50万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

前項に定めるもの以外のその他のインボイスを偽造し若しくは無断で製造し、又は偽造され若しくは無断で製造されたこれらのインボイスを売却した者は、2年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、1万元以上5万元以下の罰金を併科し又は単科する。情状が重いときは、2年以上7年以下の有期徒刑に処し、5万元以上50万元以下の罰金を併科する。

輸出還付税の詐取又は税額控除に用いることができるその他のインボイスを不法に売却した者は、第1項の規定により処罰する。

第3項に定めるもの以外のその他のインボイスを不法に売却した者は、第2項の規定により処罰する。

第二百一十条

【原文】盗窃增值税专用发票或者可以用于骗取出口退税、抵扣税款的其他发票的，依照本法第二百六十四条的规定定罪处罚。

使用欺骗手段骗取增值税专用发票或者可以用于骗取出口退税、抵扣税款的其他发票的，依照本法第二百六十六条的规定定罪处罚。

【訳文】増値税専用インボイス又は輸出還付税の詐取若しくは税額控除に用いることができるその他のインボイスを窃取した者は、この法律第264条の規定により罪を認定し処罰する。

欺瞞的手段を用いて増値税専用インボイス又は輸出還付税の詐取若しくは税額控除に用いることができるその他のインボイスを詐取した者は、この法律第266条の規定により罪を認定し処罰する。

第二百一十条之一

【原文】明知是伪造的发票而持有，数量较大的，处二年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金；数量巨大的，处二年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】偽造されたインボイスであることを知りながら所持し、その数量が比較的大きい者は、2年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。数量が巨大であるときは、2年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第二百一十一条

【原文】单位犯本节第二百零一条、第二百零三条、第二百零四条、第二百零七条、第二百零八条、第二百零九条规定之罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照各该条的规定处罚。

【訳文】法人その他の団体がこの節の第201条、第203条、第204条、第207条、第208条又は第209条に定める罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を当該各条の規定により処罰する。

第二百一十二条

【原文】犯本节第二百零一条至第二百零五条规定之罪，被处罚金、没收财产的，在执行前，应当先由税务机关追缴税款和所骗取的出口退税款。

【訳文】この節の第201条から第205条までに定める罪を犯し、罰金又は財産の没収を言い渡された者については、その執行前に、まず税務機関が税額及び詐取された輸出還付税額を追徴しなければならない。

第7節 知的財産権を侵害する罪（第七节 侵犯知识产权罪）

第二百一十三条

【原文】未经注册商标所有人许可，在同一种商品、服务上使用与其注册商标相同的商标，情节严重的，处三年以下有期徒刑，并处或者单处罚金；情节特别严重的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。

【訳文】登録商標の所有者の許諾を得ずに、同一の商品又はサービスについてその登録商標と同一の商標を使用し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が特に重いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第二百一十四条

【原文】销售明知是假冒注册商标的商品，违法所得数额较大或者有其他严重情节的，处三年以下有期徒刑，并处或者单处罚金；违法所得数额巨大或者有其他特别严重情节的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。

【訳文】登録商標を偽称した商品であることを知りながら販売し、違法所得の額が比較的大きく、又はその他の重い情状がある者は、3年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科し又は単科する。違法所得の額が巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第二百一十五条

【原文】伪造、擅自制造他人注册商标标识或者销售伪造、擅自制造的注册商标标识，情节严重的，处三年以下有期徒刑，并处或者单处罚金；情节特别严重的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。

【訳文】他人の登録商標の標章を偽造し若しくは無断で製造し、又は偽造され若しくは無断で製造された登録商標の標章を販売し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が特に重いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第二百一十六条

【原文】假冒他人专利，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金。

【訳文】他人の特許を偽称し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。

第二百一十七条

【原文】以营利为目的，有下列侵犯著作权或者与著作权有关的权利的情形之一，违法所得数额较大或者有其他严重情节的，处三年以下有期徒刑，并处或者单处罚金；违法所得数额巨大或者有其他特别严重情节的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金：

（一）未经著作权人许可，复制发行、通过信息网络向公众传播其文字作品、音乐、美术、视听作品、计算机软件及法律、行政法规规定的其他作品的；

（二）出版他人享有专有出版权的图书的；

（三）未经录音录像制作者许可，复制发行、通过信息网络向公众传播其制作的录音录像的；

（四）未经表演者许可，复制发行录有其表演的录音录像制品，或者通过信息网络向公众传播其表演的；

（五）制作、出售假冒他人署名的美术作品的；

（六）未经著作权人或者与著作权有关的权利人许可，故意避开或者破坏权利人为其作品、录音录像制品等采取的保护著作权或者与著作权有关的权利的技术措施的。

【訳文】 営利を目的として、次に掲げる著作権又は著作隣接権を侵害する行為のいずれかをし、違法所得の額が比較的大きく、又はその他の重い情状がある者は、3 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科し又は単科する。違法所得の額が巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、3 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

（1）著作権者の許諾を得ずに、その言語の著作物、音楽、美術、視聴覚著作物、コンピュータソフトウェア及び法律又は行政法規に定めるその他の著作物を複製頒布し、又は情報ネットワークを通じて公衆に送信したとき。

（2）他人が専有出版権を有する図書を出版したとき。

（3）録音録画製作者の許諾を得ずに、その製作した録音録画を複製頒布し、又は情報ネットワークを通じて公衆に送信したとき。

（4）実演家の許諾を得ずに、その実演を収録した録音録画製品を複製頒布し、又はその実演を情報ネットワークを通じて公衆に送信したとき。

（5）他人の署名を偽った美術の著作物を制作し又は販売したとき。

（6）著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、権利者がその著作物、録音録画製品等のために講じた著作権又は著作隣接権を保護する技術的措置を故意に回避し又は破壊したとき。

第二百一十八条

【原文】 以营利为目的，销售明知是本法第二百一十七条规定的侵权复制品，违法所得数额巨大或者有其他严重情节的，处五年以下有期徒刑，并处或者单处罚金。

【訳文】 営利を目的として、この法律第 217 条に定める権利侵害複製物であることを知りながら販売し、違法所得の額が巨額であり、又はその他の重い情状がある者は、5 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科し又は単科する。

第二百一十九条

【原文】 有下列侵犯商业秘密行为之一，情节严重的，处三年以下有期徒刑，并处或者单处罚金；情节特别严重的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金：

（一）以盗窃、贿赂、欺诈、胁迫、电子侵入或者其他不正当手段获取权利人的商业秘密的；

（二）披露、使用或者允许他人使用以前项手段获取的权利人的商业秘密的；

（三）违反保密义务或者违反权利人有关保守商业秘密的要求，披露、使用或者允许他人使用其所掌握的商业秘密的。

明知前款所列行为，获取、披露、使用或者允许他人使用该商业秘密的，以侵犯商业秘密论。

本条所称权利人，是指商业秘密的所有人和经商业秘密所有人许可的商业秘密使用人。

【訳文】次に掲げる営業秘密を侵害する行為のいずれかをし、情状が重い者は、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が特に重いときは、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

(1) 窃取、贈賄、詐欺、脅迫、電子的侵入その他の不正な手段により権利者の営業秘密を取得すること。

(2) 前号の手段により取得した権利者の営業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用させること。

(3) 秘密保持義務に違反し、又は営業秘密の保持に関する権利者の要求に違反して、自己が把握している営業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用させること。

前項に掲げる行為を知らながら、当該営業秘密を取得し、開示し、使用し、又は他人に使用させた者は、営業秘密の侵害として論ずる。

この条において権利者とは、営業秘密の所有者及び営業秘密の所有者の許諾を得た営業秘密の利用者をいう。

第二百一十九条之一

【原文】为境外的机构、组织、人员窃取、刺探、收买、非法提供商业秘密的，处五年以下有期徒刑，并处或者单处罚金；情节严重的，处五年以上有期徒刑，并处罚金。

【訳文】境外の機構、組織又は人員のために営業秘密を窃取し、探知し、買収し又は不法に提供した者は、5年以下の有期懲役に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が重いときは、5年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する。

第二百二十条

【原文】单位犯本节第二百一十三条至第二百一十九条之一规定之罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照本节各该条的规定处罚。

【訳文】法人その他の団体がこの節の第213条から第219条の1までに定める罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者をこの節の当該各条の規定により処罰する。

第8節 市場秩序を攪乱する罪（第八节 扰乱市场秩序罪）

第二百二十一条

【原文】捏造并散布虚伪事实，损害他人的商业信誉、商品声誉，给他人造成重大损失或者有其他严重情节的，处二年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金。

【訳文】虚偽の事実を捏造し、かつ、流布し、他人の商業上の信用又は商品の声価を害し、他人に重大な損失を与え、又はその他の重い情状がある者は、2年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。

第二百二十二条

【原文】广告主、广告经营者、广告发布者违反国家规定，利用广告对商品或者服务作虚假宣传，情节严重的，处二以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金。

【訳文】広告主、広告経営者又は広告発布者が国家の規定に違反して、広告を利用して商品又はサービスについて虚偽の宣伝をし、情状が重いときは、2年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。

第二百二十三条

【原文】投标人相互串通投标报价，损害招标人或者其他投标人利益，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金。

投标人与招标人串通投标，损害国家、集体、公民的合法利益的，依照前款的规定处罚。

【訳文】入札者が相互に通謀して入札価格を提示し、入札募集者又は他の入札者の利益を害し、情状が重いときは、3年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。入札者が入札募集者と通謀して入札し、国家、集団又は公民の合法的な利益を害したときは、前項の規定により処罰する。

第二百二十四条

【原文】有下列情形之一，以非法占有为目的，在签订、履行合同过程中，骗取对方当事人财物，数额较大的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金；数额巨大或者有其他严重情节的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；数额特别巨大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金或者没收财产：

- （一）以虚构的单位或者冒用他人名义签订合同的；
- （二）以伪造、变造、作废的票据或者其他虚假的产权证明作担保的；
- （三）没有实际履行能力，以先履行小额合同或者部分履行合同的方法，诱骗对方当事人继续签订和履行合同的；
- （四）收受对方当事人给付的货物、货款、预付款或者担保财产后逃匿的；
- （五）以其他方法骗取对方当事人财物的。

【訳文】次のいずれかに該当し、不法に占有することを目的として、契約の締結又は履行の過程において相手方当事者の財物を詐取し、その額が比較的大きい者は、3年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。額が特に巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

- （1）架空の法人その他の団体又は他人の名義を冒用して契約を締結したとき。

（2）偽造され、変造され若しくは無効となった手形その他の虚偽の財産権証明を担保としたとき。

（3）実際の履行能力がないのに、少額の契約を先に履行し又は契約を一部履行する方法により、相手方当事者を誘い欺いて引き続き契約を締結させ及び履行させたとき。

（4）相手方当事者が給付した貨物、代金、前払金又は担保財産を受け取った後に逃亡し又は隠れたとき。

（5）その他の方法により相手方当事者の財物を詐取したとき。

第二百二十四条之一

【原文】组织、领导以推销商品、提供服务等经营活动为名，要求参加者以缴纳费用或者购买商品、服务等方式获得加入资格，并按照一定顺序组成层级，直接或者间接以发展人员的数量作为计酬或者返利依据，引诱、胁迫参加者继续发展他人参加，骗取财物，扰乱经济社会秩序的传销活动的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；情节严重的，处五年以上有期徒刑，并处罚金。

【訳文】商品の推銷、サービスの提供等の経営活動を名目として、参加者に費用の納付又は商品若しくはサービスの購入等の方法により加入資格を得ることを求め、一定の順序により階層を構成し、直接又は間接に勧誘した人員の数を報酬又は還元の根拠とし、参加者を誘惑し又は脅迫して更に他人を勧誘して参加させ、財物を詐取し、経済社会秩序を攪乱するマルチ商法（伝銷）活動を組織し又は指導した者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、5年以上の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第二百二十五条

【原文】违反国家规定，有下列非法经营行为之一，扰乱市场秩序，情节严重的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处违法所得一倍以上五倍以下罚金；情节特别严重的，处五年以上有期徒刑，并处违法所得一倍以上五倍以下罚金或者没收财产：

（一）未经许可经营法律、行政法规规定的专营、专卖物品或者其他限制买卖的物品的；

（二）买卖进出口许可证、进出口原产地证明以及其他法律、行政法规规定的经营许可证或者批准文件的；

（三）未经国家有关主管部门批准非法经营证券、期货、保险业务的，或者非法从事资金支付结算业务的；

（四）其他严重扰乱市场秩序的非法经营行为。

【訳文】国家の規定に違反して、次に掲げる不法経営行為のいずれかをし、市場秩序を攪乱し、情状が重い者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を併科し又は単科する。情状が特に重いときは、5年以上の有期徒刑に処し、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金又は財産の没収を併科する。

- (1) 許可を得ずに、法律又は行政法規に定める専営若しくは専売の物品その他売買が制限される物品を経営すること。
- (2) 輸出入許可証、輸出入原産地証明その他法律又は行政法規に定める経営許可証又は承認文書を売買すること。
- (3) 国家の関係主管部門の承認を得ずに証券、先物若しくは保険の業務を不法に経営し、又は資金の支払決済業務に不法に従事すること。
- (4) その他市場秩序を著しく攪乱する不法経営行為

第二百二十六条

【原文】以暴力、威胁手段，实施下列行为之一，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金；情节特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金：

- (一) 强买强卖商品的；
- (二) 强迫他人提供或者接受服务的；
- (三) 强迫他人参与或者退出投标、拍卖的；
- (四) 强迫他人转让或者收购公司、企业的股份、债券或者其他资产的；
- (五) 强迫他人参与或者退出特定的经营活动的。

【訳文】暴力又は威嚇の手段により、次に掲げる行為のいずれかを実行し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が特に重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

- (1) 商品の売買を強要すること。
- (2) 他人にサービスの提供又は受領を強要すること。
- (3) 他人に入札若しくは競売への参加又はそれからの離脱を強要すること。
- (4) 他人に会社若しくは企業の株式、債券その他の資産の譲渡又は買取りを強要すること。
- (5) 他人に特定の経営活動への参加又はそれからの離脱を強要すること。

第二百二十七条

【原文】伪造或者倒卖伪造的车票、船票、邮票或者其他有价票证，数额较大的，处二年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处票证价额一倍以上五倍以下罚金；数额巨大的，处二年以上七年以下有期徒刑，并处票证价额一倍以上五倍以下罚金。

倒卖车票、船票，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处票证价额一倍以上五倍以下罚金。

【訳文】乗車券、乗船券、郵便切手その他の有価証券を偽造し、又は偽造されたこれらの証券を転売し、その額が比較的大きい者は、2年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、証券の価額の1倍以上5倍以下の罰金を併科し又は単科する。額が巨額であるときは、2年以上7年以下の有期徒刑に処し、証券の価額の1倍以上5倍以下の罰金を併科する。

乗車券又は乗船券を転売し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、証票の価額の1倍以上5倍以下の罰金を併科し又は単科する。

第二百二十八条

【原文】以牟利为目的，违反土地管理法规，非法转让、倒卖土地使用权，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处非法转让、倒卖土地使用权价额百分之五以上百分之二十以下罚金；情节特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处非法转让、倒卖土地使用权价额百分之五以上百分之二十以下罚金。

【訳文】利益を図ることを目的として、土地管理法規に違反し、土地使用権を不法に譲渡し又は転売し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、不法に譲渡し又は転売した土地使用権の価額の5パーセント以上20パーセント以下の罰金を併科し又は単科する。情状が特に重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、不法に譲渡し又は転売した土地使用権の価額の5パーセント以上20パーセント以下の罰金を併科する。

第二百二十九条

【原文】承担资产评估、验资、验证、会计、审计、法律服务、保荐、安全评价、环境影响评价、环境监测等职责的中介组织的人员故意提供虚假证明文件，情节严重的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；有下列情形之一的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金：

（一）提供与证券发行相关的虚假的资产评估、会计、审计、法律服务、保荐等证明文件，情节特别严重的；

（二）提供与重大资产交易相关的虚假的资产评估、会计、审计等证明文件，情节特别严重的；

（三）在涉及公共安全的重大工程、项目中提供虚假的安全评价、环境影响评价等证明文件，致使公共财产、国家和人民利益遭受特别重大损失的。

有前款行为，同时索取他人财物或者非法收受他人财物构成犯罪的，依照处罚较重的规定定罪处罚。

第一款规定的人员，严重不负责任，出具的证明文件有重大失实，造成严重后果的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金。

【訳文】資産評価、出資検証、検証、会計、監査、法律サービス、上場推薦、安全評価、環境影響評価、環境モニタリング等の職責を担う仲介組織の者が故意に虚偽の証明文書を提供し、情状が重いときは、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。次のいずれかに該当するときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

（1）証券の発行に関連する虚偽の資産評価、会計、監査、法律サービス、上場推薦等の証明文書を提供し、情状が特に重いとき。

（2）重大な資産取引に関連する虚偽の資産評価、会計、監査等の証明文書を提供し、情状が特に重いとき。

（3）公共の安全に関わる重大な工事又はプロジェクトにおいて虚偽の安全評価、環境影響評価等の証明文書を提供し、公共財産並びに国家及び人民の利益に特に重大な損失を被らせたとき。

前項の行為をし、同時に他人に財物を要求し又は他人の財物を不法に収受して犯罪を構成するときは、処罰のより重い規定により罪を認定し処罰する。

第 1 項に定める者が、著しく無責任で、発行した証明文書に重大な事実との不一致があり、重大な結果を生じさせたときは、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。

第二百三十条

【原文】违反进出口商品检验法的规定，逃避商品检验，将必须经商检机构检验的进口商品未报经检验而擅自销售、使用，或者将必须经商检机构检验的出口商品未报经检验合格而擅自出口，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金。

【訳文】輸出入商品検査法の規定に違反し、商品検査を逃れ、商品検査機構の検査を受けなければならない輸入商品を検査の申告をせずに無断で販売し若しくは使用し、又は商品検査機構の検査を受けなければならない輸出商品を検査の申告をして合格せずに無断で輸出し、情状が重い者は、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。

第二百三十一条

【原文】单位犯本节第二百二十一条至第二百三十条规定之罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照本节各该条的规定处罚。

【訳文】法人その他の団体がこの節の第 221 条から第 230 条までに定める罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者をこの節の当該各条の規定により処罰する。

第 4 章 公民の人身の権利及び民主的権利を侵害する罪（第四章 侵犯公民人身权利、民主权利罪）

第二百三十二条

【原文】故意杀人的，处死刑、无期徒刑或者十年以上有期徒刑；情节较轻的，处三年以上十年以下有期徒刑。

【訳文】故意に人を殺した者は、死刑、無期懲役又は 10 年以上の有期徒刑に処する。情状が比較的軽いときは、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処する。

第二百三十三条

【原文】过失致人死亡的，处三年以上七年以下有期徒刑；情节较轻的，处三年以下有期徒刑。本法另有规定的，依照规定。

【訳文】過失により人を死亡させた者は、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処する。情状が比較的軽いときは、3 年以下の有期徒刑に処する。この法律に別段の定めがあるときは、その定めによる。

第二百三十四条

【原文】故意伤害他人身体的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制。

犯前款罪，致人重伤的，处三年以上十年以下有期徒刑；致人死亡或者以特别残忍手段致人重伤造成严重残疾的，处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑。本法另有规定的，依照规定。

【訳文】故意に他人の身体を傷害した者は、3 年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。前項の罪を犯し、人に重傷を負わせたときは、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処する。人を死亡させ、又は特に残忍な手段により人に重傷を負わせて重度の障害を生じさせたときは、10 年以上の有期徒刑、無期徒刑又は死刑に処する。この法律に別段の定めがあるときは、その定めによる。

第二百三十四条之一

【原文】组织他人出卖人体器官的，处五年以下有期徒刑，并处罚金；情节严重的，处五年以上有期徒刑，并处罚金或者没收财产。

未经本人同意摘取其器官，或者摘取不满十八周岁的人的器官，或者强迫、欺骗他人捐献器官的，依照本法第二百三十四条、第二百三十二条的规定定罪处罚。

违背本人生前意愿摘取其尸体器官，或者本人生前未表示同意，违反国家规定，违背其近亲属意愿摘取其尸体器官的，依照本法第三百零二条的规定定罪处罚。

【訳文】他人を組織して人体の臓器を売却させた者は、5 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、5 年以上の有期徒刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

本人の同意を得ずにその臓器を摘出し、満 18 歳に満たない者の臓器を摘出し、又は他人に臓器の提供を強要し若しくは欺いて提供させた者は、この法律第 234 条又は第 232 条の規定により罪を認定し処罰する。

本人の生前の意思に反してその死体の臓器を摘出し、又は本人が生前に同意を表示していないのに、国家の規定に違反し、その近親者の意思に反してその死体の臓器を摘出した者は、この法律第 302 条の規定により罪を認定し処罰する。

第二百三十五条

【原文】过失伤害他人致人重伤的，处三年以下有期徒刑或者拘役。本法另有规定的，依照规定。

【訳文】過失により他人を傷害して重傷を負わせた者は、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。この法律に別段の定めがあるときは、その定めによる。

第二百三十六条

【原文】以暴力、胁迫或者其他手段强奸妇女的，处三年以上十年以下有期徒刑。

奸淫不满十四周岁的幼女的，以强奸论，从重处罚。

强奸妇女、奸淫幼女，有下列情形之一的，处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑：

- （一）强奸妇女、奸淫幼女情节恶劣的；
- （二）强奸妇女、奸淫幼女多人的；
- （三）在公共场所当众强奸妇女、奸淫幼女的；
- （四）二人以上轮奸的；
- （五）奸淫不满十周岁的幼女或者造成幼女伤害的；
- （六）致使被害人重伤、死亡或者造成其他严重后果的。

【訳文】暴力、脅迫その他の手段により女性を強姦した者は、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処する。

満 14 歳に満たない幼女を姦淫した者は、強姦として論じ、重く処罰する。

女性を強姦し又は幼女を姦淫し、次のいずれかに該当する者は、10 年以上の有期徒刑、無期徒刑又は死刑に処する。

- （1）女性を強姦し又は幼女を姦淫し、情状が悪質であるとき。
- （2）多数の女性を強姦し又は多数の幼女を姦淫したとき。
- （3）公共の場所において公衆の面前で女性を強姦し又は幼女を姦淫したとき。
- （4）2 人以上で輪姦したとき。
- （5）満 10 歳に満たない幼女を姦淫し、又は幼女に傷害を与えたとき。
- （6）被害者に重傷を負わせ若しくは死亡させ、又はその他の重大な結果を生じさせたとき。

第二百三十六条之一

【原文】对已满十四周岁不满十六周岁的未成年女性负有监护、收养、看护、教育、医疗等特殊职责的人员，与该未成年女性发生性关系的，处三年以下有期徒刑；情节恶劣的，处三年以上十年以下有期徒刑。

有前款行为，同时又构成本法 第二百三十六条规定之罪的，依照处罚较重的规定定罪处罚。

【訳文】満 14 歳に達し満 16 歳に満たない未成年の女性に対して監護、養子縁組上の養育、看護、教育、医療等の特別な職責を負う者が、当該未成年の女性と性的関係を持ったときは、3 年以下の有期徒刑に処する。情状が悪質であるときは、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処する。

前項の行為をし、同時にこの法律第 236 条に定める罪をも構成するときは、処罰のより重い規定により罪を認定し処罰する。

第二百三十七条

【原文】以暴力、胁迫或者其他方法强制猥亵他人或者侮辱妇女的，处五年以下有期徒刑或者拘役。

聚众或者在公共场所当众犯前款罪的，或者有其他恶劣情节的，处五年以上有期徒刑。

猥亵儿童的，处五年以下有期徒刑；有下列情形之一的，处五年以上有期徒刑：

- （一）猥亵儿童多人或者多次的；
- （二）聚众猥亵儿童的，或者在公共场所当众猥亵儿童，情节恶劣的；
- （三）造成儿童伤害或者其他严重后果的；
- （四）猥亵手段恶劣或者有其他恶劣情节的。

【訳文】暴力、脅迫その他の方法により他人に強制わいせつ行為をし、又は女性を侮辱した者は、5 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

集団で若しくは公共の場所において公衆の面前で前項の罪を犯し、又はその他の悪質な情状がある者は、5 年以上の有期徒刑に処する。

児童にわいせつ行為をした者は、5 年以下の有期徒刑に処する。次のいずれかに該当するときは、5 年以上の有期徒刑に処する。

- （1）多数の児童に又は多数回にわたり児童にわいせつ行為をしたとき。
- （2）集団で児童にわいせつ行為をし、又は公共の場所において公衆の面前で児童にわいせつ行為をし、情状が悪質であるとき。
- （3）児童に傷害その他の重大な結果を生じさせたとき。
- （4）わいせつ行為の手段が悪質であり、又はその他の悪質な情状があるとき。

第二百三十八条

【原文】非法拘禁他人或者以其他方法非法剥夺他人人身自由的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利。具有殴打、侮辱情节的，从重处罚。

犯前款罪，致人重伤的，处三年以上十年以下有期徒刑；致人死亡的，处十年以上有期徒刑。

使用暴力致人伤残、死亡的，依照本法第二百三十四条、第二百三十二条的规定定罪处罚。

为索取债务非法扣押、拘禁他人的，依照前两款的规定处罚。

国家机关工作人员利用职权犯前三款罪的，依照前三款的规定从重处罚。

【訳文】他人を不法に拘禁し、又はその他の方法により他人の人身の自由を不法に剥奪した者は、3 年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。殴打又は侮辱の情状があるときは、重く処罰する。

前項の罪を犯し、人に重傷を負わせたときは、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処する。人を死亡させたときは、10 年以上の有期徒刑に処する。暴力を用いて人に傷害若しくは障害を負わせ、又は死亡させたときは、この法律第 234 条又は第 232 条の規定により罪を認定し処罰する。

債務の取立てのために他人を不法に拘束し又は拘禁した者は、前 2 項の規定により処罰する。

国家機関業務人員が職権を利用して前 3 項の罪を犯したときは、前 3 項の規定により重く処罰する。

第二百三十九条

【原文】以勒索财物为目的绑架他人的，或者绑架他人作为人质的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金或者没收财产；情节较轻的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。犯前款罪，杀害被绑架人的，或者故意伤害被绑架人，致人重伤、死亡的，处无期徒刑或者死刑，并处没收财产。

以勒索财物为目的偷盗婴幼儿的，依照前两款的规定处罚。

【訳文】財物を恐喝する目的で他人を略取し、又は他人を人質とするために略取した者は、10 年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。情状が比較的軽いときは、5 年以上 10 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

前項の罪を犯し、被略取者を殺害し、又は故意に被略取者を傷害して重傷を負わせ若しくは死亡させたときは、無期徒刑又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

財物を恐喝する目的で乳幼児を盗み取った者は、前 2 項の規定により処罰する。

第二百四十条

【原文】拐卖妇女、儿童的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；有下列情形之一的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金或者没收财产；情节特别严重的，处死刑，并处没收财产：

- （一）拐卖妇女、儿童集团的首要分子；
- （二）拐卖妇女、儿童三人以上的；
- （三）奸淫被拐卖的妇女的；
- （四）诱骗、强迫被拐卖的妇女卖淫或者将被拐卖的妇女卖给他人迫使其卖淫的；
- （五）以出卖为目的，使用暴力、胁迫或者麻醉方法绑架妇女、儿童的；
- （六）以出卖为目的，偷盗婴幼儿的；
- （七）造成被拐卖的妇女、儿童或者其亲属重伤、死亡或者其他严重后果的；

（八）将妇女、儿童卖往境外的。

拐卖妇女、儿童是指以出卖为目的，有拐骗、绑架、收买、贩卖、接送、中转妇女、儿童的行为之一的。

【訳文】女性又は児童を誘拐売買した者は、5 年以上 10 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。次のいずれかに該当するときは、10 年以上の有期徒刑又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。情状が特に重いときは、死刑に処し、財産の没収を併科する。

（1）女性・児童誘拐売買集団の首謀者

（2）3 人以上の女性又は児童を誘拐売買したとき。

（3）誘拐売買された女性を姦淫したとき。

（4）誘拐売買された女性を誘惑し、欺き若しくは強制して売春させ、又は誘拐売買された女性を他人に売り渡して売春を強いさせたとき。

（5）売り渡す目的で、暴力、脅迫又は麻酔の方法を用いて女性又は児童を略取したとき。

（6）売り渡す目的で、乳幼児を盗み取ったとき。

（7）誘拐売買された女性若しくは児童又はその親族に重傷を負わせ若しくは死亡させ、又はその他の重大な結果を生じさせたとき。

（8）女性又は児童を境外に売り渡したとき。

女性又は児童を誘拐売買するとは、売り渡す目的で、女性又は児童を誘拐し、略取し、買い受け、売り渡し、送迎し、又は中継する行為のいずれかをするをいう。

第二百四十一条

【原文】收买被拐卖的妇女、儿童的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制。

收买被拐卖的妇女，强行与其发生性关系的，依照本法第二百三十六条的规定定罪处罚。

收买被拐卖的妇女、儿童，非法剥夺、限制其人身自由或者有伤害、侮辱等犯罪行为的，依照本法的有关规定定罪处罚。

收买被拐卖的妇女、儿童，并有第二款、第三款规定的犯罪行为的，依照数罪并罚的规定处罚。

收买被拐卖的妇女、儿童又出卖的，依照本法第二百四十条的规定定罪处罚。

收买被拐卖的妇女、儿童，对被买儿童没有虐待行为，不阻碍对其进行解救的，可以从轻处罚；按照被买妇女的意愿，不阻碍其返回原居住地的，可以从轻或者减轻处罚。

【訳文】誘拐売買された女性又は児童を買い受けた者は、3 年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。

誘拐売買された女性を買い受け、強いて性的関係を持った者は、この法律第 236 条の規定により罪を認定し処罰する。

誘拐売買された女性又は児童を買い受け、その人身の自由を不法に剥奪し若しくは制限し、又は傷害、侮辱等の犯罪行為をした者は、この法律の関係規定により罪を認定し処罰する。

誘拐売買された女性又は児童を買い受け、かつ、第2項又は第3項に定める犯罪行為をした者は、併合罪の処罰の規定により処罰する。

誘拐売買された女性又は児童を買い受け、更に売り渡した者は、この法律第240条の規定により罪を認定し処罰する。

誘拐売買された女性又は児童を買い受けた者が、買い受けた児童に対して虐待行為をせず、その救出を妨げなかったときは、軽く処罰することができる。買い受けた女性の意思に従い、その元の居住地への帰還を妨げなかったときは、軽く処罰し又は減輕して処罰することができる。

第二百四十二条

【原文】以暴力、威胁方法阻碍国家机关工作人员解救被收买的妇女、儿童的，依照本法第二百七十七条的规定定罪处罚。

聚众阻碍国家机关工作人员解救被收买的妇女、儿童的首要分子，处五年以下有期徒刑或者拘役；其他参与者使用暴力、威胁方法的，依照前款的规定处罚。

【訳文】暴力又は威嚇の方法により、国家機関業務人員が買い受けられた女性又は児童を救出することを妨げた者は、この法律第277条の規定により罪を認定し処罰する。

集団で国家機関業務人員が買い受けられた女性又は児童を救出することを妨げた首謀者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。その他の参加者が暴力又は威嚇の方法を用いたときは、前項の規定により処罰する。

第二百四十三条

【原文】捏造事实诬告陷害他人，意图使他人受刑事追究，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制；造成严重后果的，处三年以上十年以下有期徒刑。

国家机关工作人员犯前款罪的，从重处罚。

不是有意诬陷，而是错告，或者检举失实的，不适用前两款的规定。

【訳文】事実を捏造して他人を誣告し陥れ、他人に刑事訴追を受けさせることを企図し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。重大な結果を生じさせたときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。

国家機関業務人員が前項の罪を犯したときは、重く処罰する。

故意に誣告し陥れたものではなく、誤った告発又は事実と異なる検挙であるときは、前2項の規定を適用しない。

第二百四十四条

【原文】以暴力、威胁或者限制人身自由的方法强迫他人劳动的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；情节严重的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。

明知他人实施前款行为，为其招募、运送人员或者有其他协助强迫他人劳动行为的，依照前款的规定处罚。

单位犯前两款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照第一款的规定处罚。

【訳文】暴力、威嚇又は人身の自由を制限する方法により他人に労働を強制した者は、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

他人が前項の行為を実行することを知りながら、その者のために人員を募集し若しくは輸送し、又はその他の他人に労働を強制することを幫助する行為をした者は、前項の規定により処罰する。

法人その他の団体が前 2 項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を第 1 項の規定により処罰する。

第二百四十四条之一

【原文】违反劳动管理法规，雇用未满十六周岁的未成年人从事超强度体力劳动的，或者从事高空、井下作业的，或者在爆炸性、易燃性、放射性、毒害性等危险环境下从事劳动，情节严重的，对直接责任人员，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；情节特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

有前款行为，造成事故，又构成其他犯罪的，依照数罪并罚的规定处罚。

【訳文】労働管理法規に違反し、満 16 歳に満たない未成年者を雇用して、過度に強度の高い肉体労働に従事させ、高所若しくは坑内の作業に従事させ、又は爆発性、引火性、放射性、毒性等の危険な環境の下で労働に従事させ、情状が重いときは、直接責任者は、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。情状が特に重いときは、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

前項の行為をし、事故を生じさせ、更にその他の犯罪を構成するときは、併合罪の処罰の規定により処罰する。

第二百四十五条

【原文】非法搜查他人身体、住宅，或者非法侵入他人住宅的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

司法工作人员滥用职权，犯前款罪的，从重处罚。

【訳文】他人の身体若しくは住居を不法に搜索し、又は他人の住居に不法に侵入した者は、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

司法業務人員が職権を濫用して前項の罪を犯したときは、重く処罰する。

第二百四十六条

【原文】以暴力或者其它方法公然侮辱他人或者捏造事实诽谤他人，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利。

前款罪，告诉的才处理，但是严重危害社会秩序和国家利益的除外。

通过信息网络实施第一款规定的行为，被害人向人民法院告诉，但提供证据确有困难的，人民法院可以要求公安机关提供协助。

【訳文】暴力その他の方法により公然と他人を侮辱し、又は事実を捏造して他人を誹謗し、情状が重い者は、3 年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

前項の罪は、告訴があつて初めて処理する。ただし、社会秩序及び国家の利益に重大な危害を及ぼすときは、この限りでない。

情報ネットワークを通じて第 1 項に定める行為が実行され、被害者が人民法院に告訴したが、証拠の提出が確かに困難であるときは、人民法院は、公安機関に協力の提供を求めることができる。

第二百四十七条

【原文】司法工作人员对犯罪嫌疑人、被告人实行刑讯逼供或者使用暴力逼取证人证言的，处三年以下有期徒刑或者拘役。致人伤残、死亡的，依照本法第二百三十四条、第二百三十二条的规定定罪从重处罚。

【訳文】司法業務人員が被疑者若しくは被告人に対して拷問による自白強要を行い、又は暴力を用いて証人の証言を強取したときは、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。人に傷害若しくは障害を負わせ、又は死亡させたときは、この法律第 234 条又は第 232 条の規定により罪を認定し重く処罰する。

第二百四十八条

【原文】监狱、拘留所、看守所等监管机构的监管人员对被监管人进行殴打或者体罚虐待，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役；情节特别严重的，处三年以上十年以下有期徒刑。致人伤残、死亡的，依照本法第二百三十四条、第二百三十二条的规定定罪从重处罚。

监管人员指使被监管人殴打或者体罚虐待其他被监管人的，依照前款的规定处罚。

【訳文】監獄、拘留所、看守所等の監督管理機構の監督管理職員が被監督管理者を殴打し又は体罰により虐待し、情状が重いときは、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が特に重いときは、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処する。人に傷害若しくは障害を負わせ、又は死亡させたときは、この法律第 234 条又は第 232 条の規定により罪を認定し重く処罰する。

監督管理職員が被監督管理者に指図して他の被監督管理者を殴打させ又は体罰により虐待させたときは、前項の規定により処罰する。

第二百四十九条

【原文】煽动民族仇恨、民族歧视，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利；情节特别严重的，处三年以上十年以下有期徒刑。

【訳文】民族的憎悪又は民族差別を扇動し、情状が重い者は、3 年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。情状が特に重いときは、3 年以上 10 年以下の有期懲役に処する。

第二百五十条

【原文】在出版物中刊载歧视、侮辱少数民族的内容，情节恶劣，造成严重后果的，对直接责任人员，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制。

【訳文】出版物に少数民族を差別し又は侮辱する内容を掲載し、情状が悪質で、重大な結果を生じさせたときは、直接責任者は、3 年以下の有期懲役、拘役又は管制に処する。

第二百五十一条

【原文】国家机关工作人员非法剥夺公民的宗教信仰自由和侵犯少数民族风俗习惯，情节严重的，处二年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】国家機関業務人員が公民の宗教信仰の自由を不法に剥奪し、又は少数民族の風俗習慣を侵害し、情状が重いときは、2 年以下の有期懲役又は拘役に処する。

第二百五十二条

【原文】隐匿、毁弃或者非法开拆他人信件，侵犯公民通信自由权利，情节严重的，处一年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】他人の信書を隠匿し、毀棄し又は不法に開封して、公民の通信の自由の権利を侵害し、情状が重い者は、1 年以下の有期懲役又は拘役に処する。

第二百五十三条

【原文】邮政工作人员私自开拆或者隐匿、毁弃邮件、电报的，处二年以下有期徒刑或者拘役。

犯前款罪而窃取财物的，依照本法第二百六十四条的规定定罪从重处罚。

【訳文】郵政職員が郵便物又は電報をほしいままに開封し、又は隠匿し若しくは毀棄したときは、2 年以下の有期懲役又は拘役に処する。

前項の罪を犯して財物を窃取したときは、この法律第 264 条の規定により罪を認定し重く処罰する。

第二百五十三條之一

【原文】违反国家有关规定，向他人出售或者提供公民个人信息，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金；情节特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

违反国家有关规定，将在履行职责或者提供服务过程中获得的公民个人信息，出售或者提供给他人的，依照前款的规定从重处罚。

窃取或者以其他方法非法获取公民个人信息的，依照第一款的规定处罚。

单位犯前三款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照各该款的规定处罚。

【訳文】国家の關係規定に違反して、他人に公民の個人情報売却し又は提供し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が特に重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

国家の關係規定に違反して、職責の履行又はサービスの提供の過程で取得した公民の個人情報を他人に売却し又は提供した者は、前項の規定により重く処罰する。

公民の個人情報を窃取し、又はその他の方法により不法に取得した者は、第1項の規定により処罰する。

法人その他の団体が前3項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を当該各項の規定により処罰する。

第二百五十四條

【原文】国家机关工作人员滥用职权、假公济私，对控告人、申诉人、批评人、举报人实行报复陷害的，处二年以下有期徒刑或者拘役；情节严重的，处二年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】国家機関業務人員が職権を濫用し、公事に名を借りて私利を図り、告訴人、不服申立人、批判者又は通報者に対して報復し陥れたときは、2年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が重いときは、2年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第二百五十五條

【原文】公司、企业、事业单位、机关、团体的领导人，对依法履行职责、抵制违反会计法、统计法行为的会计、统计人员实行打击报复，情节恶劣的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】会社、企業、事業単位、機関又は団体の指導者が、法により職責を履行し、会計法又は統計法に違反する行為に抵抗した会計担当者又は統計担当者に対して打撃を加え報復し、情状が悪質であるときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第二百五十六条

【原文】在选举各级人民代表大会代表和国家机关领导人员时，以暴力、威胁、欺骗、贿赂、伪造选举文件、虚报选举票数等手段破坏选举或者妨害选民和代表自由行使选举权和被选举权，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役或者剥夺政治权利。

【訳文】各級人民代表大会の代表及び国家機関の指導者の選挙に当たり、暴力、威嚇、欺瞞、贈賄、選挙文書の偽造、得票数の虚偽報告等の手段により、選挙を破壊し、又は選挙人及び代表が選挙権及び被選挙権を自由に行使することを妨害し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は政治的権利の剥奪に処する。

第二百五十七条

【原文】以暴力干涉他人婚姻自由的，处二年以下有期徒刑或者拘役。

犯前款罪，致使被害人死亡的，处二年以上七年以下有期徒刑。

第一款罪，告诉的才处理。

【訳文】暴力により他人の婚姻の自由に干渉した者は、2年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

前項の罪を犯し、被害者を死亡させたときは、2年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第1項の罪は、告訴があって初めて処理する。

第二百五十八条

【原文】有配偶而重婚的，或者明知他人有配偶而与之结婚的，处二年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】配偶者がありながら重ねて婚姻をした者、又は他人に配偶者があることを知りながらその者と婚姻をした者は、2年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第二百五十九条

【原文】明知是现役军人的配偶而与之同居或者结婚的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

利用职权、从属关系，以胁迫手段奸淫现役军人的妻子的，依照本法第二百三十六条的规定定罪处罚。

【訳文】現役軍人の配偶者であることを知りながらその者と同居し又は婚姻をした者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

職権又は従属関係を利用し、脅迫の手段により現役軍人の妻を姦淫した者は、この法律第236条の規定により罪を認定し処罰する。

第二百六十条

【原文】虐待家庭成员，情节恶劣的，处二年以下有期徒刑、拘役或者管制。

犯前款罪，致使被害人重伤、死亡的，处二年以上七年以下有期徒刑。

第一款罪，告诉的才处理，但被害人没有能力告诉，或者因受到强制、威吓无法告诉的除外。

【訳文】家族を虐待し、情状が悪質である者は、2年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。

前項の罪を犯し、被害者に重傷を負わせ又は死亡させたときは、2年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第1項の罪は、告訴があつて初めて処理する。ただし、被害者に告訴する能力がないとき、又は強制若しくは威迫を受けて告訴することができないときは、この限りでない。

第二百六十条之一

【原文】对未成年人、老年人、患病的人、残疾人等负有监护、看护职责的人虐待被监护、看护的人，情节恶劣的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

有第一款行为，同时构成其他犯罪的，依照处罚较重的规定定罪处罚。

【訳文】未成年者、高齢者、病人、障害者等に対して監護又は看護の職責を負う者が、監護又は看護を受ける者を虐待し、情状が悪質であるときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第1項の行為をし、同時にその他の犯罪を構成するときは、処罰のより重い規定により罪を認定し処罰する。

第二百六十一条

【原文】对于年老、年幼、患病或者其他没有独立生活能力的人，负有扶养义务而拒绝扶养，情节恶劣的，处五年以下有期徒刑、拘役或者管制。

【訳文】高齢、幼少、疾病その他の理由により独立して生活する能力を有しない者に対して扶養義務を負いながら扶養を拒み、情状が悪質である者は、5年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。

第二百六十二条

【原文】拐骗不满十四周岁的未成年人，脱离家庭或者监护人的，处五年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】満14歳に満たない未成年者を誘拐して、家庭又は監護人から離脱させた者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第二百六十二条之一

【原文】以暴力、胁迫手段组织残疾人或者不满十四周岁的未成年人乞讨的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

【訳文】暴力又は脅迫の手段により、障害者又は満14歳に満たない未成年者を組織して物乞いをさせた者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第二百六十二条之二

【原文】组织未成年人进行盗窃、诈骗、抢夺、敲诈勒索等违反治安管理活动的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

【訳文】未成年者を組織して窃盗、詐欺、ひったくり、恐喝等の治安管理中に違反する活動を行わせた者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第5章 財産を侵害する罪（第五章 侵犯财产罪）

第二百六十三条

【原文】以暴力、胁迫或者其他方法抢劫公私财物的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；有下列情形之一的，处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑，并处罚金或者没收财产：

- （一）入户抢劫的；
- （二）在公共交通工具上抢劫的；
- （三）抢劫银行或者其他金融机构的；
- （四）多次抢劫或者抢劫数额巨大的；
- （五）抢劫致人重伤、死亡的；
- （六）冒充军警人员抢劫的；
- （七）持枪抢劫的；
- （八）抢劫军用物资或者抢险、救灾、救济物资的。

【訳文】暴力、脅迫その他の方法により公私の財物を強取した者は、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。次のいずれかに該当するときは、10年以上の有期徒刑、無期徒刑又は死刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

- （1）住居に侵入して強盗したとき。
- （2）公共交通機関内で強盗したとき。
- （3）銀行その他の金融機関に対して強盗したとき。
- （4）多数回強盗し、又は強盗の額が巨額であるとき。

- (5) 強盗により人に重傷を負わせ又は死亡させたとき。
- (6) 軍人又は警察官を装って強盗したとき。
- (7) 銃器を携帯して強盗したとき。
- (8) 軍用物資又は緊急救援、災害救助若しくは救済の物資を強取したとき。

第二百六十四条

【原文】盗窃公私财物，数额较大的，或者多次盗窃、入户盗窃、携带凶器盗窃、扒窃的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金；数额巨大或者有其他严重情节的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；数额特别巨大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金或者没收财产。

【訳文】公私の財物を窃取し、その額が比較的大きい者、又は多数回窃取し、住居に侵入して窃取し、凶器を携帯して窃取し、若しくはすりを行った者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。額が特に巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、10年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

第二百六十五条

【原文】以牟利为目的，盗接他人通信线路、复制他人电信码号或者明知是盗接、复制的电信设备、设施而使用的，依照本法第二百六十四条的规定定罪处罚。

【訳文】利益を図ることを目的として、他人の通信回線に不正に接続し、他人の電気通信番号を複製し、又は不正に接続され若しくは複製された電気通信の設備若しくは施設であることを知りながら使用した者は、この法律第264条の規定により罪を認定し処罰する。

第二百六十六条

【原文】诈骗公私财物，数额较大的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金；数额巨大或者有其他严重情节的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；数额特别巨大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金或者没收财产。本法另有规定的，依照规定。

【訳文】公私の財物を詐取し、その額が比較的大きい者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。額が特に巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、10年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。この法律に別段の定めがあるときは、その定めによる。

第二百六十七条

【原文】抢夺公私财物，数额较大的，或者多次抢夺的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金；数额巨大或者有其他严重情节的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；数额特别巨大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金或者没收财产。

携带凶器抢夺的，依照本法第二百六十三条的规定定罪处罚。

【訳文】公私の財物をひったくり、その額が比較的大きい者、又は多数回ひったくった者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。額が特に巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、10年以上の有期徒刑又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

凶器を携帯してひったくった者は、この法律第263条の規定により罪を認定し処罰する。

第二百六十八条

【原文】聚众哄抢公私财物，数额较大或者有其他严重情节的，对首要分子和积极参加的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金；数额巨大或者有其他特别严重情节的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。

【訳文】集団で公私の財物を略奪し、その額が比較的大きく、又はその他の重い情状があるときは、首謀者及び積極的に参加した者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。額が巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第二百六十九条

【原文】犯盗窃、诈骗、抢夺罪，为窝藏赃物、抗拒抓捕或者毁灭罪证而当场使用暴力或者以暴力相威胁的，依照本法第二百六十三条的规定定罪处罚。

【訳文】窃盗、詐欺又はひったくりの罪を犯し、盗品の隠匿、逮捕の免脱又は罪証の隠滅のために、その場で暴力を用い又は暴力をもって脅迫した者は、この法律第263条の規定により罪を認定し処罰する。

第二百七十条

【原文】将代为保管的他人财物非法占为己有，数额较大，拒不退还的，处二以下有期徒刑、拘役或者罚金；数额巨大或者有其他严重情节的，处二年以上五年以下有期徒刑，并处罚金。

将他人的遗忘物或者埋藏物非法占为己有，数额较大，拒不交出的，依照前款的规定处罚。

本条罪，告诉的才处理。

【訳文】保管を委託された他人の財物を不法に自己のものとして占有し、その額が比較的大きく、返還を拒んだ者は、2年以下の有期徒刑、拘役又は罰金に処する。額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、2年以上5年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

他人の遺失物又は埋蔵物を不法に自己のものとして占有し、その額が比較的大きく、引渡しを拒んだ者は、前項の規定により処罰する。

この条の罪は、告訴があって初めて処理する。

第二百七十一条

【原文】公司、企业或者其他单位的工作人员，利用职务上的便利，将本单位财物非法占为己有，数额较大的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；数额巨大的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；数额特别巨大的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金。国有公司、企业或者其他国有单位中从事公务的人员和国有公司、企业或者其他国有单位委派到非国有公司、企业以及其他单位从事公务的人员有前款行为的，依照本法第三百八十二条、第三百八十三条的规定定罪处罚。

【訳文】会社、企業その他の法人その他の団体の職員が、職務上の便宜を利用して、自己の法人その他の団体の財物を不法に自己のものとして占有し、その額が比較的大きいときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。額が巨額であるときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。額が特に巨額であるときは、10年以上の有期徒刑又は無期懲役に処し、罰金を併科する。

国有の会社、企業その他の国有の法人その他の団体において公務に従事する者及び国有の会社、企業その他の国有の法人その他の団体から非国有の会社、企業その他の法人その他の団体に派遣されて公務に従事する者が前項の行為をしたときは、この法律第382条及び第383条の規定により罪を認定し処罰する。

第二百七十二条

【原文】公司、企业或者其他单位的工作人员，利用职务上的便利，挪用本单位资金归个人使用或者借贷给他人，数额较大、超过三个月未还的，或者虽未超过三个月，但数额较大、进行营利活动的，或者进行非法活动的，处三年以下有期徒刑或者拘役；挪用本单位资金数额巨大的，处三年以上七年以下有期徒刑；数额特别巨大的，处七年以上有期徒刑。

国有公司、企业或者其他国有单位中从事公务的人员和国有公司、企业或者其他国有单位委派到非国有公司、企业以及其他单位从事公务的人员有前款行为的，依照本法第三百八十四条的规定定罪处罚。

有第一款行为，在提起公诉前将挪用的资金退还的，可以从轻或者减轻处罚。其中，犯罪较轻的，可以减轻或者免除处罚。

【訳文】会社、企業その他の法人その他の団体の職員が、職務上の便宜を利用して、自己の法人その他の団体の資金を流用して個人の用途に充て又は他人に貸し付け、その額が比較的大きく3か月を超えて返還しないとき、3か月を超えていないが額が比較的大きく営利活動を行ったとき、又は不法な活動を行ったときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。自己の法人その他の団体の資金を流用した額が巨額であるときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。額が特に巨額であるときは、7年以上の有期徒刑に処する。

国有の会社、企業その他の国有の法人その他の団体において公務に従事する者及び国有の会社、企業その他の国有の法人その他の団体から非国有の会社、企業その他の法人その他の団体に派遣されて公務に従事する者が前項の行為をしたときは、この法律第384条の規定により罪を認定し処罰する。

第1項の行為をした者が、公訴の提起前に流用した資金を返還したときは、軽く処罰し又は減輕して処罰することができる。そのうち、犯罪が比較的小さいものについては、処罰を減輕し又は免除することができる。

第二百七十三条

【原文】挪用用于救灾、抢险、防汛、优抚、扶贫、移民、救济款物，情节严重，致使国家和人民群众利益遭受重大损害的，对直接责任人员，处三年以下有期徒刑或者拘役；情节特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】災害救助、緊急救援、洪水防止、優遇援護、貧困扶助、移民又は救済に用いる金銭又は物資を流用し、情状が重く、国家及び人民大衆の利益に重大な損害を被らせたときは、直接責任者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が特に重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第二百七十四条

【原文】敲诈勒索公私财物，数额较大或者多次敲诈勒索的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金；数额巨大或者有其他严重情节的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；数额特别巨大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑，并处罚金。

【訳文】公私の財物を恐喝し、その額が比較的大きい者、又は多数回恐喝した者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。額が特に巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、10年以上の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第二百七十五条

【原文】故意毁坏公私财物，数额较大或者有其他严重情节的，处三年以下有期徒刑、拘役或者罚金；数额巨大或者有其他特别严重情节的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】故意に公私の財物を損壊し、その額が比較的大きく、又はその他の重い情状がある者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は罰金に処する。額が巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第二百七十六条

【原文】由于泄愤报复或者其他个人目的，毁坏机器设备、残害耕畜或者以其他方法破坏生产经营的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】憤懣を晴らし、報復し、又はその他の個人的な目的のため、機械設備を損壊し、耕作用家畜を殺傷し、又はその他の方法により生産経営を破壊した者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第二百七十六条之一

【原文】以转移财产、逃匿等方法逃避支付劳动者的劳动报酬或者有能力支付而不支付劳动者的劳动报酬，数额较大，经政府有关部门责令支付仍不支付的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金；造成严重后果的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

有前两款行为，尚未造成严重后果，在提起公诉前支付劳动者的劳动报酬，并依法承担相应赔偿责任的，可以减轻或者免除处罚。

【訳文】財産の移転、逃亡又は身を隠す等の方法により労働者の労働報酬の支払を免れ、又は支払能力がありながら労働者の労働報酬を支払わず、その額が比較的大きく、政府の関係部門から支払を命じられてもなお支払わない者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。重大な結果を生じさせたときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

前2項の行為をした者が、まだ重大な結果を生じさせておらず、公訴の提起前に労働者の労働報酬を支払い、かつ、法により相応の賠償責任を負ったときは、処罰を減輕し又は免除することができる。

第6章 社会管理秩序を妨害する罪（第六章 妨害社会管理秩序罪）

第1節 公共の秩序を攪乱する罪（第一节 扰乱公共秩序罪）

第二百七十七条

【原文】以暴力、威胁方法阻碍国家机关工作人员依法执行职务的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者罚金。

以暴力、威胁方法阻碍全国人民代表大会和地方各级人民代表大会代表依法执行代表职务的，依照前款的规定处罚。

在自然灾害和突发事件中，以暴力、威胁方法阻碍红十字会工作人员依法履行职责的，依照第一款的规定处罚。

故意阻碍国家安全机关、公安机关依法执行国家安全工作任务，未使用暴力、威胁方法，造成严重后果的，依照第一款的规定处罚。

暴力袭击正在依法执行职务的人民警察的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制；使用枪支、管制刀具，或者以驾驶机动车撞击等手段，严重危及其人身安全的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】暴力又は威嚇の方法により国家機関業務人員の法に基づく職務の執行を妨げた者は、3年以下の有期徒刑、拘役、管制又は罰金に処する。

暴力又は威嚇の方法により全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会の代表の法に基づく代表職務の執行を妨げた者は、前項の規定により処罰する。

自然災害及び突発事件において、暴力又は威嚇の方法により赤十字会の職員の法に基づく職務の履行を妨げた者は、第1項の規定により処罰する。

国家安全機関又は公安機関の法に基づく国家安全業務の任務の執行を故意に妨げ、暴力又は威嚇の方法を用いなかったが、重大な結果を生じさせた者は、第1項の規定により処罰する。

法に基づき職務を執行中の人民警察官を暴力で襲撃した者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。銃器若しくは規制刃物を使用し、又は自動車を運転して衝突させる等の手段により、その人身の安全を著しく危うくしたときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第二百七十八条

【原文】煽动群众暴力抗拒国家法律、行政法规实施的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利；造成严重后果的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】大衆を扇動して国家の法律又は行政法規の実施に暴力で抵抗させた者は、3年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。重大な結果を生じさせたときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第二百七十九条

【原文】冒充国家机关工作人员招摇撞骗的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利；情节严重的，处三年以上十年以下有期徒刑。

冒充人民警察招摇撞骗的，依照前款的规定从重处罚。

【訳文】国家機関業務人員を装って詐欺を働いた者は、3年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。情状が重いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。

人民警察官を装って詐欺を働いた者は、前項の規定により重く処罰する。

第二百八十条

【原文】伪造、变造、买卖或者盗窃、抢夺、毁灭国家机关的公文、证件、印章的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利，并处罚金；情节严重的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。

伪造公司、企业、事业单位、人民团体的印章的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利，并处罚金。

伪造、变造、买卖居民身份证、护照、社会保障卡、驾驶证等依法可以用于证明身份的证件的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利，并处罚金；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

【訳文】国家機関の公文書、証明書又は印章を偽造し、変造し若しくは売買し、又は窃取し、ひったくり若しくは毀滅した者は、3年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

会社、企業、事業単位又は人民団体の印章を偽造した者は、3年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処し、罰金を併科する。

住民身分証、旅券、社会保障カード、運転免許証等の法により身分の証明に用いることができる証明書を偽造し、変造し又は売買した者は、3年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第二百八十条之一

【原文】在依照国家规定应当提供身份证明的活动中，使用伪造、变造的或者盗用他人的居民身份证、护照、社会保障卡、驾驶证等依法可以用于证明身份的证件，情节严重的，处拘役或者管制，并处或者单处罚金。

有前款行为，同时构成其他犯罪的，依照处罚较重的规定定罪处罚。

【訳文】国家の規定により身分証明を提示すべき活動において、偽造され若しくは変造された又は他人から盗用した住民身分証、旅券、社会保障カード、運転免許証等の法により身分

の証明に用いることができる証明書を使用し、情状が重い者は、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。

前項の行為をし、同時にその他の犯罪を構成するときは、処罰のより重い規定により罪を認定し処罰する。

第二百八十条之二

【原文】盗用、冒用他人身份，顶替他人取得的高等学历教育入学资格、公务员录用资格、就业安置待遇的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金。

组织、指使他人实施前款行为的，依照前款的规定从重处罚。

国家工作人员有前两款行为，又构成其他犯罪的，依照数罪并罚的规定处罚。

【訳文】他人の身分を盗用し又は冒用して、他人が取得した高等教育の入学資格、公務員の採用資格又は就業配置の待遇を他人に成り代わって得た者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。

他人を組織し又は他人に指図して前項の行為を実行させた者は、前項の規定により重く処罰する。

国家業務人員が前2項の行為をし、更にその他の犯罪を構成するときは、併合罪の処罰の規定により処罰する。

第二百八十一条

【原文】非法生产、买卖人民警察制式服装、车辆号牌等专用标志、警械，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】人民警察の制服、車両ナンバープレート等の専用標章又は警察用具を不法に生産し又は売買し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第二百八十二条

【原文】以窃取、刺探、收买方法，非法获取国家秘密的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑。

非法持有属于国家绝密、机密的文件、资料或者其他物品，拒不说明来源与用途的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制。

【訳文】 窃取、探知又は買収の方法により国家秘密を不法に取得した者は、3年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

国家の絶密又は機密に属する文書、資料その他の物品を不法に所持し、その出所及び用途の説明を拒んだ者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。

第二百八十三条

【原文】 非法生产、销售专用间谍器材或者窃听、窃照专用器材的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】 専用のスパイ機材又は盗聴若しくは盗撮専用の機材を不法に生産し又は販売した者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第二百八十四条

【原文】 非法使用窃听、窃照专用器材，造成严重后果的，处二年以下有期徒刑、拘役或者管制。

【訳文】 盗聴又は盗撮専用の機材を不法に使用し、重大な結果を生じさせた者は、2年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。

第二百八十四条之一

【原文】 在法律规定的国家考试中，组织作弊的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

为他人实施前款犯罪提供作弊器材或者其他帮助的，依照前款的规定处罚。

为实施考试作弊行为，向他人非法出售或者提供第一款规定的考试的试题、答案的，依照第一款的规定处罚。

代替他人或者让他人代替自己参加第一款规定的考试的，处拘役或者管制，并处或者单处罚金。

【訳文】 法律に定める国家試験において、不正行為を組織した者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

他人が前項の犯罪を実行するために不正用の機材を提供し、又はその他の援助をした者は、前項の規定により処罰する。

試験における不正行為を実行するため、他人に第1項に定める試験の問題又は解答を不法に売却し又は提供した者は、第1項の規定により処罰する。

他人に代わって、又は他人を自己に代わらせて第1項に定める試験を受けた者は、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。

第二百八十五条

【原文】违反国家规定，侵入国家事务、国防建设、尖端科学技术领域的计算机信息系统的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

违反国家规定，侵入前款规定以外的计算机信息系统或者采用其他技术手段，获取该计算机信息系统中存储、处理或者传输的数据，或者对该计算机信息系统实施非法控制，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金；情节特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

提供专门用于侵入、非法控制计算机信息系统的程序、工具，或者明知他人实施侵入、非法控制计算机信息系统的违法犯罪行为而为其提供程序、工具，情节严重的，依照前款的规定处罚。

单位犯前三款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照各该款的规定处罚。

【訳文】国家の規定に違反して、国家事務、国防建設又は先端科学技術の分野のコンピュータ情報システムに侵入した者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

国家の規定に違反して、前項に定めるもの以外のコンピュータ情報システムに侵入し、若しくはその他の技術的手段を用いて、当該コンピュータ情報システムにおいて記憶され、処理され若しくは伝送されるデータを取得し、又は当該コンピュータ情報システムに対して不法な支配を行い、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が特に重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

コンピュータ情報システムへの侵入若しくはその不法な支配に専ら用いるプログラム若しくはツールを提供し、又は他人がコンピュータ情報システムへの侵入若しくはその不法な支配の違法犯罪行為を実行することを知りながらその者のためにプログラム若しくはツールを提供し、情状が重い者は、前項の規定により処罰する。

法人その他の団体が前3項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を当該各項の規定により処罰する。

第二百八十六条

【原文】违反国家规定，对计算机信息系统功能进行删除、修改、增加、干扰，造成计算机信息系统不能正常运行，后果严重的，处五年以下有期徒刑或者拘役；后果特别严重的，处五年以上有期徒刑。

违反国家规定，对计算机信息系统中存储、处理或者传输的数据和应用程序进行删除、修改、增加的操作，后果严重的，依照前款的规定处罚。

故意制作、传播计算机病毒等破坏性程序，影响计算机系统正常运行，后果严重的，依照第一款的规定处罚。

单位犯前三款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照第一款的规定处罚。

【訳文】国家の規定に違反して、コンピュータ情報システムの機能について削除、変更、追加又は妨害を行い、コンピュータ情報システムを正常に稼働することができなくさせ、結果が重大である者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。結果が特に重大であるときは、5年以上の有期徒刑に処する。

国家の規定に違反して、コンピュータ情報システムにおいて記憶され、処理され又は伝送されるデータ及びアプリケーションについて削除、変更又は追加の操作を行い、結果が重大である者は、前項の規定により処罰する。

コンピュータウイルス等の破壊的プログラムを故意に作成し又は伝播させ、コンピュータシステムの正常な稼働に影響を及ぼし、結果が重大である者は、第1項の規定により処罰する。

法人その他の団体が前3項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を第1項の規定により処罰する。

第二百八十六条之一

【原文】网络服务提供者不履行法律、行政法规规定的信息网络安全管理义务，经监管部门责令采取改正措施而拒不改正，有下列情形之一的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金：

- （一）致使违法信息大量传播的；
- （二）致使用户信息泄露，造成严重后果的；
- （三）致使刑事案件证据灭失，情节严重的；
- （四）有其他严重情节的。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

有前两款行为，同时构成其他犯罪的，依照处罚较重的规定定罪处罚。

【訳文】ネットワークサービス提供者が法律又は行政法規に定める情報ネットワークの安全管理義務を履行せず、監督管理部門からは是正措置をとるよう命じられたのに是正を拒み、次

のいずれかに該当するときは、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。

- (1) 違法情報を大量に伝播させたとき。
- (2) 利用者情報を漏洩させ、重大な結果を生じさせたとき。
- (3) 刑事事件の証拠を滅失させ、情状が重いとき。
- (4) その他の重い情状があるとき。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。
前2項の行為をし、同時にその他の犯罪を構成するときは、処罰のより重い規定により罪を認定し処罰する。

第二百八十七条

【原文】利用计算机实施金融诈骗、盗窃、贪污、挪用公款、窃取国家秘密或者其他犯罪的，依照本法有关规定定罪处罚。

【訳文】コンピュータを利用して金融詐欺、窃盗、汚職、公金流用、国家秘密の窃取その他の犯罪を実行した者は、この法律の関係規定により罪を認定し処罰する。

第二百八十七条之一

【原文】利用信息网络实施下列行为之一，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金：

- (一) 设立用于实施诈骗、传授犯罪方法、制作或者销售违禁物品、管制物品等违法犯罪活动的网站、通讯群组的；
- (二) 发布有关制作或者销售毒品、枪支、淫秽物品等违禁物品、管制物品或者其他违法犯罪信息的；
- (三) 为实施诈骗等违法犯罪活动发布信息的。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照第一款的规定处罚。

有前两款行为，同时构成其他犯罪的，依照处罚较重的规定定罪处罚。

【訳文】情報ネットワークを利用して次に掲げる行為のいずれかを実行し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。

- (1) 詐欺、犯罪方法の伝授、禁制品若しくは規制品の製造若しくは販売等の違法犯罪活動の実行に用いるウェブサイト又は通信グループを開設すること。
- (2) 薬物、銃器、わいせつ物品等の禁制品若しくは規制品の製造若しくは販売に関する情報又はその他の違法犯罪情報を発信すること。
- (3) 詐欺等の違法犯罪活動を実行するために情報を発信すること。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を第1項の規定により処罰する。前2項の行為をし、同時にその他の犯罪を構成するときは、処罰のより重い規定により罪を認定し処罰する。

第二百八十七条之二

【原文】明知他人利用信息网络实施犯罪，为其犯罪提供互联网接入、服务器托管、网络存储、通讯传输等技术支持，或者提供广告推广、支付结算等帮助，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照第一款的规定处罚。

有前两款行为，同时构成其他犯罪的，依照处罚较重的规定定罪处罚。

【訳文】他人が情報ネットワークを利用して犯罪を実行することを知りながら、その犯罪のためにインターネット接続、サーバーホスティング、ネットワークストレージ、通信伝送等の技術的支援を提供し、又は広告宣伝、支払決済等の援助を提供し、情状が重い者は、3年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を第1項の規定により処罰する。前2項の行為をし、同時にその他の犯罪を構成するときは、処罰のより重い規定により罪を認定し処罰する。

第二百八十八条

【原文】违反国家规定，擅自设置、使用无线电台（站），或者擅自使用无线电频率，干扰无线电通讯秩序，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金；情节特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】国家の規定に違反して、無断で無線局を設置し若しくは使用し、又は無断で無線周波数を使用し、無線通信秩序を妨害し、情状が重い者は、3年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が特に重いときは、3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第二百八十九条

【原文】聚众“打砸抢”，致人伤残、死亡的，依照本法第二百三十四条、第二百三十二条的规定定罪处罚。毁坏或者抢走公私财物的，除判令退赔外，对首要分子，依照本法第二百六十三条的规定定罪处罚。

【訳文】集団で「打ち壊し・略奪」を行い、人に傷害若しくは障害を負わせ、又は死亡させた者は、この法律第234条又は第232条の規定により罪を認定し処罰する。公私の財物を損壊し又は奪い去ったときは、返還又は賠償を命ずるほか、首謀者は、この法律第263条の規定により罪を認定し処罰する。

第二百九十条

【原文】聚众扰乱社会秩序，情节严重，致使工作、生产、营业和教学、科研、医疗无法进行，造成严重损失的，对首要分子，处三年以上七年以下有期徒刑；对其他积极参加的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利。

聚众冲击国家机关，致使国家机关工作无法进行，造成严重损失的，对首要分子，处五年以上十年以下有期徒刑；对其他积极参加的，处五年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利。

多次扰乱国家机关工作秩序，经行政处罚后仍不改正，造成严重后果的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制。

多次组织、资助他人非法聚集，扰乱社会秩序，情节严重的，依照前款的规定处罚。

【訳文】集団で社会秩序を攪乱し、情状が重く、業務、生産、営業及び教育、科学研究又は医療を行うことができないようにし、重大な損失を生じさせたときは、首謀者は、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、その他の積極的に参加した者は、3年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

集団で国家機関に押し掛け、国家機関の業務を行うことができないようにし、重大な損失を生じさせたときは、首謀者は、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、その他の積極的に参加した者は、5年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

多数回にわたり国家機関の業務秩序を攪乱し、行政処罰を受けた後もなお改めず、重大な結果を生じさせた者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。

多数回にわたり他人の不法な集合を組織し又はこれに資金を援助し、社会秩序を攪乱し、情状が重い者は、前項の規定により処罰する。

第二百九十一条

【原文】聚众扰乱车站、码头、民用航空站、商场、公园、影剧院、展览会、运动场或者其他公共场所秩序，聚众堵塞交通或者破坏交通秩序，抗拒、阻碍国家治安管理工作人员依法执行职务，情节严重的，对首要分子，处五年以下有期徒刑、拘役或者管制。

【訳文】 集団で駅、埠頭、民間空港、商業施設、公園、映画館・劇場、展覧会、運動場その他の公共の場所の秩序を攪乱し、集団で交通を遮断し若しくは交通秩序を破壊し、又は国家の治安業務人員の法に基づく職務の執行に抵抗し若しくはこれを妨げ、情状が重いときは、首謀者は、5年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。

第二百九十一条之一

【原文】 投放虚假的爆炸性、毒害性、放射性、传染病病原体等物质，或者编造爆炸威胁、生化威胁、放射威胁等恐怖信息，或者明知是编造的恐怖信息而故意传播，严重扰乱社会秩序的，处五年以下有期徒刑、拘役或者管制；造成严重后果的，处五年以上有期徒刑。编造虚假的险情、疫情、灾情、警情，在信息网络或者其他媒体上传播，或者明知是上述虚假信息，故意在信息网络或者其他媒体上传播，严重扰乱社会秩序的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制；造成严重后果的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】 虚偽の爆発性、毒性若しくは放射性的物質、伝染病病原体等の物質を投与し、爆破予告、生物化学兵器予告、放射能予告等のテロ情報を捏造し、又は捏造されたテロ情報であることを知りながら故意に流布し、社会秩序を著しく攪乱した者は、5年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。重大な結果を生じさせたときは、5年以上の有期徒刑に処する。虚偽の危険情報、感染症情報、災害情報又は警察情報を捏造して情報ネットワークその他のメディアにおいて流布し、又は上記の虚偽情報であることを知りながら故意に情報ネットワークその他のメディアにおいて流布し、社会秩序を著しく攪乱した者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。重大な結果を生じさせたときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第二百九十一条之二

【原文】 从建筑物或者其他高空抛掷物品，情节严重的，处一年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金。

有前款行为，同时构成其他犯罪的，依照处罚较重的规定定罪处罚。

【訳文】 建築物その他の高所から物品を投げ落とし、情状が重い者は、1年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。

前項の行為をし、同時にその他の犯罪を構成するときは、処罰のより重い規定により罪を認定し処罰する。

第二百九十二条

【原文】 聚众斗殴的，对首要分子和其他积极参加的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制；有下列情形之一的，对首要分子和其他积极参加的，处三年以上十年以下有期徒刑：

（一）多次聚众斗殴的；

- （二）聚众斗殴人数多，规模大，社会影响恶劣的；
- （三）在公共场所或者交通要道聚众斗殴，造成社会秩序严重混乱的；
- （四）持械聚众斗殴的。

聚众斗殴，致人重伤、死亡的，依照本法第二百三十四条、第二百三十二条的规定定罪处罚。

【訳文】 集団で乱闘をしたときは、首謀者及びその他の積極的に参加した者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。次のいずれかに該当するときは、首謀者及びその他の積極的に参加した者は、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。

- （1）多数回集団で乱闘をしたとき。
- （2）集団乱闘の人数が多く、規模が大きく、社会的影響が悪質であるとき。
- （3）公共の場所又は交通の要路において集団で乱闘をし、社会秩序に深刻な混乱を生じさせたとき。
- （4）凶器を持って集団で乱闘をしたとき。

集団で乱闘をし、人に重傷を負わせ又は死亡させた者は、この法律第234条又は第232条の規定により罪を認定し処罰する。

第二百九十三条

【原文】 有下列寻衅滋事行为之一，破坏社会秩序的，处五年以下有期徒刑、拘役或者管制：

- （一）随意殴打他人，情节恶劣的；
- （二）追逐、拦截、辱骂、恐吓他人，情节恶劣的；
- （三）强拿硬要或者任意损毁、占用公私财物，情节严重的；
- （四）在公共场所起哄闹事，造成公共场所秩序严重混乱的。

纠集他人多次实施前款行为，严重破坏社会秩序的，处五年以上十年以下有期徒刑，可以并处罚金。

【訳文】 次に掲げる挑発騒乱行為のいずれかをし、社会秩序を破壊した者は、5年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。

- （1）ほしいままに他人を殴打し、情状が悪質であるとき。
- （2）他人を追い回し、待ち伏せし、罵り又は脅し、情状が悪質であるとき。
- （3）公私の財物を強引に取り立て、又はほしいままに損壊し若しくは占用し、情状が重いとき。
- （4）公共の場所で騒ぎ立てて騒動を起こし、公共の場所の秩序に深刻な混乱を生じさせたとき。

他人を糾合して多数回にわたり前項の行為を実行し、社会秩序を著しく破壊した者は、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科することができる。

第二百九十三条之一

【原文】有下列情形之一，催收高利放贷等产生的非法债务，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金：

- （一）使用暴力、胁迫方法的；
- （二）限制他人人身自由或者侵入他人住宅的；
- （三）恐吓、跟踪、骚扰他人的。

【訳文】次のいずれかに該当し、高利貸付等により生じた不法な債務を取り立て、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。

- （1）暴力又は脅迫の方法を用いたとき。
- （2）他人の人身の自由を制限し、又は他人の住居に侵入したとき。
- （3）他人を脅し、つきまとい、又は嫌がらせをしたとき。

第二百九十四条

【原文】组织、领导黑社会性质的组织的，处七年以上有期徒刑，并处没收财产；积极参加的，处三年以上七年以下有期徒刑，可以并处罚金或者没收财产；其他参加的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利，可以并处罚金。

境外的黑社会组织的人员到中华人民共和国境内发展组织成员的，处三年以上十年以下有期徒刑。

国家机关工作人员包庇黑社会性质的组织，或者纵容黑社会性质的组织进行违法犯罪活动的，处五年以下有期徒刑；情节严重的，处五年以上有期徒刑。

犯前三款罪又有其他犯罪行为的，依照数罪并罚的规定处罚。

黑社会性质的组织应当同时具备以下特征：

- （一）形成较稳定的犯罪组织，人数较多，有明确的组织者、领导者，骨干成员基本固定；
- （二）有组织地通过违法犯罪活动或者其他手段获取经济利益，具有一定的经济实力，以支持该组织的活动；
- （三）以暴力、威胁或者其他手段，有组织地多次进行违法犯罪活动，为非作恶，欺压、残害群众；
- （四）通过实施违法犯罪活动，或者利用国家工作人员的包庇或者纵容，称霸一方，在一定区域或者行业内，形成非法控制或者重大影响，严重破坏经济、社会生活秩序。

【訳文】黒社会的性質を有する組織を組織し又は指導した者は、7年以上の有期徒刑に処し、財産の没収を併科する。積極的に参加した者は、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金又は財産の没収を併科することができる。その他の参加者は、3年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処し、罰金を併科することができる。

境外の黒社会組織の構成員が中華人民共和国の境内に来て組織の構成員を勧誘したときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。

国家機関業務人員が黒社会的性質を有する組織をかばい、又は黒社会的性質を有する組織が違法犯罪活動を行うことを放任したときは、5年以下の有期徒刑に処する。情状が重いときは、5年以上の有期徒刑に処する。

前3項の罪を犯し、更にその他の犯罪行為をしたときは、併合罪の処罰の規定により処罰する。

黒社会的性質を有する組織は、次に掲げる特徴を同時に備えるものでなければならない。

(1) 比較的安定した犯罪組織を形成し、人数が比較的多く、明確な組織者及び指導者がおり、中核構成員がおおむね固定していること。

(2) 組織的に違法犯罪活動その他の手段により経済的利益を獲得し、一定の経済力を有し、それにより当該組織の活動を支えていること。

(3) 暴力、威嚇その他の手段により、組織的に多数回にわたり違法犯罪活動を行い、悪事を働き、大衆を虐げ、害していること。

(4) 違法犯罪活動の実行により、又は国家業務人員による庇護若しくは放任を利用して、一地方に覇を唱え、一定の地域又は業界において不法な支配又は重大な影響力を形成し、経済及び社会生活の秩序を著しく破壊していること。

第二百九十五条

【原文】传授犯罪方法的，处五年以下有期徒刑、拘役或者管制；情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑；情节特别严重的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑。

【訳文】犯罪の方法を伝授した者は、5年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。情状が重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。情状が特に重いときは、10年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処する。

第二百九十六条

【原文】举行集会、游行、示威，未依照法律规定申请或者申请未获许可，或者未按照主管机关许可的起止时间、地点、路线进行，又拒不服从解散命令，严重破坏社会秩序的，对集会、游行、示威的负责人和直接责任人员，处五年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利。

【訳文】集会、行進又は示威を行うに当たり、法律の規定に従った申請をせず若しくは申請が許可されず、又は主管機関が許可した開始及び終了の時間、場所若しくは経路に従わずに行い、かつ、解散命令に従うことを拒み、社会秩序を著しく破壊したときは、集会、行進又は示威の責任者及び直接責任者は、5年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

第二百九十七条

【原文】违反法律规定，携带武器、管制刀具或者爆炸物参加集会、游行、示威的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利。

【訳文】法律の規定に違反して、武器、規制刃物又は爆発物を携帯して集会、行進又は示威に参加した者は、3年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

第二百九十八条

【原文】扰乱、冲击或者以其他方法破坏依法举行的集会、游行、示威，造成公共秩序混乱的，处五年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利。

【訳文】法に基づき行われる集会、行進又は示威を攪乱し、これに押し掛け、又はその他の方法により破壊し、公共の秩序に混乱を生じさせた者は、5年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

第二百九十九条

【原文】在公共场合，故意以焚烧、毁损、涂划、玷污、践踏等方式侮辱中华人民共和国国旗、国徽的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利。

在公共场合，故意篡改中华人民共和国国歌歌词、曲谱，以歪曲、贬损方式奏唱国歌，或者以其他方式侮辱国歌，情节严重的，依照前款的规定处罚。

【訳文】公共の場において、焼却、毀損、落書き、汚損、踏みつけ等の方法により故意に中華人民共和国の国旗又は国章を侮辱した者は、3年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

公共の場において、故意に中華人民共和国の国歌の歌詞若しくは楽譜を改ざんし、歪曲し若しくはおとしめる方法で国歌を演奏し若しくは歌唱し、又はその他の方法により国歌を侮辱し、情状が重い者は、前項の規定により処罰する。

第二百九十九条之一

【原文】侮辱、诽谤或者以其他方式侵害英雄烈士的名誉、荣誉，损害社会公共利益，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利。

【訳文】英雄烈士の名誉又は榮譽を侮辱し、誹謗し、又はその他の方法により侵害し、社会の公共の利益を害し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

第三百条

【原文】组织、利用会道门、邪教组织或者利用迷信破坏国家法律、行政法规实施的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金；情节特别严重的，处七年以上有期徒刑或者无期徒刑，并

处罚金或者没收财产；情节较轻的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利，并处或者单处罚金。

组织、利用会道门、邪教组织或者利用迷信蒙骗他人，致人重伤、死亡的，依照前款的规定处罚。

犯第一款罪又有奸淫妇女、诈骗财物等犯罪行为的，依照数罪并罚的规定处罚。

【訳文】会道門若しくは邪教組織を組織し若しくは利用し、又は迷信を利用して国家の法律又は行政法規の実施を破壊した者は、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。情状が特に重いときは、7年以上の有期徒刑又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。情状が比較的軽いときは、3年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処し、罰金を併科し又は単科する。

会道門若しくは邪教組織を組織し若しくは利用し、又は迷信を利用して他人を欺き、人に重傷を負わせ又は死亡させた者は、前項の規定により処罰する。

第1項の罪を犯し、更に女性の姦淫、財物の詐取等の犯罪行為をした者は、併合罪の処罰の規定により処罰する。

第三百零一条

【原文】聚众进行淫乱活动的，对首要分子或者多次参加的，处五年以下有期徒刑、拘役或者管制。

引诱未成年人参加聚众淫乱活动的，依照前款的规定从重处罚。

【訳文】集団で淫乱活動を行ったときは、首謀者又は多数回参加した者は、5年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。

未成年者を誘惑して集団淫乱活動に参加させた者は、前項の規定により重く処罰する。

第三百零二条

【原文】盗窃、侮辱、故意毁坏尸体、尸骨、骨灰的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制。

【訳文】死体、遺骨又は遺灰を窃取し、侮辱し、又は故意に損壊した者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。

第三百零三条

【原文】以营利为目的，聚众赌博或者以赌博为业的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金。

开设赌场的，处五年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金；情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。

组织中华人民共和国公民参与国（境）外赌博，数额巨大或者有其他严重情节的，依照前款的规定处罚。

【訳文】 営利を目的として、集団で賭博をし、又は賭博を業とした者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。

賭博場を開設した者は、5年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

中華人民共和国の公民を組織して国外（境外）の賭博に参加させ、その額が巨額であり、又はその他の重い情状がある者は、前項の規定により処罰する。

第三百零四条

【原文】 邮政工作人员严重不负责任，故意延误投递邮件，致使公共财产、国家和人民利益遭受重大损失的，处二年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】 郵政職員が著しく無責任で、故意に郵便物の配達を遅延させ、公共財産並びに国家及び人民の利益に重大な損失を被らせたときは、2年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第2節 司法を妨害する罪（第二节 妨害司法罪）

第三百零五条

【原文】 在刑事诉讼中，证人、鉴定人、记录人、翻译人对与案件有重要关系的情节，故意作虚假证明、鉴定、记录、翻译，意图陷害他人或者隐匿罪证的，处三年以下有期徒刑或者拘役；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】 刑事訴訟において、証人、鑑定人、記録者又は通訳人が、事件に重要な関係を有する事情について、他人を陥れ又は罪証を隠匿することを企図して、故意に虚偽の証言、鑑定、記録又は通訳をしたときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第三百零六条

【原文】 在刑事诉讼中，辩护人、诉讼代理人毁灭、伪造证据，帮助当事人毁灭、伪造证据，威胁、引诱证人违背事实改变证言或者作伪证的，处三年以下有期徒刑或者拘役；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑。

辩护人、诉讼代理人提供、出示、引用的证人证言或者其他证据失实，不是有意伪造的，不属于伪造证据。

【訳文】 刑事訴訟において、弁護人又は訴訟代理人が、証拠を隠滅し若しくは偽造し、当事者が証拠を隠滅し若しくは偽造することを援助し、又は証人を威嚇し若しくは誘惑して事実と反して証言を変更させ若しくは偽証させたときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

弁護人又は訴訟代理人が提供し、提示し又は引用した証人の証言その他の証拠が事実と異なっているにもかかわらず、故意に偽造したものでないときは、証拠の偽造には当たらない。

第三百零七条

【原文】以暴力、威胁、贿买等方法阻止证人作证或者指使他人作伪证的，处三年以下有期徒刑或者拘役；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑。

帮助当事人毁灭、伪造证据，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

司法工作人员犯前两款罪的，从重处罚。

【訳文】暴力、威嚇、買収等の方法により証人が証言することを阻止し、又は他人に指図して偽証させた者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

当事者が証拠を隠滅し又は偽造することを援助し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

司法業務人員が前2項の罪を犯したときは、重く処罰する。

第三百零七条之一

【原文】以捏造的事实提起民事诉讼，妨害司法秩序或者严重侵害他人合法权益的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

有第一款行为，非法占有他人财产或者逃避合法债务，又构成其他犯罪的，依照处罚较重的规定定罪从重处罚。

司法工作人员利用职权，与他人共同实施前三款行为的，从重处罚；同时构成其他犯罪的，依照处罚较重的规定定罪从重处罚。

【訳文】捏造した事実をもって民事訴訟を提起し、司法の秩序を妨害し、又は他人の合法的な權益を著しく侵害した者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第1項の行為をし、他人の財産を不法に占有し、又は合法的な債務を免れ、更にその他の犯罪を構成するときは、処罰のより重い規定により罪を認定し重く処罰する。

司法業務人員が職権を利用して、他人と共同して前3項の行為を実行したときは、重く処罰する。同時にその他の犯罪を構成するときは、処罰のより重い規定により罪を認定し重く処罰する。

第三百零八条

【原文】对证人进行打击报复的，处三年以下有期徒刑或者拘役；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】証人に対して打撃を加え報復した者は、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が重いときは、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処する。

第三百零八条之一

【原文】司法工作人员、辩护人、诉讼代理人或者其他诉讼参与人，泄露依法不公开审理的案件中不应当公开的信息，造成信息公开传播或者其他严重后果的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金。

有前款行为，泄露国家秘密的，依照本法 第三百九十八条的规定定罪处罚。

公开披露、报道第一款规定的案件信息，情节严重的，依照第一款的规定处罚。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照第一款的规定处罚。

【訳文】司法業務人員、弁護人、訴訟代理人その他の訴訟参加人が、法により非公開で審理される事件において公開すべきでない情報を漏洩し、情報の公然たる伝播その他の重大な結果を生じさせたときは、3 年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。

前項の行為をし、国家秘密を漏洩したときは、この法律第 398 条の規定により罪を認定し処罰する。

第 1 項に定める事件の情報を公然と開示し又は報道し、情状が重い者は、第 1 項の規定により処罰する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を第 1 項の規定により処罰する。

第三百零九条

【原文】有下列扰乱法庭秩序情形之一的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者罚金：

（一）聚众哄闹、冲击法庭的；

（二）殴打司法工作人员或者诉讼参与人的；

（三）侮辱、诽谤、威胁司法工作人员或者诉讼参与人，不听法庭制止，严重扰乱法庭秩序的；

（四）有毁坏法庭设施，抢夺、损毁诉讼文书、证据等扰乱法庭秩序行为，情节严重的。

【訳文】次に掲げる法廷の秩序を攪乱する行為のいずれかをした者は、3 年以下の有期徒刑、拘役、管制又は罰金に処する。

（1）集団で騒ぎ立て、又は法廷に押し掛けたとき。

（2）司法業務人員又は訴訟参加人を殴打したとき。

（3）司法業務人員又は訴訟参加人を侮辱し、誹謗し又は威嚇し、法廷の制止に従わず、法廷の秩序を著しく攪乱したとき。

（4）法廷の施設を損壊し、訴訟文書、証拠等をひったくり又は損壊する等の法廷の秩序を攪乱する行為をし、情状が重いとき。

第三百一十条

【原文】明知是犯罪的人而为其提供隐藏处所、财物，帮助其逃匿或者作假证明包庇的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制；情节严重的，处三年以上十年以下有期徒刑。

犯前款罪，事前通谋的，以共同犯罪论处。

【訳文】犯罪者であることを知りながら、その者に隠れ場所若しくは財物を提供し、その者の逃亡若しくは隠避を援助し、又は虚偽の証明をしてかばった者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。情状が重いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。

前項の罪を犯した者が事前に通謀していたときは、共同犯罪として論ずる。

第三百一十一条

【原文】明知他人有间谍犯罪或者恐怖主义、极端主义犯罪行为，在司法机关向其调查有关情况、收集有关证据时，拒绝提供，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制。

【訳文】他人にスパイ犯罪又はテロリズム若しくは過激主義の犯罪行為があることを知りながら、司法機関がその者に対して関連する状況を調査し又は関連する証拠を収集する際に、その提供を拒み、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。

第三百一十二条

【原文】明知是犯罪所得及其产生的收益而予以窝藏、转移、收购、代为销售或者以其他方法掩饰、隐瞒的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】犯罪所得及びそれから生じた収益であることを知りながら、これを隠匿し、移転し、買い受け、販売を代行し、又はその他の方法により隠蔽し若しくは秘匿した者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第三百一十三条

【原文】对人民法院的判决、裁定有能力执行而拒不执行，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役或者罚金；情节特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。
单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】人民法院の判決又は裁定について、執行する能力がありながら執行を拒み、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は罰金に処する。情状が特に重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第三百一十四条

【原文】隐藏、转移、变卖、故意毁损已被司法机关查封、扣押、冻结的财产，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役或者罚金。

【訳文】司法機関により既に差押え、押収又は凍結された財産を隠匿し、移転し、換価し、又は故意に損壊し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は罰金に処する。

第三百一十五条

【原文】依法被关押的罪犯，有下列破坏监管秩序行为之一，情节严重的，处三年以下有期徒刑：

- （一）殴打监管人员的；
- （二）组织其他被监管人破坏监管秩序的；
- （三）聚众闹事，扰乱正常监管秩序的；
- （四）殴打、体罚或者指使他人殴打、体罚其他被监管人的。

【訳文】法により拘禁されている受刑者が、次に掲げる監督管理秩序を破壊する行為のいずれかをし、情状が重いときは、3年以下の有期徒刑に処する。

- （1）監督管理職員を殴打したとき。
- （2）他の被監督管理者を組織して監督管理秩序を破壊させたとき。
- （3）集団で騒動を起こし、正常な監督管理秩序を攪乱したとき。
- （4）他の被監督管理者を殴打し若しくは体罰を加え、又は他人に指図して他の被監督管理者を殴打させ若しくは体罰を加えさせたとき。

第三百一十六条

【原文】依法被关押的罪犯、被告人、犯罪嫌疑人脱逃的，处五年以下有期徒刑或者拘役。

劫夺押解途中的罪犯、被告人、犯罪嫌疑人的，处三年以上七年以下有期徒刑；情节严重的，处七年以上有期徒刑。

【訳文】法により拘禁されている受刑者、被告人又は被疑者が逃走したときは、5 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

護送途中の受刑者、被告人又は被疑者を奪取した者は、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処する。情状が重いときは、7 年以上の有期徒刑に処する。

第三百一十七条

【原文】组织越狱的首要分子和积极参加的，处五年以上有期徒刑；其他参加的，处五年以下有期徒刑或者拘役。

暴动越狱或者聚众持械劫狱的首要分子和积极参加的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑；情节特别严重的，处死刑；其他参加的，处三年以上十年以下有期徒刑。

【訳文】脱獄を組織した首謀者及び積極的に参加した者は、5 年以上の有期徒刑に処し、その他の参加者は、5 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

暴動による脱獄又は集団で凶器を持って行う監獄襲撃の首謀者及び積極的に参加した者は、10 年以上の有期徒刑又は無期懲役に処する。情状が特に重いときは、死刑に処する。その他の参加者は、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処する。

第 3 節 国（辺）境管理を妨害する罪（第三节 妨害国（辺）境管理罪）

第三百一十八条

【原文】组织他人偷越国（边）境的，处二年以上七年以下有期徒刑，并处罚金；有下列情形之一的，处七年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金或者没收财产：

- （一）组织他人偷越国（边）境集团的首要分子；
- （二）多次组织他人偷越国（边）境或者组织他人偷越国（边）境人数众多的；
- （三）造成被组织人重伤、死亡的；
- （四）剥夺或者限制被组织人人身自由的；
- （五）以暴力、威胁方法抗拒检查的；
- （六）违法所得数额巨大的；
- （七）有其他特别严重情节的。

犯前款罪，对被组织人有杀害、伤害、强奸、拐卖等犯罪行为，或者对检查人员有杀害、伤害等犯罪行为的，依照数罪并罚的规定处罚。

【訳文】他人を組織して国（辺）境を不法に越えさせた者は、2 年以上 7 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。次のいずれかに該当するときは、7 年以上の有期徒刑又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

- （1）他人を組織して国（辺）境を不法に越えさせる集団の首謀者

(2) 多数回にわたり他人を組織して国（辺）境を不法に越えさせ、又は組織して国（辺）境を不法に越えさせた人数が多数に上るとき。

(3) 被組織者に重傷を負わせ又は死亡させたとき。

(4) 被組織者の人身の自由を剥奪し又は制限したとき。

(5) 暴力又は威嚇の方法により検査に抵抗したとき。

(6) 違法所得の額が巨額であるとき。

(7) その他の特に重い情状があるとき。

前項の罪を犯し、被組織者に対して殺害、傷害、強姦、誘拐売買等の犯罪行為をし、又は検査職員に対して殺害、傷害等の犯罪行為をしたときは、併合罪の処罰の規定により処罰する。

第三百一十九条

【原文】以劳务输出、经贸往来或者其他名义，弄虚作假，骗取护照、签证等出境证件，为组织他人偷越国（边）境使用的，处三年以下有期徒刑，并处罚金；情节严重的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】労務輸出、経済貿易交流その他の名目で、虚偽の手段を弄して旅券、査証等の出国証明書を詐取し、他人を組織して国（辺）境を不法に越えさせるために使用させた者は、3年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第三百二十条

【原文】为他人提供伪造、变造的护照、签证等出入境证件，或者出售护照、签证等出入境证件的，处五年以下有期徒刑，并处罚金；情节严重的，处五年以上有期徒刑，并处罚金。

【訳文】他人に偽造され若しくは変造された旅券、査証等の出入国証明書を提供し、又は旅券、査証等の出入国証明書を売却した者は、5年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、5年以上の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第三百二十一条

【原文】运送他人偷越国（边）境的，处五年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金；有下列情形之一的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金：

（一）多次实施运送行为或者运送人数众多的；

- （二）所使用的船只、车辆等交通工具不具备必要的安全条件，足以造成严重后果的；
- （三）违法所得数额巨大的；
- （四）有其他特别严重情节的。

在运送他人偷越国（边）境中造成被运送人重伤、死亡，或者以暴力、威胁方法抗拒检查的，处七年以上有期徒刑，并处罚金。

犯前两款罪，对被运送人有杀害、伤害、强奸、拐卖等犯罪行为，或者对检查人员有杀害、伤害等犯罪行为的，依照数罪并罚的规定处罚。

【訳文】他人を輸送して国（辺）境を不法に越えさせた者は、5年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。次のいずれかに該当するときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

- （1）多数回にわたり輸送行為を実行し、又は輸送した人数が多数に上るとき。
- （2）使用した船舶、車両等の交通手段が必要な安全条件を備えておらず、重大な結果を生じさせるに足りるとき。
- （3）違法所得の額が巨額であるとき。
- （4）その他の特に重い情状があるとき。

他人を輸送して国（辺）境を不法に越えさせる過程において、被輸送者に重傷を負わせ若しくは死亡させ、又は暴力若しくは威嚇の方法により検査に抵抗した者は、7年以上の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

前2項の罪を犯し、被輸送者に対して殺害、傷害、強姦、誘拐売買等の犯罪行為をし、又は検査職員に対して殺害、傷害等の犯罪行為をしたときは、併合罪の処罰の規定により処罰する。

第三百二十二条

【原文】违反国（边）境管理法规，偷越国（边）境，情节严重的，处一年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金；为参加恐怖活动组织、接受恐怖活动培训或者实施恐怖活动，偷越国（边）境的，处一年以上三年以下有期徒刑，并处罚金。

【訳文】国（辺）境管理法規に違反して、国（辺）境を不法に越え、情状が重い者は、1年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。テロ活動組織への参加、テロ活動の訓練の受講又はテロ活動の実行のために国（辺）境を不法に越えた者は、1年以上3年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第三百二十三条

【原文】故意破坏国家边境的界碑、界桩或者永久性测量标志的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】国家の辺境の境界碑、境界杭又は恒久的な測量標識を故意に破壊した者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第4節 文化財の管理を妨害する罪（第四节 妨害文物管理罪）

第三百二十四条

【原文】故意损毁国家保护的珍贵文物或者被确定为全国重点文物保护单位、省级文物保护单位的文物的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金；情节严重的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。

故意损毁国家保护的名胜古迹，情节严重的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金。

过失损毁国家保护的珍贵文物或者被确定为全国重点文物保护单位、省级文物保护单位的文物，造成严重后果的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】国家が保護する貴重な文化財又は全国重点文化財保護単位若しくは省級文化財保護単位に指定された文化財を故意に損壊した者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が重いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

国家が保護する名勝古跡を故意に損壊し、情状が重い者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。

過失により、国家が保護する貴重な文化財又は全国重点文化財保護単位若しくは省級文化財保護単位に指定された文化財を損壊し、重大な結果を生じさせた者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第三百二十五条

【原文】违反文物保护法规，将收藏的国家禁止出口的珍贵文物私自出售或者私自赠送给外国人的，处五年以下有期徒刑或者拘役，可以并处罚金。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】文化財保護法規に違反して、所蔵する国家が輸出を禁止する貴重な文化財をほしいままに外国人に売却し又は贈与した者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科することができる。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第三百二十六条

【原文】以牟利为目的，倒卖国家禁止经营的文物，情节严重的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；情节特别严重的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】利益を図ることを目的として、国家が経営を禁止する文化財を転売し、情状が重い者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。情状が特に重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第三百二十七条

【原文】违反文物保护法规，国有博物馆、图书馆等单位将国家保护的文物藏品出售或者私自送给非国有单位或者个人的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处三年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】文化財保護法規に違反して、国有の博物館、図書館等の法人その他の団体が国家の保護する文化財の所蔵品を非国有の法人その他の団体又は個人に売却し又はほしいままに贈与したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第三百二十八条

【原文】盗掘具有历史、艺术、科学价值的古文化遗址、古墓葬的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；情节较轻的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金；有下列情形之一的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金或者没收财产：

- （一）盗掘确定为全国重点文物保护单位和省级文物保护单位的古文化遗址、古墓葬的；
- （二）盗掘古文化遗址、古墓葬集团的首要分子；
- （三）多次盗掘古文化遗址、古墓葬的；
- （四）盗掘古文化遗址、古墓葬，并盗窃珍贵文物或者造成珍贵文物严重破坏的。

盗掘国家保护的具有科学价值的古人类化石和古脊椎动物化石的，依照前款的规定处罚。

【訳文】歴史的、芸術的又は科学的価値を有する古代文化遺跡又は古墳を盗掘した者は、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。情状が比較的軽いときは、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。次のいずれかに該当するときは、10年以上の有期徒刑又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

- （1）全国重点文化財保護単位及び省級文化財保護単位に指定された古代文化遺跡又は古墳を盗掘したとき。
- （2）古代文化遺跡・古墳盗掘集団の首謀者
- （3）多数回にわたり古代文化遺跡又は古墳を盗掘したとき。
- （4）古代文化遺跡又は古墳を盗掘し、かつ、貴重な文化財を窃取し、又は貴重な文化財に重大な破壊を生じさせたとき。

国家が保護する科学的価値を有する古人類化石及び古脊椎動物化石を盗掘した者は、前項の規定により処罰する。

第三百二十九条

【原文】抢夺、窃取国家所有的档案的，处五年以下有期徒刑或者拘役。

违反档案法的规定，擅自出卖、转让国家所有的档案，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

有前两款行为，同时又构成本法规定的其他犯罪的，依照处罚较重的规定定罪处罚。

【訳文】国家の所有する公文書資料（档案）をひったくり又は窃取した者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

档案法の規定に違反して、国家の所有する公文書資料を無断で売却し又は譲渡し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

前2項の行為をし、同時にこの法律に定めるその他の犯罪をも構成するときは、処罰のより重い規定により罪を認定し処罰する。

第5節 公衆衛生に危害を及ぼす罪（第五节 危害公共卫生罪）

第三百三十条

【原文】违反传染病防治法的规定，有下列情形之一的，引起甲类传染病以及依法确定采取甲类传染病预防、控制措施的传染病传播或者有传播严重危险的，处三年以下有期徒刑或者拘役；后果特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑：

（一）供水单位供应的饮用水不符合国家规定的卫生标准的；

（二）拒绝按照疾病预防控制机构提出的卫生要求，对传染病病原体污染的污水、污物、场所和物品进行消毒处理的；

（三）准许或者纵容传染病病人、病原携带者和疑似传染病病人从事国务院卫生行政部门规定禁止从事的易使该传染病扩散的工作的；

（四）出售、运输疫区中被传染病病原体污染或者可能被传染病病原体污染的物品，未进行消毒处理的；

（五）拒绝执行县级以上人民政府、疾病预防控制机构依照传染病防治法提出的预防、控制措施的。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

甲类传染病的范围，依照《中华人民共和国传染病防治法》和国务院有关规定确定。

【訳文】伝染病予防治療法の規定に違反し、次のいずれかに該当し、甲類伝染病及び法により甲類伝染病の予防・管理措置をとることが確定された伝染病の伝播を引き起こし、又は伝

播の重大な危険を生じさせた者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。結果が特に重大であるときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

（1）給水事業者が供給する飲用水が国家の定める衛生基準に適合しないとき。

（2）疾病予防管理機構が提示した衛生上の要求に従って、伝染病病原体に汚染された汚水、汚物、場所及び物品の消毒処理を行うことを拒んだとき。

（3）伝染病患者、病原体保有者及び伝染病の疑いのある患者が、国务院衛生行政部門が従事を禁止すると定めた当該伝染病を拡散させやすい業務に従事することを許可し又は放任したとき。

（4）流行地域において伝染病病原体に汚染され又は汚染されたおそれのある物品を、消毒処理をせずに売却し又は運送したとき。

（5）県級以上の人民政府又は疾病予防管理機構が伝染病予防治療法に基づいて提示した予防・管理措置の実行を拒んだとき。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

甲類伝染病の範囲は、《中華人民共和国伝染病予防治療法》及び国务院の関係規定により確定する。

第三百三十一条

【原文】从事实验、保藏、携带、运输传染病菌种、毒种的人员，违反国务院卫生行政部門的有关规定，造成传染病菌种、毒种扩散，后果严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役；后果特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】伝染病の菌種又はウイルス種の実験、保存、携帯又は運送に従事する者が、国务院衛生行政部門の関係規定に違反し、伝染病の菌種又はウイルス種を拡散させ、結果が重大であるときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。結果が特に重大であるときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第三百三十二条

【原文】违反国境卫生检疫规定，引起检疫传染病传播或者有传播严重危险的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】国境衛生検疫の規定に違反し、検疫伝染病の伝播を引き起こし、又は伝播の重大な危険を生じさせた者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第三百三十三条

【原文】非法组织他人出卖血液的，处五年以下有期徒刑，并处罚金；以暴力、威胁方法强迫他人出卖血液的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。

有前款行为，对他人造成伤害的，依照本法 第二百三十四条的规定定罪处罚。

【訳文】他人を不法に組織して血液を売らせた者は、5年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。暴力又は威嚇の方法により他人に血液を売ることが強要した者は、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

前項の行為をし、他人に傷害を与えたときは、この法律第234条の規定により罪を認定し処罰する。

第三百三十四条

【原文】非法采集、供应血液或者制作、供应血液制品，不符合国家规定的标准，足以危害人体健康的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；对人体健康造成严重危害的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；造成特别严重后果的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金或者没收财产。

经国家主管部门批准采集、供应血液或者制作、供应血液制品的部门，不依照规定进行检测或者违背其他操作规定，造成危害他人身体健康后果的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处五年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】血液を不法に採取し若しくは供給し、又は血液製剤を不法に製造し若しくは供給し、それが国家の定める基準に適合せず、人体の健康に危害を及ぼすに足りるときは、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。人体の健康に重大な危害を与えたときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。特に重大な結果を生じさせたときは、10年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

国家の主管部門の承認を得て血液の採取若しくは供給又は血液製剤の製造若しくは供給を行う部門が、規定に従った検査を行わず、又はその他の操作規定に違反し、他人の身体に健康に危害を及ぼす結果を生じさせたときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第三百三十四条之一

【原文】违反国家有关规定，非法采集我国人类遗传资源或者非法运送、邮寄、携带我国人类遗传资源材料出境，危害公众健康或者社会公共利益，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金；情节特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

【訳文】国家の関係規定に違反して、わが国の人類遺伝資源を不法に採集し、又はわが国の人類遺伝資源材料を不法に運送し、郵送し若しくは携帯して出境させ、公衆の健康又は社会

の公共の利益に危害を及ぼし、情状が重い者は、3 年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が特に重いときは、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第三百三十五条

【原文】医务人员由于严重不负责任，造成就诊人死亡或者严重损害就诊人身体健康的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】医療従事者が著しい無責任により受診者を死亡させ、又は受診者の身体を健康を著しく害したときは、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第三百三十六条

【原文】未取得医生执业资格的人非法行医，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金；严重损害就诊人身体健康的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；造成就诊人死亡的，处十年以上有期徒刑，并处罚金。

未取得医生执业资格的人擅自为他人进行节育复通手术、假节育手术、终止妊娠手术或者摘取宫内节育器，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金；严重损害就诊人身体健康的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；造成就诊人死亡的，处十年以上有期徒刑，并处罚金。

【訳文】医師の業務資格を取得していない者が不法に医療行為を行い、情状が重いときは、3 年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。受診者の身体を健康を著しく害したときは、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。受診者を死亡させたときは、10 年以上の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

医師の業務資格を取得していない者が無断で他人に対して避妊復元手術、偽装避妊手術若しくは妊娠中絶手術を行い、又は子宮内避妊器具を摘出し、情状が重いときは、3 年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。受診者の身体を健康を著しく害したときは、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。受診者を死亡させたときは、10 年以上の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第三百三十六条之一

【原文】将基因编辑、克隆的人类胚胎植入人体或者动物体内，或者将基因编辑、克隆的动物胚胎植入人体内，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；情节特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

【訳文】遺伝子編集され又はクローン化されたヒト胚を人体若しくは動物の体内に移植し、又は遺伝子編集され若しくはクローン化された動物の胚を人体内に移植し、情状が重い者

は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。情状が特に重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第三百三十七条

【原文】违反有关动植物防疫、检疫的国家规定，引起重大动植物疫情的，或者有引起重大动植物疫情危险，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】動植物の防疫又は検疫に関する国家の規定に違反し、重大な動植物の疫病を引き起こし、又は重大な動植物の疫病を引き起こす危険を生じさせ、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第6節 環境資源保護を破壊する罪（第六节 破坏环境资源保护罪）

第三百三十八条

【原文】违反国家规定，排放、倾倒或者处置有放射性的废物、含传染病病原体的废物、有毒物质或者其他有害物质，严重污染环境的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金；有下列情形之一的，处七年以上有期徒刑，并处罚金：

（一）在饮用水水源保护区、自然保护区核心区等依法确定的重点保护区域排放、倾倒、处置有放射性的废物、含传染病病原体的废物、有毒物质，情节特别严重的；

（二）向国家确定的重要江河、湖泊水域排放、倾倒、处置有放射性的废物、含传染病病原体的废物、有毒物质，情节特别严重的；

（三）致使大量永久基本农田基本功能丧失或者遭受永久性破坏的；

（四）致使多人重伤、严重疾病，或者致人严重残疾、死亡的。

有前款行为，同时构成其他犯罪的，依照处罚较重的规定定罪处罚。

【訳文】国家の規定に違反して、放射性廃棄物、伝染病病原体を含む廃棄物、有毒物質その他の有害物質を排出し、投棄し又は処分し、環境を著しく汚染した者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。次のいずれかに該当するときは、7年以上の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

（1）飲用水水源保護区、自然保護地の核心保護区等の法により確定された重点保護区域において、放射性廃棄物、伝染病病原体を含む廃棄物又は有毒物質を排出し、投棄し又は処分し、情状が特に重いとき。

（2）国家が確定した重要な河川又は湖沼の水域に、放射性廃棄物、伝染病病原体を含む廃棄物又は有毒物質を排出し、投棄し又は処分し、情状が特に重いとき。

（3）大量の永久基本農地の基本的機能を喪失させ、又は永久的な破壊を被らせたとき。

（4）多数の者に重傷若しくは重篤な疾病を負わせ、又は人に重度の障害を負わせ若しくは死亡させたとき。

前項の行為をし、同時にその他の犯罪を構成するときは、処罰のより重い規定により罪を認定し処罰する。

第三百三十九条

【原文】违反国家规定，将境外的固体废物进境倾倒、堆放、处置的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；造成重大环境污染事故，致使公私财产遭受重大损失或者严重危害人体健康的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；后果特别严重的，处十年以上有期徒刑，并处罚金。

未经国务院有关主管部门许可，擅自进口固体废物用作原料，造成重大环境污染事故，致使公私财产遭受重大损失或者严重危害人体健康的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；后果特别严重的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。

以原料利用为名，进口不能用作原料的固体废物、液态废物和气态废物的，依照本法第一百五十二条第二款、第三款的规定定罪处罚。

【訳文】国家の規定に違反して、境外の固体廃棄物を境内に搬入して投棄し、堆積し又は処分した者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。重大な環境汚染事故を生じさせ、公私の財産に重大な損失を被らせ、又は人体の健康に重大な危害を及ぼしたときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。結果が特に重大であるときは、10年以上の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

国务院の関係主管部門の許可を得ずに、無断で固体廃棄物を原料として輸入し、重大な環境汚染事故を生じさせ、公私の財産に重大な損失を被らせ、又は人体の健康に重大な危害を及ぼした者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。結果が特に重大であるときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

原料としての利用を名目として、原料として用いることができない固体廃棄物、液体廃棄物及び気体廃棄物を輸入した者は、この法律第152条第2項及び第3項の規定により罪を認定し処罰する。

第三百四十条

【原文】违反保护水产资源法规，在禁渔区、禁渔期或者使用禁用的工具、方法捕捞水产品，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者罚金。

【訳文】水産資源保護法規に違反して、禁漁区若しくは禁漁期において、又は使用が禁止された漁具若しくは方法を用いて水産物を漁獲し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑、拘役、管制又は罰金に処する。

第三百四十一条

【原文】非法猎捕、杀害国家重点保护的珍贵、濒危野生动物的，或者非法收购、运输、出售国家重点保护的珍贵、濒危野生动物及其制品的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；情节特别严重的，处十年以上有期徒刑，并处罚金或者没收财产。

违反狩猎法规，在禁猎区、禁猎期或者使用禁用的工具、方法进行狩猎，破坏野生动物资源，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者罚金。

违反野生动物保护管理法规，以食用为目的非法猎捕、收购、运输、出售第一款规定以外的在野外环境自然生长繁殖的陆生野生动物，情节严重的，依照前款的规定处罚。

【訳文】国家が重点的に保護する貴重な又は絶滅のおそれのある野生動物を不法に捕獲し若しくは殺害し、又は国家が重点的に保護する貴重な若しくは絶滅のおそれのある野生動物若しくはその製品を不法に買い受け、運送し若しくは売却した者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。情状が特に重いときは、10年以上の有期徒刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

狩猟法規に違反して、禁猟区若しくは禁猟期において、又は使用が禁止された道具若しくは方法を用いて狩猟を行い、野生動物資源を破壊し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑、拘役、管制又は罰金に処する。

野生動物保護管理法規に違反して、食用を目的として、第1項に定めるもの以外の野外環境において自然に生育し繁殖する陸生野生動物を不法に捕獲し、買い受け、運送し又は売却し、情状が重い者は、前項の規定により処罰する。

第三百四十二条

【原文】违反土地管理法规，非法占用耕地、林地等农用地，改变被占用土地用途，数量较大，造成耕地、林地等农用地大量毁坏的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金。

【訳文】土地管理法規に違反して、耕地、林地等の農業用地を不法に占用し、占用した土地の用途を変更し、その数量が比較的大きく、耕地、林地等の農業用地に大量の損壊を生じさせた者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。

第三百四十二条之一

【原文】违反自然保护地管理法规，在国家公园、国家级自然保护区进行开垦、开发活动或者修建建筑物，造成严重后果或者有其他恶劣情节的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金。

有前款行为，同时构成其他犯罪的，依照处罚较重的规定定罪处罚。

【訳文】自然保護地管理法規に違反して、国家公園又は国家級自然保護区において開墾若しくは開発活動を行い、又は建築物を建設し、重大な結果を生じさせ、又はその他の悪質な情状がある者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。

前項の行為をし、同時にその他の犯罪を構成するときは、処罰のより重い規定により罪を認定し処罰する。

第三百四十三条

【原文】违反矿产资源法的规定，未取得采矿许可证擅自采矿，擅自进入国家规划矿区、对国民经济具有重要价值的矿区和他人矿区范围采矿，或者擅自开采国家规定实行保护性开采的特定矿种，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金；情节特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

违反矿产资源法的规定，采取破坏性的开采方法开采矿产资源，造成矿产资源严重破坏的，处五年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金。

【訳文】鉱産資源法の規定に違反して、採掘許可証を取得せずに無断で採掘し、国家が計画する鉱区、国民経済にとって重要な価値を有する鉱区若しくは他人の鉱区の範囲に無断で立ち入って採掘し、又は国家が保護的採掘を実施すると定めた特定の鉱種を無断で採掘し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が特に重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

鉱産資源法の規定に違反して、破壊的な採掘方法をとって鉱産資源を採掘し、鉱産資源に重大な破壊を生じさせた者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。

第三百四十四条

【原文】违反国家规定，非法采伐、毁坏珍贵树木或者国家重点保护的其他植物的，或者非法收购、运输、加工、出售珍贵树木或者国家重点保护的其他植物及其制品的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

【訳文】国家の規定に違反して、貴重な樹木若しくは国家が重点的に保護するその他の植物を不法に伐採し若しくは損壊し、又は貴重な樹木若しくは国家が重点的に保護するその他の植物若しくはその製品を不法に買い受け、運送し、加工し若しくは売却した者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第三百四十四条之一

【原文】违反国家规定，非法引进、释放或者丢弃外来入侵物种，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金。

【訳文】国家の規定に違反して、外来侵入種を不法に導入し、放ち又は遺棄し、情状が重い者は、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。

第三百四十五条

【原文】盗伐森林或者其他林木，数量较大的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金；数量巨大的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金；数量特别巨大的，处七年以上有期徒刑，并处罚金。

违反森林法的规定，滥伐森林或者其他林木，数量较大的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金；数量巨大的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

非法收购、运输明知是盗伐、滥伐的林木，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金；情节特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

盗伐、滥伐国家级自然保护区内的森林或者其他林木的，从重处罚。

【訳文】森林その他の林木を盗伐し、その数量が比較的大きい者は、3 年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。数量が巨大であるときは、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。数量が特に巨大であるときは、7 年以上の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

森林法の規定に違反して、森林その他の林木を濫伐し、その数量が比較的大きい者は、3 年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。数量が巨大であるときは、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

盗伐され又は濫伐された林木であることを知りながら不法に買い受け又は運送し、情状が重い者は、3 年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が特に重いときは、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

国家級自然保護区内の森林その他の林木を盗伐し又は濫伐した者は、重く処罰する。

第三百四十六条

【原文】单位犯本节第三百三十八条至第三百四十五条规定之罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照本节各该条的规定处罚。

【訳文】法人その他の団体がこの節の第 338 条から第 345 条までに定める罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者をこの節の当該各条の規定により処罰する。

第7節 薬物を密輸し、販売し、運送し、製造する罪（第七节 走私、贩卖、运输、制造毒品罪）

第三百四十七条

【原文】走私、贩卖、运输、制造毒品，无论数量多少，都应当追究刑事责任，予以刑事处罚。

走私、贩卖、运输、制造毒品，有下列情形之一的，处十五年有期徒刑、无期徒刑或者死刑，并处没收财产：

- （一）走私、贩卖、运输、制造鸦片一千克以上、海洛因或者甲基苯丙胺五十克以上或者其他毒品数量大的；
- （二）走私、贩卖、运输、制造毒品集团的首要分子；
- （三）武装掩护走私、贩卖、运输、制造毒品的；
- （四）以暴力抗拒检查、拘留、逮捕，情节严重的；
- （五）参与有组织的国际贩毒活动的。

走私、贩卖、运输、制造鸦片二百克以上不满一千克、海洛因或者甲基苯丙胺十克以上不满五十克或者其他毒品数量较大的，处七年以上有期徒刑，并处罚金。

走私、贩卖、运输、制造鸦片不满二百克、海洛因或者甲基苯丙胺不满十克或者其他少量毒品的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

单位犯第二款、第三款、第四款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照各该款的规定处罚。

利用、教唆未成年人走私、贩卖、运输、制造毒品，或者向未成年人出售毒品的，从重处罚。对多次走私、贩卖、运输、制造毒品，未经处理的，毒品数量累计计算。

【訳文】薬物を密輸し、販売し、運送し又は製造した者は、その数量の多少にかかわらず、すべて刑事責任を追及し、刑事処罰を科さなければならない。

薬物を密輸し、販売し、運送し又は製造し、次のいずれかに該当する者は、15年の有期懲役、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

（1）アヘン1キログラム以上、ヘロイン若しくはメタンフェタミン50グラム以上又はその他の薬物で数量の大きいものを密輸し、販売し、運送し又は製造したとき。

（2）薬物密輸・販売・運送・製造集団の首謀者

（3）武装して薬物の密輸、販売、運送又は製造を援護したとき。

（4）暴力により検査、拘留又は逮捕に抵抗し、情状が重いとき。

（5）組織的な国際薬物取引活動に参加したとき。

アヘン200グラム以上1キログラム未満、ヘロイン若しくはメタンフェタミン10グラム以上50グラム未満又はその他の薬物で数量の比較的大きいものを密輸し、販売し、運送し又は製造した者は、7年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する。

アヘン200グラム未満、ヘロイン若しくはメタンフェタミン10グラム未満又はその他の少量の薬物を密輸し、販売し、運送し又は製造した者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

法人その他の団体が第2項、第3項又は第4項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を当該各項の規定により処罰する。

未成年者を利用し若しくは教唆して薬物を密輸し、販売し、運送し若しくは製造させ、又は未成年者に薬物を売却した者は、重く処罰する。

多数回にわたり薬物を密輸し、販売し、運送し又は製造し、処理を受けていないときは、薬物の数量を累計して計算する。

第三百四十八条

【原文】 非法持有鸦片一千克以上、海洛因或者甲基苯丙胺五十克以上或者其他毒品数量大的，处七年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金；非法持有鸦片二百克以上不满一千克、海洛因或者甲基苯丙胺十克以上不满五十克或者其他毒品数量较大的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

【訳文】 アヘン1キログラム以上、ヘロイン若しくはメタンフェタミン50グラム以上又はその他の薬物で数量の大きいものを不法に所持した者は、7年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処し、罰金を併科する。アヘン200グラム以上1キログラム未満、ヘロイン若しくはメタンフェタミン10グラム以上50グラム未満又はその他の薬物で数量の比較的大きいものを不法に所持した者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第三百四十九条

【原文】 包庇走私、贩卖、运输、制造毒品的犯罪分子的，为犯罪分子窝藏、转移、隐瞒毒品或者犯罪所得的财物的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制；情节严重的，处三年以上十年以下有期徒刑。

缉毒人员或者其他国家机关工作人员掩护、包庇走私、贩卖、运输、制造毒品的犯罪分子的，依照前款的规定从重处罚。

犯前两款罪，事先通谋的，以走私、贩卖、运输、制造毒品罪的共犯论处。

【訳文】 薬物を密輸し、販売し、運送し若しくは製造した犯罪者をかばい、又は犯罪者のために薬物若しくは犯罪所得の財物を隠匿し、移転し若しくは秘匿した者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。情状が重いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。

薬物取締職員その他の国家機関業務人員が、薬物を密輸し、販売し、運送し又は製造した犯罪者を援護し又はかばったときは、前項の規定により重く処罰する。

前2項の罪を犯した者が事前に通謀していたときは、薬物密輸・販売・運送・製造罪の共犯として論ずる。

第三百五十条

【原文】违反国家规定，非法生产、买卖、运输醋酸酐、乙醚、三氯甲烷或者其他用于制造毒品的原料、配剂，或者携带上述物品进出境，情节较重的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金；情节特别严重的，处七年以上有期徒刑，并处罚金或者没收财产。

明知他人制造毒品而为其生产、买卖、运输前款规定的物品的，以制造毒品罪的共犯论处。

单位犯前两款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前两款的规定处罚。

【訳文】国家の規定に違反して、無水酢酸、エーテル、クロロホルムその他の薬物の製造に用いる原料若しくは配合剤を不法に生産し、売買し若しくは運送し、又はこれらの物品を携帯して出入境し、情状が比較的重い者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。情状が特に重いときは、7年以上の有期徒刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

他人が薬物を製造することを知りながら、その者のために前項に定める物品を生産し、売買し又は運送した者は、薬物製造罪の共犯として論ずる。

法人その他の団体が前2項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前2項の規定により処罰する。

第三百五十一条

【原文】非法种植罂粟、大麻等毒品原植物的，一律强制铲除。有下列情形之一的，处五年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金：

- （一）种植罂粟五百株以上不满三千株或者其他毒品原植物数量较大的；
- （二）经公安机关处理后又种植的；
- （三）抗拒铲除的。

非法种植罂粟三千株以上或者其他毒品原植物数量大的，处五年以上有期徒刑，并处罚金或者没收财产。

非法种植罂粟或者其他毒品原植物，在收获前自动铲除的，可以免除处罚。

【訳文】ケシ、大麻等の薬物原料植物を不法に栽培したときは、一律に強制的に除去する。次のいずれかに該当する者は、5年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。

(1) ケシ 500 株以上 3,000 株未満又はその他の薬物原料植物で数量の比較的大きいものを栽培したとき。

(2) 公安機関の処理を受けた後に更に栽培したとき。

(3) 除去に抵抗したとき。

ケシ 3,000 株以上又はその他の薬物原料植物で数量の大きいものを不法に栽培した者は、5 年以上の有期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

ケシその他の薬物原料植物を不法に栽培した者が、収穫前に自ら除去したときは、処罰を免除することができる。

第三百五十二条

【原文】 非法买卖、运输、携带、持有未经灭活的罂粟等毒品原植物种子或者幼苗，数量较大的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金。

【訳文】 不活性化されていないケシ等の薬物原料植物の種子又は苗を不法に売買し、運送し、携帯し又は所持し、その数量が比較的大きい者は、3 年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。

第三百五十三条

【原文】 引诱、教唆、欺骗他人吸食、注射毒品的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

强迫他人吸食、注射毒品的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。

引诱、教唆、欺骗或者强迫未成年人吸食、注射毒品的，从重处罚。

【訳文】 他人を誘惑し、教唆し又は欺いて薬物を吸食させ又は注射させた者は、3 年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、3 年以上 7 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

他人に薬物の吸食又は注射を強要した者は、3 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

未成年者を誘惑し、教唆し、欺き又は強要して薬物を吸食させ又は注射させた者は、重く処罰する。

第三百五十四条

【原文】 容留他人吸食、注射毒品的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金。

【訳文】 他人の薬物の吸食又は注射のために場所を提供した者は、3 年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。

第三百五十五条

【原文】依法从事生产、运输、管理、使用国家管制的麻醉药品、精神药品的人员，违反国家规定，向吸食、注射毒品的人提供国家规定管制的能够使人形成瘾癖的麻醉药品、精神药品的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。向走私、贩卖毒品的犯罪分子或者以牟利为目的，向吸食、注射毒品的人提供国家规定管制的能够使人形成瘾癖的麻醉药品、精神药品的，依照本法第三百四十七条的规定定罪处罚。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】法により国家が規制する麻酔薬品又は向精神薬の生産、運送、管理又は使用に従事する者が、国家の規定に違反して、薬物を吸食し又は注射する者に対し、国家が規制を定める人に依存癖を生じさせ得る麻酔薬品又は向精神薬を提供したときは、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。薬物を密輸し若しくは販売する犯罪者に対し、又は利益を図ることを目的として薬物を吸食し若しくは注射する者に対し、国家が規制を定める人に依存癖を生じさせ得る麻酔薬品又は向精神薬を提供したときは、この法律第 347 条の規定により罪を認定し処罰する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第三百五十五条之一

【原文】引诱、教唆、欺骗运动员使用兴奋剂参加国内、国际重大体育竞赛，或者明知运动员参加上述竞赛而向其提供兴奋剂，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金。组织、强迫运动员使用兴奋剂参加国内、国际重大体育竞赛的，依照前款的规定从重处罚。

【訳文】運動選手を誘惑し、教唆し若しくは欺いてドーピング薬物を使用して国内若しくは国際の重要なスポーツ競技に参加させ、又は運動選手が上記の競技に参加することを知りながらその者にドーピング薬物を提供し、情状が重い者は、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。

運動選手を組織し又は強要してドーピング薬物を使用して国内又は国際の重要なスポーツ競技に参加させた者は、前項の規定により重く処罰する。

第三百五十六条

【原文】因走私、贩卖、运输、制造、非法持有毒品罪被判过刑，又犯本节规定之罪的，从重处罚。

【訳文】薬物の密輸、販売、運送、製造又は不法所持の罪により刑を言い渡されたことのある者が、更にこの節に定める罪を犯したときは、重く処罰する。

第三百五十七条

【原文】本法所称的毒品，是指鸦片、海洛因、甲基苯丙胺（冰毒）、吗啡、大麻、可卡因以及国家规定管制的其他能够使人形成瘾癖的麻醉药品和精神药品。

毒品的数量以查证属实的走私、贩卖、运输、制造、非法持有毒品的数量计算，不以纯度折算。

【訳文】この法律において薬物とは、アヘン、ヘロイン、メタンフェタミン（氷毒）、モルヒネ、大麻、コカイン及び国家が規制を定めるその他の人に依存癖を生じさせ得る麻醉薬品及び向精神薬をいう。

薬物の数量は、調査により事実と確認された密輸、販売、運送、製造又は不法所持に係る薬物の数量により計算し、純度による換算は行わない。

第8節 売春を組織し、強要し、誘惑し、場所を提供し、周旋する罪（第八节 组织、强迫、引诱、容留、介绍卖淫罪）

第三百五十八条

【原文】组织、强迫他人卖淫的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；情节严重的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金或者没收财产。

组织、强迫未成年人卖淫的，依照前款的规定从重处罚。

犯前两款罪，并有杀害、伤害、强奸、绑架等犯罪行为的，依照数罪并罚的规定处罚。

为组织卖淫的人招募、运送人员或者有其他协助组织他人卖淫行为的，处五年以下有期徒刑，并处罚金；情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。

【訳文】他人を組織し又は強要して売春させた者は、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、10年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

未成年者を組織し又は強要して売春させた者は、前項の規定により重く処罰する。

前2項の罪を犯し、かつ、殺害、傷害、強姦、略取等の犯罪行為をした者は、併合罪の処罰の規定により処罰する。

売春を組織する者のために人員を募集し若しくは輸送し、又はその他の他人の売春の組織を幫助する行為をした者は、5年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第三百五十九条

【原文】引诱、容留、介绍他人卖淫的，处五年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金；情节严重的，处五年以上有期徒刑，并处罚金。

引诱不满十四周岁的幼女卖淫的，处五年以上有期徒刑，并处罚金。

【訳文】他人を誘惑して売春させ、他人の売春のために場所を提供し、又は他人の売春を周旋した者は、5年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、5年以上の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

満14歳に満たない幼女を誘惑して売春させた者は、5年以上の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第三百六十条

【原文】明知自己患有梅毒、淋病等严重性病卖淫、嫖娼的，处五年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金。

【訳文】自己が梅毒、淋病等の重い性病にかかっていることを知りながら売春し又は買春した者は、5年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。

第三百六十一条

【原文】旅馆业、饮食服务业、文化娱乐业、出租汽车业等单位的人员，利用本单位的条件，组织、强迫、引诱、容留、介绍他人卖淫的，依照本法第三百五十八条、第三百五十九条的规定定罪处罚。

前款所列单位的主要负责人，犯前款罪的，从重处罚。

【訳文】旅館業、飲食サービス業、文化娯楽業、タクシー業等の法人その他の団体の者が、自己の法人その他の団体の条件を利用して、他人に売春を組織し、強要し、誘惑し、そのための場所を提供し、又はこれを周旋したときは、この法律第358条又は第359条の規定により罪を認定し処罰する。

前項に掲げる法人その他の団体の主たる責任者が前項の罪を犯したときは、重く処罰する。

第三百六十二条

【原文】旅馆业、饮食服务业、文化娱乐业、出租汽车业等单位的人员，在公安机关查处卖淫、嫖娼活动时，为违法犯罪分子通风报信，情节严重的，依照本法第三百一十条的规定定罪处罚。

【訳文】旅館業、飲食サービス業、文化娯楽業、タクシー業等の法人その他の団体の者が、公安機関が売春又は買春の活動を摘発する際に、違法犯罪者に情報を漏らし、情状が重いときは、この法律第310条の規定により罪を認定し処罰する。

第9節 わいせつ物品を製作し、販売し、頒布する罪（第九節 制作、販売、传播淫秽物品罪）

第三百六十三条

【原文】以牟利为目的，制作、复制、出版、贩卖、传播淫秽物品的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金；情节严重的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；情节特别严重的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金或者没收财产。

为他人提供书号，出版淫秽书刊的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金；明知他人用于出版淫秽书刊而提供书号的，依照前款的规定处罚。

【訳文】利益を図ることを目的として、わいせつ物品を製作し、複製し、出版し、販売し又は頒布した者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。情状が特に重いときは、10年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

他人に書籍番号を提供し、わいせつな書籍雑誌を出版させた者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。他人がわいせつな書籍雑誌の出版に用いることを知りながら書籍番号を提供した者は、前項の規定により処罰する。

第三百六十四条

【原文】传播淫秽的书刊、影片、音像、图片或者其他淫秽物品，情节严重的，处二年以下有期徒刑、拘役或者管制。

组织播放淫秽的电影、录像等音像制品的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金；情节严重的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。

制作、复制淫秽的电影、录像等音像制品组织播放的，依照第二款的规定从重处罚。

向不满十八周岁的未成年人传播淫秽物品的，从重处罚。

【訳文】わいせつな書籍雑誌、映画フィルム、音声映像、図画その他のわいせつ物品を頒布し、情状が重い者は、2年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。

わいせつな映画、ビデオ等の音声映像製品の上映を組織した者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

わいせつな映画、ビデオ等の音声映像製品を製作し又は複製して上映を組織した者は、第2項の規定により重く処罰する。

満18歳に満たない未成年者にわいせつ物品を頒布した者は、重く処罰する。

第三百六十五条

【原文】组织进行淫秽表演的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金；情节严重的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。

【訳文】わいせつな実演を組織して行わせた者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第三百六十六条

【原文】单位犯本节第三百六十三条、第三百六十四条、第三百六十五条规定之罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照各该条的规定处罚。

【訳文】法人その他の団体がこの節の第363条、第364条又は第365条に定める罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を当該各条の規定により処罰する。

第三百六十七条

【原文】本法所称淫秽物品，是指具体描绘性行为或者露骨宣扬色情的诲淫性的书刊、影片、录像带、录音带、图片及其他淫秽物品。

有关人体生理、医学知识的科学著作不是淫秽物品。

包含有色情内容的有艺术价值的文学、艺术作品不视为淫秽物品。

【訳文】この法律においてわいせつ物品とは、性行為を具体的に描写し、又は露骨に色情を宣伝する淫らな書籍雑誌、映画フィルム、ビデオテープ、録音テープ、図画その他のわいせつ物品をいう。

人体の生理又は医学の知識に関する科学的著作物は、わいせつ物品ではない。

色情的な内容を含む芸術的価値を有する文学作品及び芸術作品は、わいせつ物品とはみなさない。

第7章 国防の利益に危害を及ぼす罪（第七章 危害国防利益罪）

第三百六十八条

【原文】以暴力、威胁方法阻碍军人依法执行职务的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者罚金。

故意阻碍武装部队军事行动，造成严重后果的，处五年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】暴力又は威嚇の方法により軍人の法に基づく職務の執行を妨げた者は、3年以下の有期徒刑、拘役、管制又は罰金に処する。

武装部隊の軍事行動を故意に妨げ、重大な結果を生じさせた者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第三百六十九条

【原文】破坏武器装备、军事设施、军事通信的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制；破坏重要武器装备、军事设施、军事通信的，处三年以上十年以下有期徒刑；情节特别严重的，处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑。

过失犯前款罪，造成严重后果的，处三年以下有期徒刑或者拘役；造成特别严重后果的，处三年以上七年以下有期徒刑。

战时犯前两款罪的，从重处罚。

【訳文】 武器装備、軍事施設又は軍事通信を破壊した者は、3年以下の有期懲役、拘役又は管制に処する。重要な武器装備、軍事施設又は軍事通信を破壊した者は、3年以上10年以下の有期懲役に処する。情状が特に重いときは、10年以上の有期懲役、無期懲役又は死刑に処する。

過失により前項の罪を犯し、重大な結果を生じさせた者は、3年以下の有期懲役又は拘役に処する。特に重大な結果を生じさせたときは、3年以上7年以下の有期懲役に処する。

戦時において前2項の罪を犯した者は、重く処罰する。

第三百七十条

【原文】明知是不合格的武器装备、军事设施而提供给武装部队的，处五年以下有期徒刑或者拘役；情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑；情节特别严重的，处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑。

过失犯前款罪，造成严重后果的，处三年以下有期徒刑或者拘役；造成特别严重后果的，处三年以上七年以下有期徒刑。

单位犯第一款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照第一款的规定处罚。

【訳文】 不合格の武器装備又は軍事施設であることを知りながら武装部隊に提供した者は、5年以下の有期懲役又は拘役に処する。情状が重いときは、5年以上10年以下の有期懲役に処する。情状が特に重いときは、10年以上の有期懲役、無期懲役又は死刑に処する。

過失により前項の罪を犯し、重大な結果を生じさせた者は、3年以下の有期懲役又は拘役に処する。特に重大な結果を生じさせたときは、3年以上7年以下の有期懲役に処する。

法人その他の団体が第1項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を第1項の規定により処罰する。

第三百七十一条

【原文】聚众冲击军事禁区，严重扰乱军事禁区秩序的，对首要分子，处五年以上十年以下有期徒刑；对其他积极参加的，处五年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利。

聚众扰乱军事管理区秩序，情节严重，致使军事管理区工作无法进行，造成严重损失的，对首要分子，处三年以上七年以下有期徒刑；对其他积极参加的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利。

【訳文】 集団で軍事禁止区域に押し掛け、軍事禁止区域の秩序を著しく攪乱したときは、首謀者は、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、その他の積極的に参加した者は、5年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

集団で軍事管理区域の秩序を攪乱し、情状が重く、軍事管理区域の業務を行うことができないようにし、重大な損失を生じさせたときは、首謀者は、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、その他の積極的に参加した者は、3年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

第三百七十二条

【原文】 冒充军人招摇撞骗的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利；情节严重的，处三年以上十年以下有期徒刑。

【訳文】 軍人を装って詐欺を働いた者は、3年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。情状が重いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。

第三百七十三条

【原文】 煽动军人逃离部队或者明知是逃离部队的军人而雇用，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制。

【訳文】 軍人に部隊からの離脱を扇動し、又は部隊から離脱した軍人であることを知りながら雇用し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。

第三百七十四条

【原文】 在征兵工作中徇私舞弊，接送不合格兵员，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役；造成特别严重后果的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】 徴兵業務において私情にとらわれて不正を行い、不合格の兵員を送り出し又は受け入れ、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。特に重大な結果を生じさせたときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第三百七十五条

【原文】 伪造、变造、买卖或者盗窃、抢夺武装部队公文、证件、印章的，处三年以下有期徒刑、拘役、管制或者剥夺政治权利；情节严重的，处三年以上十年以下有期徒刑。

非法生产、买卖武装部队制式服装，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金。

伪造、盗窃、买卖或者非法提供、使用武装部队车辆号牌等专用标志，情节严重的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处或者单处罚金；情节特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

单位犯第二款、第三款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照各该款的规定处罚。

【訳文】武装部隊の公文書、証明書又は印章を偽造し、変造し若しくは売買し、又は窃取し若しくはひったくった者は、3 年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。情状が重いときは、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処する。

武装部隊の制服を不法に生産し又は売買し、情状が重い者は、3 年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。

武装部隊の車両ナンバープレート等の専用標章を偽造し、窃取し、売買し、又は不法に提供し若しくは使用し、情状が重い者は、3 年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が特に重いときは、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

法人その他の団体が第 2 項又は第 3 項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を当該各項の規定により処罰する。

第三百七十六条

【原文】预备役人员战时拒绝、逃避征召或者军事训练，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

公民战时拒绝、逃避服役，情节严重的，处二以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】予備役人員が戦時において召集又は軍事訓練を拒み又は忌避し、情状が重いときは、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

公民が戦時において兵役を拒み又は忌避し、情状が重いときは、2 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第三百七十七条

【原文】战时故意向武装部队提供虚假敌情，造成严重后果的，处三年以上十年以下有期徒刑；造成特别严重后果的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑。

【訳文】戦時において故意に武装部隊に虚偽の敵情を提供し、重大な結果を生じさせた者は、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処する。特に重大な結果を生じさせたときは、10 年以上の有期徒刑又は無期懲役に処する。

第三百七十八条

【原文】战时造谣惑众，扰乱军心的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制；情节严重的，处三年以上十年以下有期徒刑。

【訳文】戦時においてデマを流して大衆を惑わし、軍の士気を乱した者は、3 年以下の有期徒刑、拘役又は管制に処する。情状が重いときは、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処する。

第三百七十九条

【原文】战时明知是逃离部队的军人而为其提供隐蔽处所、财物，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】戦時において部隊から離脱した軍人であることを知りながら、その者に隠れ場所又は財物を提供し、情状が重い者は、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第三百八十条

【原文】战时拒绝或者故意延误军事订货，情节严重的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处五年以下有期徒刑或者拘役；造成严重后果的，处五年以上有期徒刑。

【訳文】戦時において軍事発注を拒み又は故意に遅延させ、情状が重いときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、5 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。重大な結果を生じさせたときは、5 年以上の有期徒刑に処する。

第三百八十一条

【原文】战时拒绝军事征收、征用，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】戦時において軍事上の収用又は徴用を拒み、情状が重い者は、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第 8 章 汚職・賄賂の罪（第八章 贪污贿赂罪）

第三百八十二条

【原文】国家工作人员利用职务上的便利，侵吞、窃取、骗取或者其他手段非法占有公共财物的，是贪污罪。

受国家机关、国有公司、企业、事业单位、人民团体委托管理、经营国有财产的人员，利用职务上的便利，侵吞、窃取、骗取或者其他手段非法占有国有财物的，以贪污论。

与前两款所列人员勾结，伙同贪污的，以共犯论处。

【訳文】国家業務人員が職務上の便宜を利用して、横領、窃取、詐取その他の手段により公共の財物を不法に占有したときは、汚職罪である。

国家機関、国有の会社、企業、事業単位又は人民団体から委託を受けて国有財産を管理し又は経営する者が、職務上の便宜を利用して、横領、窃取、詐取その他の手段により国有の財物を不法に占有したときは、汚職として論ずる。

前2項に掲げる者と結託し、共に汚職をした者は、共犯として論ずる。

第三百八十三条

【原文】对犯贪污罪的，根据情节轻重，分别依照下列规定处罚：

（一）贪污数额较大或者有其他较重情节的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金。

（二）贪污数额巨大或者有其他严重情节的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金或者没收财产。

（三）贪污数额特别巨大或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金或者没收财产；数额特别巨大，并使国家和人民利益遭受特别重大损失的，处无期徒刑或者死刑，并处没收财产。

对多次贪污未经处理的，按照累计贪污数额处罚。

犯第一款罪，在提起公诉前如实供述自己罪行、真诚悔罪、积极退赃，避免、减少损害结果的发生，有第一项规定情形的，可以从轻、减轻或者免除处罚；有第二项、第三项规定情形的，可以从轻处罚。

犯第一款罪，有第三项规定情形被判处死刑缓期执行的，人民法院根据犯罪情节等情况可以同时决定在其死刑缓期执行二年期满依法减为无期徒刑后，终身监禁，不得减刑、假释。

【訳文】汚職罪を犯した者は、情状の輕重に応じ、それぞれ次の規定により処罰する。

（1）汚職の額が比較的大きく、又はその他の比較的重い情状があるときは、3年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。

（2）汚職の額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

（3）汚職の額が特に巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。額が特に巨額であり、かつ、国家及び人民の利益に特に重大な損失を被らせたときは、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

多数回汚職をして処理を受けていないときは、累計した汚職の額により処罰する。

第1項の罪を犯した者が、公訴の提起前に自己の罪を事実のとおり供述し、真摯に悔悟し、積極的に不正利得を返還し、損害結果の発生を回避し又は減少させた場合において、第1号に定める事情があるときは、軽く処罰し、減輕して処罰し、又は処罰を免除することができる、第2号又は第3号に定める事情があるときは、軽く処罰することができる。

第 1 項の罪を犯し、第 3 号に定める事情があつて死刑の執行猶予を言い渡された者に対しては、人民法院は、犯罪の情状等に応じて、同時に、その死刑の執行猶予の 2 年の期間満了後に法により無期懲役に減刑された後は終身監禁とし、減刑及び仮釈放をすることができない旨を決定することができる。

第三百八十四条

【原文】国家工作人员利用职务上的便利，挪用公款归个人使用，进行非法活动的，或者挪用公款数额较大、进行营利活动的，或者挪用公款数额较大、超过三个月未还的，是挪用公款罪，处五年以下有期徒刑或者拘役；情节严重的，处五年以上有期徒刑。挪用公款数额巨大不退还的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑。

挪用用于救灾、抢险、防汛、优抚、扶贫、移民、救济款物归个人使用的，从重处罚。

【訳文】国家業務人員が職務上の便宜を利用して公金を流用して個人の用途に充て、不法な活動を行ったとき、流用した公金の額が比較的大きく営利活動を行ったとき、又は流用した公金の額が比較的大きく 3 か月を超えて返還しないときは、公金流用罪であり、5 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が重いときは、5 年以上の有期徒刑に処する。流用した公金の額が巨額であり返還しないときは、10 年以上の有期徒刑又は無期懲役に処する。

災害救助、緊急救援、洪水防止、優遇援護、貧困扶助、移民又は救済に用いる金銭又は物資を流用して個人の用途に充てた者は、重く処罰する。

第三百八十五条

【原文】国家工作人员利用职务上的便利，索取他人财物的，或者非法收受他人财物，为他人谋取利益的，是受贿罪。

国家工作人员在经济往来中，违反国家规定，收受各种名义的回扣、手续费，归个人所有的，以受贿论处。

【訳文】国家業務人員が職務上の便宜を利用して、他人に財物を要求し、又は他人の財物を不法に収受して他人のために利益を図ったときは、収賄罪である。

国家業務人員が経済取引において、国家の規定に違反して、各種の名目によるリベート又は手数料を収受し、個人の所有に帰属させたときは、収賄として論ずる。

第三百八十六条

【原文】对犯受贿罪的，根据受贿所得数额及情节，依照本法 第三百八十三条的规定处罚。索贿的从重处罚。

【訳文】収賄罪を犯した者は、収賄所得の額及び情状に応じて、この法律第 383 条の規定により処罰する。賄賂を要求したときは、重く処罰する。

第三百八十七条

【原文】国家机关、国有公司、企业、事业单位、人民团体，索取、非法收受他人财物，为他人谋取利益，情节严重的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处三年以下有期徒刑或者拘役；情节特别严重的，处三年以上十年以下有期徒刑。
前款所列单位，在经济往来中，在帐外暗中收受各种名义的回扣、手续费的，以受贿论，依照前款的规定处罚。

【訳文】国家機関、国有の会社、企業、事業単位又は人民団体が、他人の財物を要求し又は不法に収受して他人のために利益を図り、情状が重いときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が特に重いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。
前項に掲げる法人その他の団体が、経済取引において、帳簿外で密かに各種の名目によるリベート又は手数料を収受したときは、収賄として論じ、前項の規定により処罰する。

第三百八十八条

【原文】国家工作人员利用本人职权或者地位形成的便利条件，通过其他国家工作人员职务上的行为，为请托人谋取不正当利益，索取请托人财物或者收受请托人财物的，以受贿论处。

【訳文】国家業務人員が、本人の職権又は地位により形成された便宜的条件を利用し、他の国家業務人員の職務上の行為を通じて、請託者のために不正な利益を図り、請託者に財物を要求し又は請託者の財物を収受したときは、収賄として論ずる。

第三百八十八条之一

【原文】国家工作人员的近亲属或者其他与该国家工作人员关系密切的人，通过该国家工作人员职务上的行为，或者利用该国家工作人员职权或者地位形成的便利条件，通过其他国家工作人员职务上的行为，为请托人谋取不正当利益，索取请托人财物或者收受请托人财物，数额较大或者有其他较重情节的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；数额巨大或者有其他严重情节的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金；数额特别巨大或者有其他特别严重情节的，处七年以上有期徒刑，并处罚金或者没收财产。

离职的国家工作人员或者其近亲属以及其他与其关系密切的人，利用该离职的国家工作人员原职权或者地位形成的便利条件实施前款行为的，依照前款的规定定罪处罚。

【訳文】国家業務人員の近親者その他当該国家業務人員と密接な関係を有する者が、当該国家業務人員の職務上の行為を通じて、又は当該国家業務人員の職権若しくは地位により形成された便宜的条件を利用して他の国家業務人員の職務上の行為を通じて、請託者のために不正な利益を図り、請託者に財物を要求し又は請託者の財物を収受し、その額が比較的大きく、又はその他の比較的重い情状があるときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。額が巨額であり、又はその他の重い情状があるときは、3年以上7年以下の有

期懲役に処し、罰金を併科する。額が特に巨額であり、又はその他の特に重い情状があるときは、7年以上の有期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

離職した国家業務人員又はその近親者その他その者と密接な関係を有する者が、当該離職した国家業務人員の元の職権又は地位により形成された便宜的条件を利用して前項の行為を実行したときは、前項の規定により罪を認定し処罰する。

第三百八十九条

【原文】为谋取不正当利益，给予国家工作人员以财物的，是行贿罪。

在经济往来中，违反国家规定，给予国家工作人员以财物，数额较大的，或者违反国家规定，给予国家工作人员以各种名义的回扣、手续费的，以行贿论处。

因被勒索给予国家工作人员以财物，没有获得不正当利益的，不是行贿。

【訳文】不正な利益を図るため、国家業務人員に財物を供与したときは、贈賄罪である。

経済取引において、国家の規定に違反して国家業務人員に財物を供与し、その額が比較的大きいとき、又は国家の規定に違反して国家業務人員に各種の名目によるリベート若しくは手数料を供与したときは、贈賄として論ずる。

恐喝されて国家業務人員に財物を供与し、不正な利益を得なかったときは、贈賄ではない。

第三百九十条

【原文】对犯行贿罪的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；因行贿谋取不正当利益，情节严重的，或者使国家利益遭受重大损失的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；情节特别严重的，或者使国家利益遭受特别重大损失的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑，并处罚金或者没收财产。

有下列情形之一的，从重处罚：

（一）多次行贿或者向多人行贿的；

（二）国家工作人员行贿的；

（三）在国家重点工程、重大项目中行贿的；

（四）为谋取职务、职级晋升、调整行贿的；

（五）对监察、行政执法、司法工作人员行贿的；

（六）在生态环境、财政金融、安全生产、食品药品、防灾救灾、社会保障、教育、医疗等领域行贿，实施违法犯罪活动的；

（七）将违法所得用于行贿的。

行贿人在被追诉前主动交待行贿行为的，可以从轻或者减轻处罚。其中，犯罪较轻的，对调查突破、侦破重大案件起关键作用的，或者有重大立功表现的，可以减轻或者免除处罚。

【訳文】贈賄罪を犯した者は、3年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。贈賄により不正な利益を図り、情状が重いとき、又は国家の利益に重大な損失を被らせたときは、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。情状が特に重いとき、又は国

家の利益に特に重大な損失を被らせたときは、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

次のいずれかに該当するときは、重く処罰する。

- (1) 多数回贈賄し、又は多数の者に贈賄したとき。
- (2) 国家業務人員が贈賄したとき。
- (3) 国家の重点工事又は重大プロジェクトにおいて贈賄したとき。
- (4) 職務又は職級の昇進若しくは調整を図るために贈賄したとき。
- (5) 監察、行政法執行又は司法の業務人員に贈賄したとき。
- (6) 生態環境、財政金融、安全生産、食品医薬品、防災・災害救助、社会保障、教育、医療等の分野において贈賄し、違法犯罪活動を実行したとき。
- (7) 違法所得を贈賄に用いたとき。

贈賄者が訴追される前に自ら贈賄行為を供述したときは、軽く処罰し又は減輕して処罰することができる。そのうち、犯罪が比較的軽いとき、調査の突破口を開き若しくは重大事件の解決に決定的な役割を果たしたとき、又は重大な功績があるときは、処罰を減輕し又は免除することができる。

第三百九十条之一

【原文】为谋取不正当利益，向国家工作人员的近亲属或者其他与该国家工作人员关系密切的人，或者向离职的国家工作人员或者其近亲属以及其他与其关系密切的人行贿的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；情节严重的，或者使国家利益遭受重大损失的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金；情节特别严重的，或者使国家利益遭受特别重大损失的，处七年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金。

【訳文】不正な利益を図るため、国家業務人員の近親者その他当該国家業務人員と密接な関係を有する者に対し、又は離職した国家業務人員若しくはその近親者その他その者と密接な関係を有する者に対して贈賄した者は、3年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。情状が重いとき、又は国家の利益に重大な損失を被らせたときは、3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。情状が特に重いとき、又は国家の利益に特に重大な損失を被らせたときは、7年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、3年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。

第三百九十一条

【原文】为谋取不正当利益，给予国家机关、国有公司、企业、事业单位、人民团体以财物的，或者在经济往来中，违反国家规定，给予各种名义的回扣、手续费的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】不正な利益を図るため、国家機関、国有の会社、企業、事業単位若しくは人民団体に財物を供与し、又は経済取引において国家の規定に違反して各種の名目によるリベート若しくは手数料を供与した者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

法人その他の団体が前項の罪を犯したときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第三百九十二条

【原文】向国家工作人员介绍贿赂，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金。介绍贿赂人在被追诉前主动交待介绍贿赂行为的，可以减轻处罚或者免除处罚。

【訳文】国家業務人員への賄賂を仲介し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。

賄賂の仲介者が訴追される前に自ら賄賂の仲介行為を供述したときは、処罰を減輕し又は免除することができる。

第三百九十三条

【原文】单位为谋取不正当利益而行贿，或者违反国家规定，给予国家工作人员以回扣、手续费，情节严重的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处罚金；情节特别严重的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金。因行贿取得的违法所得归个人所有的，依照本法第三百八十九条、第三百九十条的规定定罪处罚。

【訳文】法人その他の団体が不正な利益を図るために贈賄し、又は国家の規定に違反して国家業務人員にリベート若しくは手数料を供与し、情状が重いときは、法人その他の団体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。情状が特に重いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。贈賄により得た違法所得が個人の所有に帰属したときは、この法律第389条及び第390条の規定により罪を認定し処罰する。

第三百九十四条

【原文】国家工作人员在国内公务活动或者对外交往中接受礼物，依照国家规定应当交公而不交公，数额较大的，依照本法第三百八十二条、第三百八十三条的规定定罪处罚。

【訳文】国家業務人員が国内の公務活動又は対外交流において贈答品を受け取り、国家の規定により公に引き渡すべきであるのに引き渡さず、その額が比較的大きいときは、この法律第 382 条及び第 383 条の規定により罪を認定し処罰する。

第三百九十五条

【原文】国家工作人员的财产、支出明显超过合法收入，差额巨大的，可以责令该国家工作人员说明来源，不能说明来源的，差额部分以非法所得论，处五年以下有期徒刑或者拘役；差额特别巨大的，处五年以上十年以下有期徒刑。财产的差额部分予以追缴。

国家工作人员在境外的存款，应当依照国家规定申报。数额较大、隐瞒不报的，处二年以下有期徒刑或者拘役；情节较轻的，由其所在单位或者上级主管机关酌情给予行政处分。

【訳文】国家業務人員の財産又は支出が合法的な収入を明らかに超え、その差額が巨額であるときは、当該国家業務人員にその出所を説明するよう命ずることができる。出所を説明することができないときは、差額部分を不法所得として論じ、5 年以下の有期懲役又は拘役に処する。差額が特に巨額であるときは、5 年以上 10 年以下の有期懲役に処する。財産の差額部分は、追徴する。

国家業務人員の境外における預金は、国家の規定により申告しなければならない。その額が比較的大きく、隠して申告しなかったときは、2 年以下の有期懲役又は拘役に処する。情状が比較的軽いときは、その所属する法人その他の団体又は上級主管機関が情状を酌んで行政処分を科する。

第三百九十六条

【原文】国家机关、国有公司、企业、事业单位、人民团体，违反国家规定，以单位名义将国有资产集体私分给个人，数额较大的，对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处三年以下有期徒刑或者拘役，并处或者单处罚金；数额巨大的，处三年以上七年以下有期徒刑，并处罚金。

司法机关、行政执法机关违反国家规定，将应当上缴国家的罚没财物，以单位名义集体私分给个人的，依照前款的规定处罚。

【訳文】国家機関、国有の会社、企業、事業単位又は人民団体が、国家の規定に違反して、法人その他の団体の名義で国有資産を集団で個人に私的に分配し、その額が比較的大きいときは、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、3 年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。額が巨額であるときは、3 年以上 7 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

司法機関又は行政法執行機関が、国家の規定に違反して、国家に上納すべき罰没財物を法人その他の団体の名義で集団で個人に私的に分配したときは、前項の規定により処罰する。

第9章 汚職瀆職の罪（瀆職罪）（第九章 渎职罪）

第三百九十七条

【原文】国家机关工作人员滥用职权或者玩忽职守，致使公共财产、国家和人民利益遭受重大损失的，处三年以下有期徒刑或者拘役；情节特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑。本法另有规定的，依照规定。

国家机关工作人员徇私舞弊，犯前款罪的，处五年以下有期徒刑或者拘役；情节特别严重的，处五年以上十年以下有期徒刑。本法另有规定的，依照规定。

【訳文】国家機関業務人員が職権を濫用し、又は職務を怠り、公共財産並びに国家及び人民の利益に重大な損失を被らせたときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が特に重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。この法律に別段の定めがあるときは、その定めによる。

国家機関業務人員が私情にとらわれて不正を行い、前項の罪を犯したときは、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が特に重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。この法律に別段の定めがあるときは、その定めによる。

第三百九十八条

【原文】国家机关工作人员违反保守国家秘密法的规定，故意或者过失泄露国家秘密，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役；情节特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑。

非国家机关工作人员犯前款罪的，依照前款的规定酌情处罚。

【訳文】国家機関業務人員が国家秘密保護法の規定に違反し、故意又は過失により国家秘密を漏洩し、情状が重いときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が特に重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

国家機関業務人員でない者が前項の罪を犯したときは、前項の規定により情状を酌んで処罰する。

第三百九十九条

【原文】司法工作人员徇私枉法、徇情枉法，对明知是无罪的人而使他受追诉、对明知是有罪的人而故意包庇不使他受追诉，或者在刑事审判活动中故意违背事实和法律作枉法裁判的，处五年以下有期徒刑或者拘役；情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑；情节特别严重的，处十年以上有期徒刑。

在民事、行政审判活动中故意违背事实和法律作枉法裁判，情节严重的，处五年以下有期徒刑或者拘役；情节特别严重的，处五年以上十年以下有期徒刑。

在执行判决、裁定活动中，严重不负责任或者滥用职权，不依法采取诉讼保全措施、不履行法定执行职责，或者违法采取诉讼保全措施、强制执行措施，致使当事人或者其他人的利益遭受重大损失的，处五年以下有期徒刑或者拘役；致使当事人或者其他人的利益遭受特别重大损失的，处五年以上十年以下有期徒刑。

司法工作人员收受贿赂，有前三款行为的，同时又构成本法第三百八十五条规定之罪的，依照处罚较重的规定定罪处罚。

【訳文】司法業務人員が、私情又は人情にとらわれて法を曲げ、無罪であることを知りながらその者に訴追を受けさせ、有罪であることを知りながら故意にかばってその者に訴追を受けさせず、又は刑事裁判活動において故意に事実及び法律に反して法を曲げた裁判をしたときは、5 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が重いときは、5 年以上 10 年以下の有期徒刑に処する。情状が特に重いときは、10 年以上の有期徒刑に処する。

民事又は行政の裁判活動において故意に事実及び法律に反して法を曲げた裁判をし、情状が重いときは、5 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が特に重いときは、5 年以上 10 年以下の有期徒刑に処する。

判決又は裁定の執行活動において、著しい無責任により又は職権を濫用して、法に従った訴訟保全措置をとらず、法定の執行職責を履行せず、又は違法に訴訟保全措置若しくは強制執行措置をとり、当事者その他の者の利益に重大な損失を被らせたときは、5 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。当事者その他の者の利益に特に重大な損失を被らせたときは、5 年以上 10 年以下の有期徒刑に処する。

司法業務人員が賄賂を收受し、前 3 項の行為をし、同時にこの法律第 385 条に定める罪をも構成するときは、処罰のより重い規定により罪を認定し処罰する。

第三百九十九条之一

【原文】依法承担仲裁职责的人员，在仲裁活动中故意违背事实和法律作枉法裁决，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役；情节特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】法により仲裁の職責を担う者が、仲裁活動において故意に事実及び法律に反して法を曲げた裁決をし、情状が重いときは、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が特に重いときは、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処する。

第四百条

【原文】司法工作人员私放在押的犯罪嫌疑人、被告人或者罪犯的，处五年以下有期徒刑或者拘役；情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑；情节特别严重的，处十年以上有期徒刑。司法工作人员由于严重不负责任，致使在押的犯罪嫌疑人、被告人或者罪犯脱逃，造成严重后果的，处三年以下有期徒刑或者拘役；造成特别严重后果的，处三年以上十年以下有期徒刑。

【訳文】司法業務人員が拘禁中の被疑者、被告人又は受刑者をほしいままに釈放したときは、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。情状が特に重いときは、10年以上の有期徒刑に処する。

司法業務人員が著しい無責任により拘禁中の被疑者、被告人又は受刑者を逃走させ、重大な結果を生じさせたときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。特に重大な結果を生じさせたときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。

第四百零一条

【原文】司法工作人员徇私舞弊，对不符合减刑、假释、暂予监外执行条件的罪犯，予以减刑、假释或者暂予监外执行的，处三年以下有期徒刑或者拘役；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】司法業務人員が私情にとらわれて不正を行い、減刑、仮釈放又は一時的監獄外執行の要件に適合しない受刑者に対して、減刑、仮釈放又は一時的監獄外執行をしたときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第四百零二条

【原文】行政执法人员徇私舞弊，对依法应当移交司法机关追究刑事责任的不移交，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役；造成严重后果的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】行政法執行人員が私情にとらわれて不正を行い、法により司法機関に移送して刑事責任を追及すべきものを移送せず、情状が重いときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。重大な結果を生じさせたときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第四百零三条

【原文】国家有关主管部门的国家机关工作人员，徇私舞弊，滥用职权，对不符合法律规定条件的公司设立、登记申请或者股票、债券发行、上市申请，予以批准或者登记，致使公共财产、国家和人民利益遭受重大损失的，处五年以下有期徒刑或者拘役。

上级部门强令登记机关及其工作人员实施前款行为的，对其直接负责的主管人员，依照前款的规定处罚。

【訳文】国家の関係主管部門の国家機関業務人員が、私情にとらわれて不正を行い、職権を濫用して、法律に定める要件に適合しない会社の設立若しくは登記の申請又は株式若しくは債券の発行若しくは上場の申請について承認し又は登記し、公共財産並びに国家及び人民の利益に重大な損失を被らせたときは、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

上級部門が登記機関及びその職員に前項の行為の実行を強要したときは、その直接責任を負う主管者を前項の規定により処罰する。

第四百零四条

【原文】税务机关的工作人员徇私舞弊，不征或者少征应征税款，致使国家税收遭受重大损失的，处五年以下有期徒刑或者拘役；造成特别重大损失的，处五年以上有期徒刑。

【訳文】税務機関の職員が私情にとらわれて不正を行い、徴収すべき税額を徴収せず又は過少に徴収し、国家の税収に重大な損失を被らせたときは、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。特に重大な損失を生じさせたときは、5年以上の有期徒刑に処する。

第四百零五条

【原文】税务机关的工作人员违反法律、行政法规的规定，在办理发售发票、抵扣税款、出口退税工作中，徇私舞弊，致使国家利益遭受重大损失的，处五年以下有期徒刑或者拘役；致使国家利益遭受特别重大损失的，处五年以上有期徒刑。

其他国家机关工作人员违反国家规定，在提供出口货物报关单、出口收汇核销单等出口退税凭证的工作中，徇私舞弊，致使国家利益遭受重大损失的，依照前款的规定处罚。

【訳文】税務機関の職員が法律又は行政法規の規定に違反して、インボイスの発売、税額控除又は輸出還付税の事務処理において私情にとらわれて不正を行い、国家の利益に重大な損失を被らせたときは、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。国家の利益に特に重大な損失を被らせたときは、5年以上の有期徒刑に処する。

その他の国家機関業務人員が国家の規定に違反して、輸出貨物の通関申告書、輸出外貨受領消込書等の輸出還付税の証憑を提供する業務において私情にとらわれて不正を行い、国家の利益に重大な損失を被らせたときは、前項の規定により処罰する。

第四百零六条

【原文】国家机关工作人员在签订、履行合同过程中，因严重不负责任被诈骗，致使国家利益遭受重大损失的，处三年以下有期徒刑或者拘役；致使国家利益遭受特别重大损失的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】国家機関業務人員が契約の締結又は履行の過程において、著しい無責任により詐欺に遭い、国家の利益に重大な損失を被らせたときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。国家の利益に特に重大な損失を被らせたときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第四百零七条

【原文】林业主管部门的工作人员违反森林法的规定，超过批准的年采伐限额发放林木采伐许可证或者违反规定滥发林木采伐许可证，情节严重，致使森林遭受严重破坏的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】林業主管部門の職員が森林法の規定に違反して、承認された年間伐採限度量を超えて林木伐採許可証を発給し、又は規定に違反して林木伐採許可証を濫発し、情状が重く、森林に重大な破壊を被らせたときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第四百零八条

【原文】负有环境保护监督管理职责的国家机关工作人员严重不负责任，导致发生重大环境污染事故，致使公私财产遭受重大损失或者造成人身伤亡的严重后果的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】環境保護の監督管理の職責を負う国家機関業務人員が著しく無責任で、重大な環境汚染事故を発生させ、公私の財産に重大な損失を被らせ、又は人の死傷という重大な結果を生じさせたときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第四百零八条之一

【原文】负有食品药品安全监督管理职责的国家机关工作人员，滥用职权或者玩忽职守，有下列情形之一，造成严重后果或者有其他严重情节的，处五年以下有期徒刑或者拘役；造成特别严重后果或者有其他特别严重情节的，处五年以上十年以下有期徒刑：

- （一）瞒报、谎报食品安全事故、药品安全事件的；
- （二）对发现的严重食品药品安全违法行为未按规定查处的；
- （三）在药品和特殊食品审批审评过程中，对不符合条件的申请准予许可的；
- （四）依法应当移交司法机关追究刑事责任不移交的；
- （五）有其他滥用职权或者玩忽职守行为的。

徇私舞弊犯前款罪的，从重处罚。

【訳文】食品医薬品の安全の監督管理の職責を負う国家機関業務人員が、職権を濫用し又は職務を怠り、次のいずれかに該当し、重大な結果を生じさせ、又はその他の重い情状があるときは、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。特に重大な結果を生じさせ、又はその他の特に重い情状があるときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。

- （1）食品安全事故又は医薬品安全事件を隠して報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。
- （2）発見した重大な食品医薬品安全違法行為について規定どおりに調査処分しなかったとき。
- （3）医薬品及び特殊食品の審査承認及び審査評価の過程において、要件に適合しない申請に許可を与えたとき。
- （4）法により司法機関に移送して刑事責任を追及すべきものを移送しなかったとき。
- （5）その他の職権を濫用し又は職務を怠る行為があるとき。

私情にとらわれて不正を行い前項の罪を犯したときは、重く処罰する。

第四百零九条

【原文】从事传染病防治的政府卫生行政部门的工作人员严重不负责任，导致传染病传播或者流行，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】伝染病の予防治療に従事する政府の衛生行政部門の職員が著しく無責任で、伝染病の伝播又は流行を引き起こし、情状が重いときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第四百一十条

【原文】国家机关工作人员徇私舞弊，违反土地管理法规，滥用职权，非法批准征收、征用、占用土地，或者非法低价出让国有土地使用权，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役；致使国家或者集体利益遭受特别重大损失的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】国家機関業務人員が私情にとらわれて不正を行い、土地管理法規に違反し、職権を濫用して、土地の収用、徴用若しくは占有を不法に承認し、又は国有土地使用権を不法に低価で譲渡し、情状が重いときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。国家又は集団の利益に特に重大な損失を被らせたときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第四百一十一条

【原文】海关工作人员徇私舞弊，放纵走私，情节严重的，处五年以下有期徒刑或者拘役；情节特别严重的，处五年以上有期徒刑。

【訳文】税関の職員が私情にとらわれて不正を行い、密輸を見逃し、情状が重いときは、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が特に重いときは、5年以上の有期徒刑に処する。

第四百一十二条

【原文】国家商检部门、商检机构的工作人员徇私舞弊，伪造检验结果的，处五年以下有期徒刑或者拘役；造成严重后果的，处五年以上十年以下有期徒刑。

前款所列人员严重不负责任，对应当检验的物品不检验，或者延误检验出证、错误出证，致使国家利益遭受重大损失的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】国家の商品検査部門又は商品検査機構の職員が私情にとらわれて不正を行い、検査結果を偽造したときは、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。重大な結果を生じさせたときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。

前項に掲げる者が著しく無責任で、検査すべき物品を検査せず、又は検査証明の発行を遅延し若しくは誤った証明を発行し、国家の利益に重大な損失を被らせたときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第四百一十三条

【原文】动植物检疫机关的检疫人员徇私舞弊，伪造检疫结果的，处五年以下有期徒刑或者拘役；造成严重后果的，处五年以上十年以下有期徒刑。

前款所列人员严重不负责任，对应当检疫的检疫物不检疫，或者延误检疫出证、错误出证，致使国家利益遭受重大损失的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】動植物検疫機関の検疫職員が私情にとらわれて不正を行い、検疫結果を偽造したときは、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。重大な結果を生じさせたときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。

前項に掲げる者が著しく無責任で、検疫すべき検疫物を検疫せず、又は検疫証明の発行を遅延し若しくは誤った証明を発行し、国家の利益に重大な損失を被らせたときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第四百一十四条

【原文】对生产、销售伪劣商品犯罪行为负有追究责任的国家机关工作人员，徇私舞弊，不履行法律规定的追究职责，情节严重的，处五年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】偽造・粗悪商品の生産又は販売の犯罪行為について追及の責任を負う国家機関業務人員が、私情にとらわれて不正を行い、法律に定める追及の職責を履行せず、情状が重いときは、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第四百一十五条

【原文】负责办理护照、签证以及其他出入境证件的国家机关工作人员，对明知是企图偷越国（边）境的人员，予以办理出入境证件的，或者边防、海关等国家机关工作人员，对明知是偷越国（边）境的人员，予以放行的，处三年以下有期徒刑或者拘役；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】旅券、査証その他の出入国証明書の事務処理を担当する国家機関業務人員が、国（辺）境を不法に越えようと企てる者であることを知りながら出入国証明書を発給し、又は辺境防衛、税関等の国家機関業務人員が、国（辺）境を不法に越える者であることを知りながら通過させたときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第四百一十六条

【原文】对被拐卖、绑架的妇女、儿童负有解救职责的国家机关工作人员，接到被拐卖、绑架的妇女、儿童及其家属的解救要求或者接到其他人的举报，而对被拐卖、绑架的妇女、儿童不进行解救，造成严重后果的，处五年以下有期徒刑或者拘役。

负有解救职责的国家机关工作人员利用职务阻碍解救的，处二年以上七年以下有期徒刑；情节较轻的，处二年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】誘拐売買され又は略取された女性又は児童を救出する職責を負う国家機関業務人員が、誘拐売買され若しくは略取された女性若しくは児童及びその家族から救出の要請を受け、又はその他の者からの通報を受けたのに、誘拐売買され又は略取された女性又は児童を救出せず、重大な結果を生じさせたときは、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。救出の職責を負う国家機関業務人員が職務を利用して救出を妨げたときは、2年以上7年以下の有期徒刑に処する。情状が比較的軽いときは、2年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第四百一十七条

【原文】有查禁犯罪活动职责的国家机关工作人员，向犯罪分子通风报信、提供便利，帮助犯罪分子逃避处罚的，处三年以下有期徒刑或者拘役；情节严重的，处三年以上十年以下有期徒刑。

【訳文】犯罪活動を取り締まる職責を有する国家機関業務人員が、犯罪者に情報を漏らし又は便宜を提供し、犯罪者が処罰を免れることを援助したときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が重いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。

第四百一十八条

【原文】国家机关工作人员在招收公务员、学生工作中徇私舞弊，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】国家機関業務人員が公務員又は学生の募集業務において私情にとらわれて不正を行い、情状が重いときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第四百一十九条

【原文】国家机关工作人员严重不负责任，造成珍贵文物损毁或者流失，后果严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】国家機関業務人員が著しく無責任で、貴重な文化財を損壊させ又は流出させ、結果が重大であるときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第10章 軍人の職責違反の罪（第十章 军人违反职责罪）

第四百二十条

【原文】军人违反职责，危害国家军事利益，依照法律应当受刑罚处罚的行为，是军人违反职责罪。

【訳文】軍人が職責に違反し、国家の軍事的利益に危害を及ぼす行為で、法律により刑罰を科すべきものは、軍人の職責違反の罪である。

第四百二十一条

【原文】战时违抗命令，对作战造成危害的，处三年以上十年以下有期徒刑；致使战斗、战役遭受重大损失的，处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑。

【訳文】戦時において命令に違反し、作戦に危害を及ぼした者は、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。戦闘又は戦役に重大な損失を被らせたときは、10年以上の有期徒刑、無期徒刑又は死刑に処する。

第四百二十二条

【原文】故意隐瞒、谎报军情或者拒传、假传军令，对作战造成危害的，处三年以上十年以下有期徒刑；致使战斗、战役遭受重大损失的，处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑。

【訳文】故意に軍事情報を隠し若しくは虚偽の報告をし、又は軍令の伝達を拒み若しくは偽りの軍令を伝え、作戦に危害を及ぼした者は、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。戦闘又は戦役に重大な損失を被らせたときは、10年以上の有期徒刑、無期徒刑又は死刑に処する。

第四百二十三条

【原文】在战场上贪生怕死，自动放下武器投降敌人的，处三年以上十年以下有期徒刑；情节严重的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑。

投降后为敌人效劳的，处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑。

【訳文】戦場において生に執着し死を恐れて、自ら武器を捨てて敵に投降した者は、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。情状が重いときは、10年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処する。

投降後に敵のために働いた者は、10年以上の有期徒刑、無期徒刑又は死刑に処する。

第四百二十四条

【原文】战时临阵脱逃的，处三年以下有期徒刑；情节严重的，处三年以上十年以下有期徒刑；致使战斗、战役遭受重大损失的，处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑。

【訳文】戦時において敵前逃亡した者は、3年以下の有期徒刑に処する。情状が重いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。戦闘又は戦役に重大な損失を被らせたときは、10年以上の有期徒刑、無期徒刑又は死刑に処する。

第四百二十五条

【原文】指挥人员和值班、值勤人员擅离职守或者玩忽职守，造成严重后果的，处三年以下有期徒刑或者拘役；造成特别严重后果的，处三年以上七年以下有期徒刑。

战时犯前款罪的，处五年以上有期徒刑。

【訳文】指揮者及び当直又は勤務中の者が、無断で職務を離れ、又は職務を怠り、重大な結果を生じさせたときは、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。特に重大な結果を生じさせたときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

戦時において前項の罪を犯した者は、5年以上の有期徒刑に処する。

第四百二十六条

【原文】以暴力、威胁方法，阻碍指挥人员或者值班、值勤人员执行职务的，处五年以下有期徒刑或者拘役；情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑；情节特别严重的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑。战时从重处罚。

【訳文】暴力又は威嚇の方法により指揮者又は当直若しくは勤務中の者の職務の執行を妨げた者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。情状が特に重いときは、10年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処する。戦時においては、重く処罰する。

第四百二十七条

【原文】滥用职权，指使部属进行违反职责的活动，造成严重后果的，处五年以下有期徒刑或者拘役；情节特别严重的，处五年以上十年以下有期徒刑。

【訳文】職権を濫用し、部下に指図して職責に違反する活動を行わせ、重大な結果を生じさせた者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が特に重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。

第四百二十八条

【原文】指挥人员违抗命令，临阵畏缩，作战消极，造成严重后果的，处五年以下有期徒刑；致使战斗、战役遭受重大损失或者有其他特别严重情节的，处五年以上有期徒刑。

【訳文】指揮者が命令に違反し、敵を前にしてひるみ、作戦に消極的で、重大な結果を生じさせたときは、5年以下の有期徒刑に処する。戦闘若しくは戦役に重大な損失を被らせ、又はその他の特に重い情状があるときは、5年以上の有期徒刑に処する。

第四百二十九条

【原文】在战场上明知友邻部队处境危急请求救援，能救援而不救援，致使友邻部队遭受重大损失的，对指挥人员，处五年以下有期徒刑。

【訳文】戦場において友軍部隊が危急の状況にあって救援を求めていることを知りながら、救援することができるのに救援せず、友軍部隊に重大な損失を被らせたときは、指揮者は、5年以下の有期徒刑に処する。

第四百三十条

【原文】在履行公务期间，擅离岗位，叛逃境外或者在境外叛逃，危害国家军事利益的，处五年以下有期徒刑或者拘役；情节严重的，处五年以上有期徒刑。

驾驶航空器、舰船叛逃的，或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑。

【訳文】公務の遂行中に、無断で持ち場を離れ、境外へ逃亡して寝返り、又は境外で逃亡して寝返り、国家の軍事的利益に危害を及ぼした者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が重いときは、5年以上の有期徒刑に処する。

航空機若しくは艦船を操縦して逃亡し寝返り、又はその他の特に重い情状があるときは、10年以上の有期徒刑、無期徒刑又は死刑に処する。

第四百三十一条

【原文】以窃取、刺探、收买方法，非法获取军事秘密的，处五年以下有期徒刑；情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑；情节特别严重的，处十年以上有期徒刑。

为境外的机构、组织、人员窃取、刺探、收买、非法提供军事秘密的，处五年以上十年以下有期徒刑；情节严重的，处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑。

【訳文】窃取、探知又は買収の方法により軍事秘密を不法に取得した者は、5年以下の有期徒刑に処する。情状が重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。情状が特に重いときは、10年以上の有期徒刑に処する。

境外の機構、組織又は人員のために軍事秘密を窃取し、探知し、買収し又は不法に提供した者は、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。情状が重いときは、10年以上の有期徒刑、無期徒刑又は死刑に処する。

第四百三十二条

【原文】违反保守国家秘密法规，故意或者过失泄露军事秘密，情节严重的，处五年以下有期徒刑或者拘役；情节特别严重的，处五年以上十年以下有期徒刑。

战时犯前款罪的，处五年以上十年以下有期徒刑；情节特别严重的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑。

【訳文】国家秘密保護法規に違反し、故意又は過失により軍事秘密を漏洩し、情状が重い者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が特に重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。

戦時において前項の罪を犯した者は、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。情状が特に重いときは、10年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処する。

第四百三十三条

【原文】战时造谣惑众，动摇军心的，处三年以下有期徒刑；情节严重的，处三年以上十年以下有期徒刑；情节特别严重的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑。

【訳文】戦時においてデマを流して大衆を惑わし、軍の士気を動揺させた者は、3年以下の有期徒刑に処する。情状が重いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。情状が特に重いときは、10年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処する。

第四百三十四条

【原文】战时自伤身体，逃避军事义务的，处三年以下有期徒刑；情节严重的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】戦時において自らの身体を傷つけ、軍事上の義務を免れた者は、3年以下の有期徒刑に処する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第四百三十五条

【原文】违反兵役法规，逃离部队，情节严重的，处三年以下有期徒刑或者拘役。战时犯前款罪的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】兵役法規に違反して部隊から離脱し、情状が重い者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

戦時において前項の罪を犯した者は、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第四百三十六条

【原文】违反武器装备使用规定，情节严重，因而发生责任事故，致人重伤、死亡或者造成其他严重后果的，处三年以下有期徒刑或者拘役；后果特别严重的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】武器装備の使用規定に違反し、情状が重く、よって責任事故を発生させ、人に重傷を負わせ若しくは死亡させ、又はその他の重大な結果を生じさせた者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。結果が特に重大であるときは、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第四百三十七条

【原文】违反武器装备管理规定，擅自改变武器装备的编配用途，造成严重后果的，处三年以下有期徒刑或者拘役；造成特别严重后果的，处三年以上七年以下有期徒刑。

【訳文】武器装備の管理規定に違反し、無断で武器装備の編成配備上の用途を変更し、重大な結果を生じさせた者は、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。特に重大な結果を生じさせたときは、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処する。

第四百三十八条

【原文】盗窃、抢夺武器装备或者军用物资的，处五年以下有期徒刑或者拘役；情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑；情节特别严重的，处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑。盗窃、抢夺枪支、弹药、爆炸物的，依照本法第一百二十七条的规定处罚。

【訳文】武器装備又は軍用物資を窃取し又はひったくった者は、5 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が重いときは、5 年以上 10 年以下の有期徒刑に処する。情状が特に重いときは、10 年以上の有期徒刑、無期徒刑又は死刑に処する。

銃器、弾薬又は爆発物を窃取し又はひったくった者は、この法律第 127 条の規定により処罰する。

第四百三十九条

【原文】非法出卖、转让军队武器装备的，处三年以上十年以下有期徒刑；出卖、转让大量武器装备或者有其他特别严重情节的，处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑。

【訳文】軍隊の武器装備を不法に売却し又は譲渡した者は、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処する。大量の武器装備を売却し若しくは譲渡し、又はその他の特に重い情状があるときは、10 年以上の有期徒刑、無期徒刑又は死刑に処する。

第四百四十条

【原文】违抗命令，遗弃武器装备的，处五年以下有期徒刑或者拘役；遗弃重要或者大量武器装备的，或者其他严重情节的，处五年以上有期徒刑。

【訳文】命令に違反して武器装備を遺棄した者は、5 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。重要な若しくは大量の武器装備を遺棄し、又はその他の重い情状があるときは、5 年以上の有期徒刑に処する。

第四百四十一条

【原文】遗失武器装备，不及时报告或者其他严重情节的，处三年以下有期徒刑或者拘役。

【訳文】武器装備を紛失し、速やかに報告せず、又はその他の重い情状がある者は、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処する。

第四百四十二条

【原文】违反规定，擅自出卖、转让军队房地产，情节严重的，对直接责任人员，处三年以下有期徒刑或者拘役；情节特别严重的，处三年以上十年以下有期徒刑。

【訳文】規定に違反して、無断で軍隊の不動産を売却し又は譲渡し、情状が重いときは、直接責任者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。情状が特に重いときは、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。

第四百四十三条

【原文】滥用职权，虐待部属，情节恶劣，致人重伤或者造成其他严重后果的，处五年以下有期徒刑或者拘役；致人死亡的，处五年以上有期徒刑。

【訳文】職権を濫用して部下を虐待し、情状が悪質で、人に重傷を負わせ、又はその他の重大な結果を生じさせた者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。人を死亡させたときは、5年以上の有期徒刑に処する。

第四百四十四条

【原文】在战场上故意遗弃伤病军人，情节恶劣的，对直接责任人员，处五年以下有期徒刑。

【訳文】戦場において負傷し又は病気の軍人を故意に遺棄し、情状が悪質であるときは、直接責任者は、5年以下の有期徒刑に処する。

第四百四十五条

【原文】战时在救护治疗职位上，有条件救治而拒不救治危重伤病军人的，处五年以下有期徒刑或者拘役；造成伤病军人重残、死亡或者有其他严重情节的，处五年以上十年以下有期徒刑。

【訳文】戦時において救護治療の職にありながら、救護治療する条件があるのに、危篤状態の負傷し又は病気の軍人の救護治療を拒んだ者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処する。負傷し又は病気の軍人に重度の障害を負わせ若しくは死亡させ、又はその他の重い情状があるときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。

第四百四十六条

【原文】战时在军事行动地区，残害无辜居民或者掠夺无辜居民财物的，处五年以下有期徒刑；情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑；情节特别严重的，处十年以上有期徒刑、无期徒刑或者死刑。

【訳文】戦時において軍事行動地域で無辜の住民を殺傷し、又は無辜の住民の財物を略奪した者は、5年以下の有期徒刑に処する。情状が重いときは、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。情状が特に重いときは、10年以上の有期徒刑、無期徒刑又は死刑に処する。

第四百四十七条

【原文】私放俘虏的，处五年以下有期徒刑；私放重要俘虏、私放俘虏多人或者有其他严重情节的，处五年以上有期徒刑。

【訳文】捕虜をほしいままに釈放した者は、5年以下の有期徒刑に処する。重要な捕虜をほしいままに釈放し、多数の捕虜をほしいままに釈放し、又はその他の重い情状があるときは、5年以上の有期徒刑に処する。

第四百四十八条

【原文】虐待俘虏，情节恶劣的，处三年以下有期徒刑。

【訳文】捕虜を虐待し、情状が悪質である者は、3年以下の有期徒刑に処する。

第四百四十九条

【原文】在战时，对被判处三年以下有期徒刑没有现实危险宣告缓刑的犯罪军人，允许其戴罪立功，确有立功表现时，可以撤销原判刑罚，不以犯罪论处。

【訳文】戦時において、3年以下の有期徒刑を言い渡され、現実の危険がないため執行猶予を宣告された罪を犯した軍人に対しては、罪を負ったまま功績を立てることを認め、確かに功績を立てたときは、原判決の刑罰を取り消し、犯罪として論じないことができる。

第四百五十条

【原文】本章适用于中国人民解放军的现役军官、文职干部、士兵及具有军籍的学员和中国人民武装警察部队的现役警官、文职干部、士兵及具有军籍的学员以及文职人员、执行军事任务的预备役人员和其他人员。

【訳文】この章は、中国人民解放軍の現役の将校、文職幹部、兵士及び軍籍を有する學員、中国人民武装警察部隊の現役の警察官、文職幹部、兵士及び軍籍を有する學員並びに文職人員、軍事任務を遂行する予備役人員その他の者に適用する。

第四百五十一条

【原文】本章所称战时，是指国家宣布进入战争状态、部队受领作战任务或者遭敌突然袭击时。

部队执行戒严任务或者处置突发性暴力事件时，以战时论。

【訳文】 この章において戦時とは、国家が戦争状態に入ったことを宣言したとき、部隊が作戦任務を受領したとき、又は敵の奇襲を受けたときをいう。
部隊が戒厳任務を遂行し、又は突発的な暴力事件に対処するときは、戦時として論ずる。

附則（附 則）

第四百五十二条

【原文】 本法自1997年10月1日起施行。

列于本法附件一的全国人民代表大会常务委员会制定的条例、补充规定和决定，已纳入本法或者已不适用，自本法施行之日起，予以废止。

列于本法附件二的全国人民代表大会常务委员会制定的补充规定和决定予以保留。其中，有关行政处罚和行政措施的规定继续有效；有关刑事责任的规定已纳入本法，自本法施行之日起，适用本法规定。

【訳文】 この法律は、1997年10月1日から施行する。

この法律の附件一に掲げる全国人民代表大会常務委員会が制定した条例、補充規定及び決定は、この法律に取り入れられ、又は既に適用されないものとなったため、この法律の施行の日から廃止する。

この法律の附件二に掲げる全国人民代表大会常務委員会が制定した補充規定及び決定は、存置する。そのうち、行政处罚及び行政措置に関する規定は引き続き効力を有する。刑事責任に関する規定はこの法律に取り入れられたため、この法律の施行の日から、この法律の規定を適用する。

附件一（附件一）

原文 全国人民代表大会常务委员会制定的下列条例、补充规定和决定，已纳入本法或者已不适用，自本法施行之日起，予以废止：

訳文 全国人民代表大会常務委員会が制定した次の条例、補充規定及び決定は、この法律に取り入れられ、又は既に適用されないものとなったため、この法律の施行の日から廃止する。

原文 1. 中华人民共和国惩治军人违反职责罪暂行条例

訳文 1. 中華人民共和國軍人の職責違反の罪の処罰に関する暫定条例

原文 2. 关于严惩严重破坏经济的罪犯的决定

訳文 2. 経済を重大に破壊した犯罪者の厳罰に関する決定

原文 3. 关于严惩严重危害社会治安的犯罪分子的决定

訳文 3. 社会治安に重大な危害を及ぼした犯罪者の厳罰に関する決定

原文 4. 关于惩治走私罪的补充规定

訳文 4. 密輸罪の処罰に関する補充規定

原文 5. 关于惩治贪污罪贿赂罪的补充规定

訳文 5. 汚職罪及び賄賂罪の処罰に関する補充規定

原文 6. 关于惩治泄露国家秘密犯罪的补充规定

訳文 6. 国家秘密漏洩犯罪の処罰に関する補充規定

原文 7. 关于惩治捕杀国家重点保护的珍贵、濒危野生动物犯罪的补充规定 8. 关于惩治侮辱中华人民共和国国旗国徽罪的决定

訳文 7. 国家が重点的に保護する貴重な又は絶滅のおそれのある野生動物の捕獲・殺害の犯罪の処罰に関する補充規定 8. 中華人民共和国の国旗・国章侮辱罪の処罰に関する決定

原文 9. 关于惩治盗掘古文化遗址古墓葬犯罪的补充规定

訳文 9. 古代文化遺跡・古墳の盗掘の犯罪の処罰に関する補充規定

原文 10. 关于惩治劫持航空器犯罪分子的决定

訳文 10. 航空機を乗っ取った犯罪者の処罰に関する決定

原文 11. 关于惩治假冒注册商标犯罪的补充规定

訳文 11. 登録商標偽称の犯罪の処罰に関する補充規定

原文 12. 关于惩治生产、销售伪劣商品犯罪的决定

訳文 12. 偽造・粗悪商品の生産・販売の犯罪の処罰に関する決定

原文 13. 关于惩治侵犯著作权的犯罪的决定

訳文 13. 著作権侵害の犯罪の処罰に関する決定

原文 14. 关于惩治违反公司法犯罪的决定

訳文 14. 会社法違反の犯罪の処罰に関する決定

原文 15. 关于处理逃跑或者重新犯罪的劳改犯和劳教人员的决定

訳文 15. 逃走し又は再犯した労働改造受刑者及び労働教養対象者の処理に関する決定

附件二（附件二）

原文 全国人民代表大会常务委员会制定的下列补充规定和决定予以保留，其中，有关行政处罚和行政措施的规定继续有效；有关刑事责任的规定已纳入本法，自本法施行之日起，适用本法规定：

訳文 全国人民代表大会常務委員会が制定した次の補充規定及び決定は存置する。そのうち、行政処罰及び行政措置に関する規定は引き続き効力を有する。刑事責任に関する規定はこの法律に取り入れられたため、この法律の施行の日から、この法律の規定を適用する。

原文 1. 关于禁毒的决定

訳文 1. 薬物禁止に関する決定

原文 2. 关于惩治走私、制作、贩卖、传播淫秽物品的犯罪分子的决定

訳文 2. わいせつ物品を密輸し、製作し、販売し、頒布する犯罪者の処罰に関する決定

原文 3. 关于严禁卖淫嫖娼的决定

訳文 3. 売春・買春の厳禁に関する決定

原文 4. 关于严惩拐卖、绑架妇女、儿童的犯罪分子的决定

訳文 4. 女性・児童を誘拐売買し又は略取する犯罪者の厳罰に関する決定

原文 5. 关于惩治偷税、抗税犯罪的补充规定

訳文 5. 脱税・抗税の犯罪の処罰に関する補充規定

原文 6. 关于严惩组织、运送他人偷越国（边）境犯罪的补充规定

訳文 6. 他人を組織し又は輸送して国（辺）境を不法に越えさせる犯罪の厳罰に関する補充規定

原文 7. 关于惩治破坏金融秩序犯罪的决定

訳文 7. 金融秩序を破壊する犯罪の処罰に関する決定

原文 8. 关于惩治虚开、伪造和非法出售增值税专用发票犯罪的决定

訳文 8. 増値税専用インボイスの虚偽発行、偽造及び不法売却の犯罪の処罰に関する決定